

第2次

津和野町 総合振興計画

基本構想・前期基本計画

ひと（人）とひと（人）の絆で結ぶ
津和野ブランドによる協働のまちづくり
～好きです津和野 これまでも そして、これからも～



島根県 津和野町

2017年(平成29年)6月

町長あいさつ



平成17年9月に新津和野町が誕生し、10年が経過いたしました。

新町誕生とともに平成19年度に「第1次津和野町総合振興計画」を策定し、「人と自然に育まれ、温もりのある交流のまちづくり」を基本理念に、ふるさと津和野に誇りと愛着を持ち、一人ひとりが生きがいを持てるような社会参加を促すとともに、豊かさを実感できる地域社会の実現を目指し、さまざまな取り組みを進めてまいりました。

この間にわが国を取り巻く社会情勢は大きく変化を遂げています。人口減少や少子高齢化の進行による経済活動への影響や地方財政の悪化が一層深刻化しており、あわせて地域社会における人間関係が希薄化する中、高齢社会や地震・大雨等の自然災害に対応できる地域力の向上が求められる等さまざまな課題が残されています。

このことは、本町においても例外ではなく、これらの行政課題に対して本町の特性や地域資源を生かしながら、地域の主体による住民自治と協働のまちづくりをさらに推進していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、この度平成29年度から10年間のまちづくりの指針を示した「第2次津和野町総合振興計画」を策定しました。

第1次津和野町総合振興計画の基本理念を継承しながら、移住・定住施策の推進、津和野ブランドづくりと宣伝活動の推進、コミュニティの再構築と協働のまちづくりによるひとづくり、益田圏域や山口県央連携都市圏域等広域的な地域間連携による地域づくりを進めてまいります。

最後に本計画の策定にあたり、ご意見、ご提言をいただきました皆様に心からお礼を申し上げます。

津和野町長 下 森 博 之



津和野町民憲章

平成18年9月30日 告示第88号

私たち津和野町民は 秀峰青野山や清流高津川の美しい自然と 先人の築いた郷土を誇りとし ここに町民憲章を定め 希望に満ちたまちづくりに努めます

- 1 ふるさとの自然を愛し 住みよい環境をつくりましょう
- 1 学ぶ心を育て 薫り高い文化のまちをつくりましょう
- 1 働くことをよろこびとし 豊かな産業をつくりましょう
- 1 助け合う心を大切にし 明るい家庭や地域をつくりましょう
- 1 多くの人々と交流し 開かれたまちをつくりましょう

町の花・木・鳥



町の花「石蓐（つわぶき）」

つわぶきは、秋から初冬にかけて小さな可憐な黄色い花を咲かせるキク科の植物です。津和野の地名の語源は、「つわぶきの生い茂る野」であるとも言われており、津和野になじみの深い花です。



町の木「楠（くすのき）」

下瀬山城址を望む大元神社跡にそびえる楠の巨樹は、津和野の歴史を見据えて樹齢およそ500年、島根県で一番大きな木として県の天然記念物に指定されています。



町の鳥「白鷺（しらさぎ）」

白鷺は、ダイサギ、チュウサギ、コサギなど白い鷺類の総称です。津和野には国の重要無形民俗文化財に指定されている「弥栄神社の鷺舞」があり、優美な姿が白壁の町並みに映えています。

目次

Contents

第1部 序論	1
第1章 計画の概要	3
(1) 計画策定の背景と目的	3
(2) 計画の性格と役割	3
(3) 計画の構成と期間	4
第2章 時代の潮流	5
(1) 人口減少と少子高齢化の加速化	5
(2) まち・ひと・しごと創生（地方創生）の推進	5
(3) 社会経済のグローバル化の進展	5
(4) 安全・安心に対する町民意識の高まり	6
(5) 価値観やライフスタイルの多様化	6
(6) 地域自治の機運の高まり	6
(7) 厳しさを増す地方財政	7
第3章 本町の現状	8
(1) 地勢	8
(2) 沿革	8
(3) 総人口の推移	8
(4) 世帯の推移	9
(5) 人口構成比の推移	10
(6) 民営事業所従業者数	11
第4章 まちづくりの主要課題と今後の方向	12
(1) 第1次総合振興計画の課題	12
(2) 今後のまちづくりの方向性	15
第2部 基本構想	19
第1章 まちづくりの目標	21
(1) 基本理念	21
(2) 将来像	21
(3) 基本目標	22
(4) 人口の見通し	28
第2章 10年後の津和野町（まちづくりの方向）	29
(1) 施策の大綱（基本目標別基本方針）	29
(2) 計画の推進	34
第3部 前期基本計画の概要	35
第1章 前期基本計画について	37
第2章 政策分野別のまとめ方	37

第4部 前期基本計画	39
基本目標1 ふるさとの自然を愛し住みよい環境をつくるまちづくり	41
第1章 土地利用	43
第2章 自然環境・公園・緑地	45
第3章 町並みの整備	47
第4章 生活用水・下水道	49
第5章 ごみ処理	51
第6章 環境衛生	53
第7章 消費生活	54
第8章 道路整備	55
第9章 公共交通	58
第10章 消防・防災	60
第11章 防犯	63
第12章 交通安全	64
第13章 住宅	65
基本目標2 学ぶ心を育て薫り高い文化のまちづくり	67
第1章 学校教育	69
第2章 社会教育	73
第3章 青少年育成	75
第4章 文化・芸術	77
第5章 スポーツ	79
基本目標3 働くことを喜びとし豊かな産業を育てるまちづくり	81
第1章 観光	83
第2章 商工業	86
第3章 農業・林業・水産業	90
第4章 雇用対策	95
第5章 津和野ブランドの宣伝活動	97
基本目標4 助け合う心を大切にし明るい家庭や地域をつくるまちづくり	99
第1章 健康づくり	101
第2章 地域医療	104
第3章 地域福祉	106
第4章 高齢者福祉	108
第5章 障がい者福祉	112
第6章 児童福祉	115
第7章 ひとり親対策・生活困窮者対策	118
第8章 人権・同和行政	120
第9章 社会保障	122

基本目標5 多くの人々と交流し開かれたまちづくり	123
第1章 交流	125
計画実現の方策	127
第1章 協働のまちづくり	129
第2章 男女共同参画	131
第3章 行財政運営	133
第4章 情報化	136
第5章 広域行政の推進	138

第 1 部

序 論

第 1 章

計画の概要

(1) 計画策定の背景と目的

本町では、市町村合併による津和野町誕生とともに、平成19年度に「第1次津和野町総合振興計画」を策定し、「人と自然に育まれ、温もりのある交流のまちづくり」を基本理念として、「豊かな自然を生かしたまちづくり」、「教育と文化の薫り高いまちづくり」、「地域に根ざした新たな産業の創出」、「定住施策の推進と福祉」、「交流による開かれたまちづくり」の5つの視点から、後世に受け継いでいく責務を基本として、快適な住みやすいまちづくりに向けて、各種事業に取り組んできました。

しかし、本町を取り巻く環境は、この10年間、リーマン・ショックを契機とした世界同時不況をはじめ、東日本大震災や島根・山口豪雨災害、熊本地震がわが国に防災に対する大きな社会的影響を与える等大きく変化しました。

また、人口減少社会の進展に伴い、国内市場の縮小や労働力人口の減少に伴う経済活動への影響、税収の減少等による国や地方公共団体の財政悪化、少子高齢化に伴う社会保障費の増大等が一層深刻化しており、あわせて、地域社会における人間関係が希薄化する中、超高齢社会や地震・大雨等の自然災害に対応できる地域力の向上が求められる等さまざまな課題が残されています。

第2次津和野町総合振興計画は、これらの行政課題に対して本町の特性や地域資源を生かしながら、地域のさまざまな主体による住民自治と協働のまちづくりをさらに推進し、本計画において目指すべき新しい将来像を描くとともに、その実現を図るための基本的な方策を明らかにするため策定するものです。

(2) 計画の性格と役割

◆総合的かつ計画的な行政運営の指針

本計画は、本町におけるまちづくりの長期ビジョンであり、本町において最上位の計画として位置づけます。町の将来像の実現に向けて各分野の施策を体系化し、各部門相互の連携を図った総合的な計画です。

◆町民と行政のまちづくりの指針

本計画は、町民と行政が町の将来像に対する目標を共有し、協働で取り組むべきまちづくりの指針を明らかにするものです。

◆政策評価の基準

本計画は、行政政策の基本であり、今後の施策や事務事業の実施において、その進捗度を判断する基準となるものです。

(3) 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」で構成し、平成38年度（2026年度）を目標年度とします。

◆基本構想

「基本構想」は、長期展望の中で、まちづくりの基本理念と町の将来像を示し、その実現に向けた施策の基本方針と大綱を定めるものです。基本構想の計画期間は、平成29年度（2017年度）を初年度とし、平成38年度（2026年度）までの10年間とします。

◆基本計画

「基本計画」は、基本構想に示された施策の基本方向に基づいて、取り組むべき施策を具体的に示し、それらを組織的・体系的に推進するために定めるものです。

基本計画の計画期間は、10年間を前期と後期に分け、前期基本計画は平成33年度（2021年度）を目標年度とする5年間とします。

基本計画の期間は、前期5年、後期5年の10年間としますが、急激な社会情勢・経済情勢の変化により計画を見直すことがあります。

第2章**時代の潮流**

第1次総合振興計画（平成19年度～28年度）、わが国を取り巻く社会経済状況は大きく変化してきました。国内外で大きく変化する社会経済状況を踏まえて、次期第2次総合振興計画に係る時代の潮流を整理すると以下の通りです。

(1) 人口減少と少子高齢化の加速化

わが国の総人口は、平成20年の1億2,808万人をピークに減少傾向に転じ、平成27年国勢調査では、1億2,805万人と、大正9年の調査開始以来、初めての減少となりました。国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計に基づく、今後も減少の一途をたどり、平成72年（2060年）には8,674万人まで減少することが予測されています。

また、年齢別人口をみると15歳未満の年少人口の割合は調査開始以来最低の12.6%となる一方、65歳以上の老年人口の割合は調査開始以来最高の26.6%、さらに75歳以上に限ると12.8%と国民の約8人に1人を占める等、少子高齢化が深刻な状況です。

(2) まち・ひと・しごと創生（地方創生）の推進

地方の人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい住環境を確保し、将来にわたって活力のある日本社会を維持することを目的に、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。

この法律に基づき、国や地方公共団体では「地方における安定した雇用を創出する」、「地方への新しい人の流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守る」こと等を目標とする「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、戦略に基づく取り組みを進めています。

こうした中、内閣府が行った、東京在住者の今後の移住に関する意向調査の結果によると、約4割の人が移住を予定又は移住を検討したいと回答する等、今後、首都圏から地方への人の流れが加速化する兆しも見え始めています。

（本町では、平成28年1月に策定した「まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略」に基づき、人口減少や地域経済縮小を克服するため、つわの暮らし推進住宅の整備や空き家の活用など具体的な取り組みを開始しています。）

(3) 社会経済のグローバル化の進展

人・物・資金等社会経済のグローバル化が進む中、世界経済はリーマン・ショックや、ギリシャに端を発した欧州債務危機という2度の深刻な危機を経験しました。この間、先進国経済は大きく落ち込む一方で、中国やインド、ASEAN諸国をはじめとする新興国が世界経済の成長を牽引し続けており、今や、これら新興国の動向は、わが国の社会経済にとっても不可分の関係となっています。

一方、グローバル化の進展により訪日外国人旅行者（インバウンド）は、平成28年には10月時点

で2,000万人を突破しており、地域経済を支える新たな産業として観光産業の成長に期待が集まっており、各地で日本版DMO*設置の動きが進んでいます。

*日本版DMO：地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人。

(4) 安全・安心に対する町民意識の高まり

平成25年7月に本町に甚大な被害を及ぼした豪雨災害をはじめ、平成26年8月に広島県で発生した大規模な土砂災害、鬼怒川が決壊した平成27年9月の関東・東北豪雨等、東日本大震災以降もさまざまな自然災害が発生しています。

また、平成28年4月の熊本地震や10月の鳥取県中部地震、さらに、高い発生確率が想定されている南海トラフ地震等により、防災に対する国民の意識は高まっています。

さらに、身近な暮らしの中でも、高齢者や幼児等の弱者を狙った犯罪やインターネットを利用した知的犯罪等、犯罪手口の巧妙化、悪質化が進んでいます。この他、交通事故や新たな感染症、テロや武力攻撃等に対する社会不安等、時代の進展とともに対応すべき課題は多岐に広がっています。

しかしながら、こうした自然災害や事件・事故等を完全に防ぐことは困難であることから、安全で安心できる生活の確保に向けて、過去の教訓等を生かした強固な危機管理体制を構築する一方で、まちづくり委員会や自治会等を中心として「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を広く醸成していくことが求められています。また、広域的な課題については、国や県と十分に連携した対応を進めていく必要があります。

(5) 価値観やライフスタイルの多様化

個人の価値観やライフスタイルの多様化に伴い、従来の「物質的な豊かさ」より「精神的な豊かさ」を重視する人々が増えています。また、画一的な集団から脱して自分らしさを大切にしようと、都会から地方に移住しようとする動きも見え始めており、移住者の手で全国に発信された、都会にない魅力が大きな反響を呼び、まちの活性化につながった事例等も報告されています。

さらに、仕事と家庭のみならず、町民活動や自己啓発等さまざまな活動との調和がとれた生き方の実現、いわゆるワーク・ライフ・バランスの考え方が重視されつつあります。

こうした中、多くの人に選ばれる自治体となるためには、他にはない、自治体独自の個性や魅力を磨くとともに、住民一人ひとりが希望や生きがいを持って生活できる社会の構築が求められています。

(6) 地域自治の機運の高まり

人口の流出や少子高齢化の進行等により、地方の多くでは地域コミュニティの衰退が進み、住民間のつながりの希薄化から「無縁社会」という言葉に象徴される孤独死や児童虐待が大きな社会問

題となるとともに、安全・安心な日常生活の維持や生活交通の確保、伝統文化の保存・継承、農地や山林の保全等の課題が顕在化しています。

こうした中、地域や住民との協働なくして多様化する地域課題の解決や安全・安心な地域社会の存続は困難な状況となっており、地域住民が、自分たちの地域のことを自分たちで考え、行動する地域自治の確立が強く求められています。

(7) 厳しさを増す地方財政

わが国の経済は、政府による経済対策や平成32年（2020年）の東京オリンピック・パラリンピックの影響により、一部の都市圏では回復の兆しをみせていますが、地方への波及には今なお時間を要しています。

こうした中、地方の財政状況は、少子高齢化や生産年齢人口の減少、地域経済の停滞に伴う税収の減少等により厳しさを増しています。一方、歳出についても、高度経済成長期以降に整備された学校や道路、橋梁、上下水道、CATV施設等の公共施設の老朽化が進んでおり、今後、維持管理に要する費用の増大が見込まれることから、これまで以上の厳しさが予想されます。また、合併自治体においては、普通交付税の特例措置である合併算定替の段階的縮小や合併特例債の発行期限の到来等特有の課題に直面しています。

第3章

本町の現状

(1) 地勢

本町の総面積は307.03km²で、そのうち森林が占める割合は約9割です。耕地面積は11.6km²で、主な作物は水稲であり耕地面積の半分近くを占めます。高津川と津和野川、その支流が入り込んで小谷をなし、狭小な谷底平野が開けています。標高は40mから1,260mまでと起伏に富んでいます。平野部の気候は内陸の気候で比較的温暖です。年間平均気温は14℃前後、年間平均降水量は1,600mm程度です。

出典：島根県各市町村の地域営農情報等より編集

(2) 沿革

本町は平成17年に旧津和野町と旧日原町が合併し誕生しました。島根県の西端で、県庁所在地の松江市から約200kmに位置しており、益田市や吉賀町、山口県山口市・萩市に隣接しています。

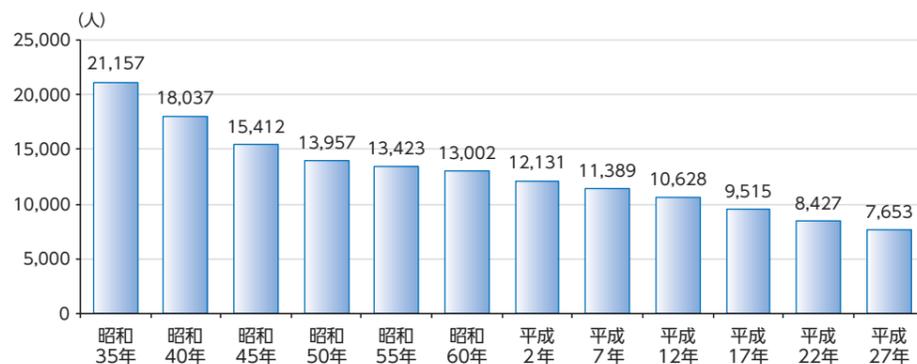
町の様子については、山あいには白壁と赤瓦の家並みがつづき、西に山城の跡がみえる城下町で、歴史を生かしたまちづくりが「日本遺産」として認定されています。歴代藩主は産業開発と教育の振興に力を注ぎ、森鷗外や西周等の傑出した人材を輩出する礎になりました。

本町は、津和野の町並みを見おろすようにそびえる秀峰青野山と、西日本では稀に見るブナの原生林に覆われた安蔵寺山、キシツツジや照葉樹林に囲まれた高津川と津和野川の清流等緑豊かな自然をもつ町です。

(3) 総人口の推移

本町の人口は、昭和35年の21,157人以降、減少が続いており、平成22年では8,427人、平成27年では7,653人となっています。今後の将来推計によると、減少傾向は今後も継続し、平成37年(2025年)には約6,000人、平成47年(2035年)では5,000人を下回ると予測されています。

■ 総人口の動き ■



出典：国勢調査(各年10月1日現在)
注：平成12年までの数値は「旧津和野町」と「旧日原町」の合計値

総人口の実績について、昭和35年を100とした指数で見ると、全国平均は平成27年に136.0ですが、島根県は78.1、本町はそれを下回り36.2となっています。

全国の人口は昭和35年から平成22年まで増加しましたが、本町では昭和40年以降、減少しています。

わが国では、戦後、高度経済成長期やバブル経済期の時期に、地方から東京圏等大都市圏への人口移動が多くみられ、このようなことも要因の一つとして考えられます。

島根県では、昭和40年以降、昭和35年を下回って推移しているものの、昭和55年から平成12年にかけては大きな変動なく、安定的な推移を示しています。

本町では、昭和45年ごろの高度経済成長期には大きく人口が減少し、その後は比較的緩やかながらも、ほぼ継続的に下降しています。

■ 人口の推移 ■



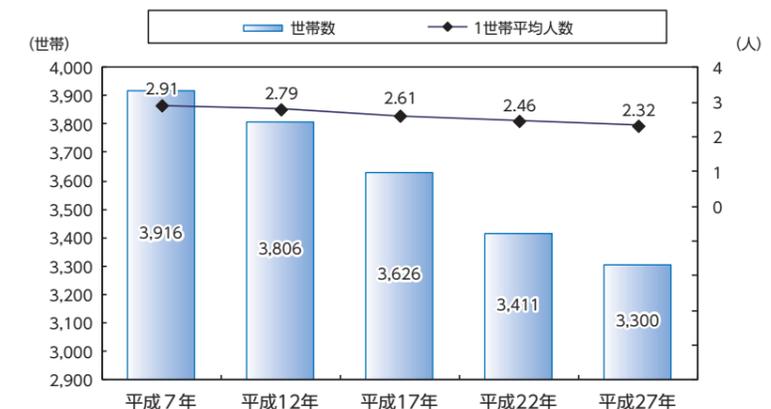
出典：国勢調査(各年10月1日現在)
注：平成12年までの数値は「旧津和野町」と「旧日原町」の合計値

(4) 世帯の推移

世帯数は、平成7年において3,900世帯を超えていましたが、平成27年には3,300世帯まで減少しています。

平成7年時点で1世帯当たり平均人数が2.91人であった世帯規模は、年々縮小傾向にあり、平成27年の1世帯当たり平均人数は2.32人となっています。

■ 世帯数・世帯規模の推移 ■

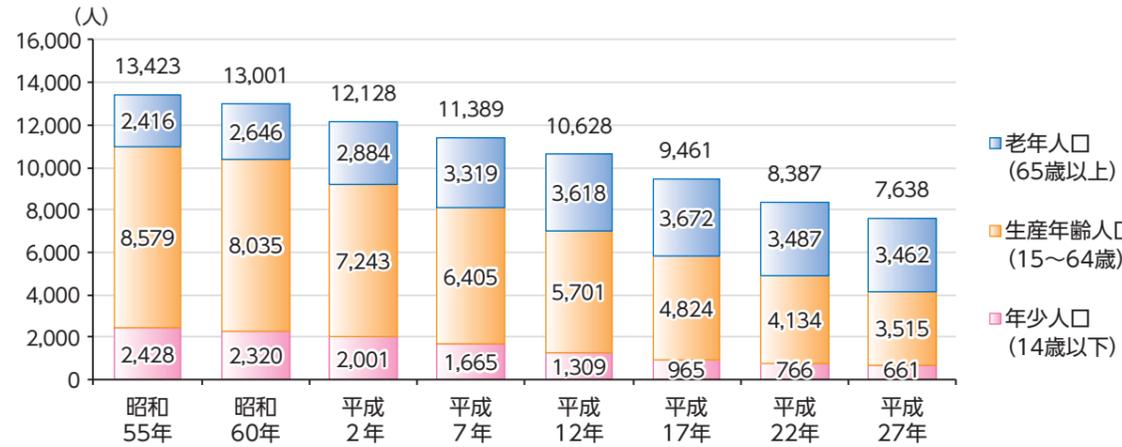


出典：国勢調査(各年10月1日現在)

(5) 人口構成比の推移

本町における昭和55年以降の年齢別人口の推移をみると、おおむね年少人口及び生産年齢人口の減少、老年人口の増加という傾向にあります。少子高齢化が顕著に進行していることがうかがえます。

■本町の年齢3区分別人口■

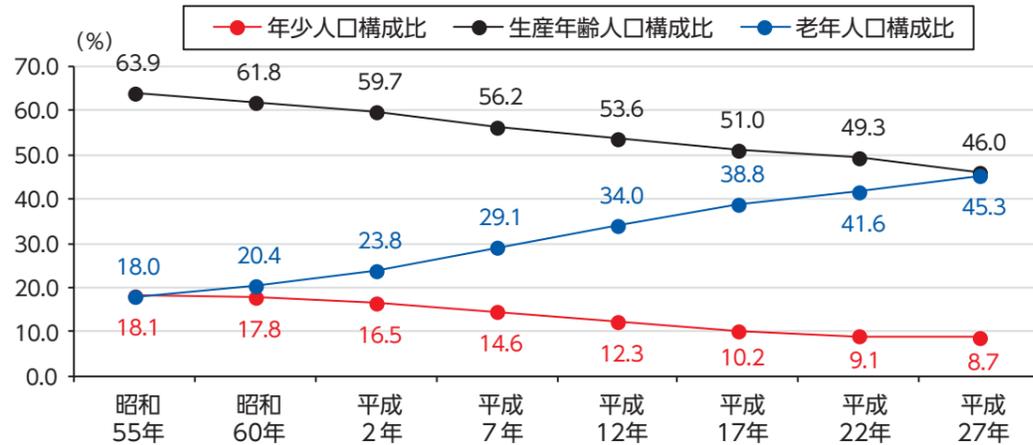


出典：国勢調査（各年10月1日現在）
注：上段数値は年齢不詳分を除く合計値

人口構成比でみると、年少人口比率と老年人口比率は、昭和55年にはほぼ同水準でしたが、それ以降は老年人口が年少人口を上回り、その差を広げながら推移しています。特に、平成7年から平成12年にかけて老年人口が30%を超え、平成22年には年少人口が10%を下回り、老年人口は40%を上回りました。

高齢化は生産年齢人口比率の低下とあわせて、今後さらに本格化する可能性を注視していく必要があります。

■本町の年齢3区分別人口構成比■



出典：国勢調査（各年10月1日現在）

(6) 民営事業所従業員数

平成26年の経済センサス - 基礎調査による民営事業所従業員数をみると、「卸売・小売業」(20.5%) が最も多くなっています。

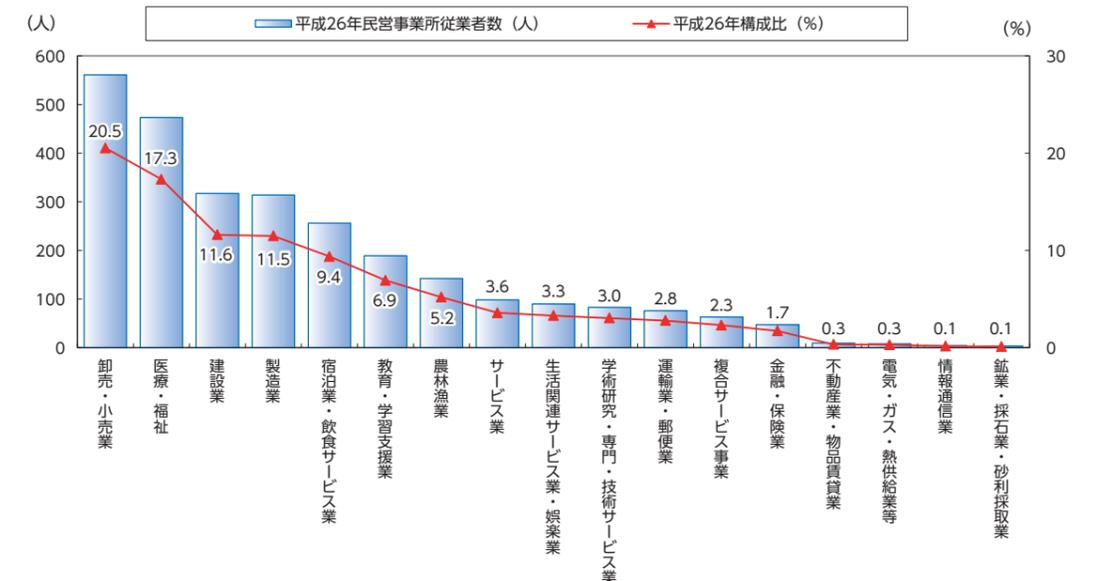
以下、「医療・福祉」(17.3%)、「建設業」(11.6%)、「製造業」(11.5%) 等が続いています。

■産業別従業員数（民営事業所）■

	平成26年民営事業所従業員数 (人)	平成26年構成比 (%)
合計	2,733	100.0
農林漁業	142	5.2
鉱業・採石業・砂利採取業	3	0.1
建設業	317	11.6
製造業	314	11.5
電気・ガス・熱供給業等	8	0.3
情報通信業	4	0.1
運輸業・郵便業	76	2.8
卸売・小売業	561	20.5
金融・保険業	47	1.7
不動産業・物品賃貸業	9	0.3
学術研究・専門・技術サービス業	83	3.0
宿泊業・飲食サービス業	256	9.4
生活関連サービス業・娯楽業	90	3.3
教育・学習支援業	189	6.9
医療・福祉	473	17.3
複合サービス事業	63	2.3
サービス業	98	3.6

出典：平成26年経済センサス - 基礎調査
注：構成比は、端数処理により、各項目の合計が100.0%にはなっていない。

■産業別従業員数・構成比（民営事業所）■



出典：平成26年経済センサス - 基礎調査

第4章 まちづくりの主要課題と今後の方向

「第1次総合振興計画の課題」等を基に、第2次に向けた今後のまちづくりの方向を以下に示します。

(1) 第1次総合振興計画の課題

第1 ふるさとの自然を愛し住みよい環境をつくるまちづくり

自然環境

●林業の担い手確保のため、地域おこし協力隊制度により自伐型林業の実践者を養成する取り組みの強化が必要です。

町並みの整備

●景観計画や歴史的風致維持向上計画、伝統的建造物群保存地区保存計画などに基づき、町並みを保存していくための継続的な取り組みが必要です。

環境衛生

●ごみの減量・リサイクルの推進については、集団回収（リサイクル）は年々減少傾向となっており、リサイクルの方法について、検討が必要となっています。

●不適正処理の廃絶については、啓発活動は行っているものの廃絶には至っていないのが課題です。

道路と交通

●くらしの道ゾーンの整備については、道路幅員が狭く、歩道も設置できていない路線もあり、今後も整備を継続していく必要があります。

消防・防災・国民保護

●地域の防災意識は全体的には向上していますが、地域によっては差があり、防災意識の啓発活動や訓練の実施を継続していくことが必要です。

●ハザードマップは全戸配布を行っていますが、土砂災害特別警戒区域の追加等、情報を充実させる必要があります。

住宅

●町営住宅整備については、建替え・用途廃止の対象住宅についての入居者の理解や調整等必要であり、計画的に進んでいません。

●若者向け・高齢者向け住宅の整備については、平成26年度、民間事業者の協力を得て住宅の建設ができましたが、民間事業者の継続した協力については厳しい状況です。

生活用水

●水道施設の整備については、老朽化の激しい施設から順次計画的に整備・更新を進めていますが、近年修繕費予算が増加していく傾向にあり、計画の見直しをする必要があります。

●水道未普及地域の解消のため施設の整備に要する費用に対して助成を行っていますが、未普及地域解消には至っておらず、今後の課題となっています。

●水道事業経営については、一般会計からの繰入金に依存している状況が続いていることが大きな課題です。

第2 学ぶ心を育て薫り高い文化のまちづくり

学校教育

●特別支援教育学習支援員については、支援を必要とする児童・生徒の割合が年々増加する傾向にあり、継続した支援員の確保が課題となっています。

●学校給食については、食材価格の高騰等、現状の給食費では給食献立の維持に支障がでる恐れがあり、材料の供給等運営管理面で検討していく必要があります。

社会教育

●地域リーダーの養成と社会教育関係団体の育成については、全ての公民館において各種社会教育団体と連携・協力・協働していますが、活動の活発化に向けてさらに努力していく必要があります。

●社会教育の充実を図るための人員配置の拡充と、社会教育施設の老朽化への対応が必要です。

文化の振興

●文化財資料の収集・整理・公開は充分とは言い難い状況です。

●芸術・文化振興の活動の中核となる施設の充実が必要です。

●多くある文化財の維持・管理・活用に係る、経費や人的対応が課題です。

第3 働くことを喜びとし豊かな産業を育てるまちづくり

観光

●津和野の観光の魅力化と情報発信に力を入れるとともに、商業者との連携を図り商品開発など具体的な取り組みが必要です。

●外国人観光客も増えており、宿泊施設の充実やサインの整備、パンフレット等の多言語化も課題となっています。

商業

●商店街の魅力づくり、津和野ブランドの創出については、引き続き取り組みが必要です。

工業

●企業誘致の推進については、誘致企業で働く人材確保、町内企業との協業・連携へ向けた関係構築、新たな誘致へ向け継続した企業訪問等が今後の課題です。

農業

●農家の高齢化に伴い水稻の作付が減少しています。引き続き担い手への農地集積・集約化が必要です。

●後継者の確保については、農業研修生の確保がおおむね順調です。就農初期段階の支援策を充実していく必要があります。

林業

●森林資源を有効活用する施業体系の確立のためには、路網整備と適切な森林整備を同時に推進することが必要です。

水産業

●水産業と観光の連携については、鮎以外についてはブランド力が不足しており、観光協会等と連携して取り組む必要があります。

第4 助け合う心を大切に明るい家庭や地域をつくるまちづくり

定住施策の推進

- UIターンについては、仕事を探す人と求人をする企業との間に労働条件におけるミスマッチがみられます。
- 移住・定住に向けて、さまざまな機会を通じてのPRや、東京事務所の活用によるUIターンの推進活動等も実施していますが、特に団塊の世代に絞ったPRについては不十分であり、今後は効果的なPRを検討する必要があります。

保健・医療

- 介護予防・生活支援の推進については、医療と介護の連携強化を図るとともに、高齢者のニーズに合わせた生活支援サービスの充実を図る必要があります。

地域福祉

- 行政だけでは解決できない地域課題に取り組むため、NPO法人の設立・育成への支援を行い、地域全体の福祉の向上に取り組んでいく必要があります。

高齢者福祉

- 気軽に集まれる場づくりとして、いきいき百歳体操を町内各地で活動を展開していますが、交通手段がないという理由から参加者が減少している地区もあり、参加者の拡大に向けた取り組みが今後の課題です。

障がい者福祉

- ボランティア活動の推進として、精神福祉ボランティアの養成を行っており、継続して実施していく必要があります。
- 相談、受診体制の充実のため、手話奉仕員・要約筆記奉仕員の養成やスキルアップのための支援を行っていくことが必要です。

児童福祉

- 今後とも、子育て支援・児童相談体制・母子保健医療等の充実を図っていくことが必要です。

人権・同和教育

- 津和野町人権・同和対策推進協議会、関係各課、学校とも連携して啓発活動を行っていますが、内容については検証を行い、一層の充実を図る必要があります。

第5 多くの人々と交流し開かれたまちづくり

国際交流の促進

- ベルリン市中央区との行政同士の交流自体が休止状態であることから、改めて交流の活性化について行政と協会で要望していく必要があります。

文化交流の推進

- 近県学校音楽大会は近年の児童・生徒の減少の中、参加校・参加者が増加傾向にあり、スムーズな運営ができるような体制づくりが必要です。
- 文京区や鹿野町、北九州市、津山市など津和野とかわりの深い都市との歴史・文化交流を継続して推進していく必要があります。

第6 計画実現の方策

町民と行政が一体となったまちづくり

- 自治会の育成については、自治会等間での連携等を今後も継続する必要があります。

(2) 今後のまちづくりの方向性

時代の大きな流れや第1次総合振興計画からみた課題等についてみてきましたが、急激に変化する時代の潮流の中、5つの基本目標で示された「ふるさとの自然を愛し住みよい環境をつくるまちづくり」、「学ぶ心を育て薫り高い文化のまちづくり」、「働くことを喜びとし豊かな産業を育てるまちづくり」、「助け合う心を大切に明るい家庭や地域をつくるまちづくり」、「多くの人々と交流し開かれたまちづくり」は第2次総合振興計画においても重要な視点であり、継続した取り組みが望まれます。

なお、地域コミュニティの活性化や協働のまちづくり等、地域や町民と一体となったまちづくりが主流となっていく新たな行政需要への対応を勘案すると、次の基本的方向を踏まえたものとします。

移住・定住施策の推進

平成26年5月に「日本創成会議」の人口減少問題検討分科会が、全国約1,800市区町村のうち約半分に相当する896市区町村が平成52年（2040年）までに消滅する恐れがあるとの研究レポートを発表し、国においては、平成26年9月に「まち・ひと・しごと創生本部」を創設し、同年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、同年12月には地方創生に向けて「長期ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されました。

これを受け、本町においても平成28年1月に「まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略」を策定しました。

本総合戦略では、「若い女性が住みたいまちづくり」を基本的視点として「定住の基盤となるしごとをつくる」、「津和野に回帰するひとの流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての夢をかなえる」、「地域と連携し、住みよいまちをつくる」、「未来の津和野を担うひとを育てる」の5つの基本目標を掲げ、「ひと」づくりを基本にした取り組みを進めています。

中でも、人口減少に歯止めをかけるため、地域の活性化のためには、移住・定住に対する取り組みは極めて重要です。

本計画の策定に当たっては、移住・定住のための「しごと」づくりや「ひと」を呼び込むための地域資源の活用等による仕掛けづくりを引き続き積極的に取り組んでいく必要があります。

また、移住や定住の条件として教育環境の充実はとても重要です。特に、津和野で生まれ、育った子どもたちが、ふるさとを誇りに思い、将来いかに町内に定住するかは、地域での体験の積み重ねがとても大切です。地域全体で子どもたちを育てる取り組みを充実し、ふるさと教育やキャリア教育に、引き続き積極的に取り組みます。

さらに、若い人が定住し、次代に津和野を引き継いでもらうための、結婚、出産から子育てまでの一貫した生活スタイルが確保できる環境づくりも重要です。

そのため、縁結び支援体制の推進による出会い、結婚への支援とともに、すでに取り組んでいる

女性会議のさらなる充実を通じた妊娠、出産、子育てはもちろん、安心して働き続けられる支援の充実を図る必要があります。

津和野ブランドづくりと宣伝活動の推進

本町は平成17年に旧津和野町と旧日原町が合併して誕生し、平成27年で町制10周年を迎え、この間、地域の活性化に向けたさまざまな活動が行われており、地域一丸となった体制が形成されてきました。

そのような中、本町には、農産物（粟、米など）をはじめ、高津川（自然、鮎、わさび）、日本遺産等を含む歴史文化など多様な地域資源があるものの、「津和野」としての存在力・ブランド力は必ずしも大きくはなく、地域としての情報発信力についても弱い状態にあります。

今後、未来に託せる新たな本町の形成を図るために、地域を支えるさまざまな企業・組織、住民グループ等、全ての町民が関わる中で、津和野ブランドの強化に努め地域の創造的な再生を図ることが必要であり、「津和野」としての訴求力を高め、多様な形での情報発信を通じ、津和野ブランドを対外的にアピールしていくことが求められています。

本当のブランドは、都市の名前だけでなく、その都市の地理的位置等が周知されることが大切です。つまり、まちづくりの視点からは、「ひと」、「もの」、「情報」、「しくみ」等さまざまな地域資源を活用して、はじめて「津和野ブランド」が形成されると考えます。

本町固有のさまざまな地域資源がブランド化されることによって、交流が生まれ、津和野に住むことの誇りとともに、定住化が促進されるという地域活性化の流れをつくる必要があります。

具体的には、「もの」の視点からは、本町の基幹産業である農業における6次産業化や他の産業との連携等を通して新しい農産物や新商品開発を通じた地域の特産品のブランド化を積極的に推進する必要があります。

「ひと」、「しくみ」については、コミュニティの再構築を通じた「ひと」づくりの「しくみ」を、本町固有のものとして醸成することも、一つのブランド化のあり方と考えます。

さらに、対外的にアピールするためには、「津和野町を知ってもらう」を基本として、ツーリズム等の観光キャンペーンの実施、各種イベントの実施や特産品の総合的なデザイン等、地域の魅力を高める戦略の構築、いわゆる宣伝活動の観点からの取り組みも必要です。あわせて、フェイスブック等のSNSを活用する等、宣伝活動を進める上で必要なさまざまなツールの確立とそれらを「見える化」することが、「情報」という資源を活用した、新たな「津和野ブランド」となることも念頭に置くことが重要と考えます。

コミュニティの再構築と協働のまちづくりによるひとづくり

本町では、少子高齢化が進展する中、地域コミュニティの維持が大きな課題となってきました。とりわけ山間部等、人口減少が進んだ地域においては、地域コミュニティを維持することが困難な状況になってきています。

このようなことから、本町では地域問題解決の要となる「まちづくり委員会」が地域に設置され、集落支援員を核に地域の活性化や地域課題の解決のための取り組みを進めています。

今後はまちづくり委員会が中心となって、地域コミュニティの創造的再生を図り、世代を越えたコミュニティの交流・連携強化を通じ、子どもから高齢者までのあらゆる町民が、津和野に住む喜びを感じることができる社会を作っていくことが求められています。

地域コミュニティの再構築と協働のまちづくりは、これからの行政運営にとっては欠かせないものであり、地域力の醸成とともに、これからの本町の人材の育成にとっても欠かせない取り組みです。今後とも、組織や条例についての町民への周知や取り組み内容の充実に努め、積極的に推進することが重要です。

連携による地域づくり

本町の地域づくりにおいては、多様な地域間連携等を通じて、豊かな農村環境の中に存在している本町の状況を明確にし、本町としての個性ある地域の活性化を図る必要があります。

中でも、隣接市町との地域間連携は重要です。町民の多様なニーズに対応していくためには本町だけの資源やサービス機能だけでは限界があります。このため、いくつかの自治体との連携により、それらの圏域全体として必要な都市機能を充実させていくことが必要です。

具体的には、益田圏域や山口県央連携都市圏域等広域的な地域間連携により、「ひと」、「もの」、「情報」の交流・出会いが活発化し、高密度な交流が実現することにより、新たな価値創造につながる可能性があります。

都市間競争の激化の中で、圏域に対する高次のサービス機能の確保と新たな価値創造は、各々の地域が多様性を再構築し、自らの資源に磨きをかけることによって可能になるものと考えます。

第2部

基本構想

第1章

まちづくりの目標

(1) 基本理念

第1次津和野町総合振興計画では、新町建設計画の基本目標である「人と自然に生まれ、温もりのある交流のまちづくり」を基本理念として設定し、「私たち一人ひとりが生き甲斐を持てるような社会参加を促し、豊かさを実感できる地域社会の実現が何よりも大切」という考え方をもとに、さまざまな取り組みを進めてきました。

この基本理念に示す本町の地域特性と今後目指すべき方向は長期にわたって普遍的なものであり、第2次計画においても、変えることなく継承していきます。

基本理念

人と自然に生まれ、温もりのある交流のまちづくり

(2) 将来像

第1次津和野町総合振興計画期間中の10年間は、先にみた時代の潮流と今後のまちづくりの方向に示すように、人口減少と少子高齢化の進行が一層深刻になる中、若い人を中心とした移住・定住の促進は喫緊の課題となっています。

今後は、これまで取り組んできた優秀な人材によるまちの活性化をさらに進展させ、ひと（人）がひと（人）を呼ぶ好循環を生むことによって、「まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略」にも示された津和野の魅力をもっと生かした、若い人を中心とした移住・定住を促進させるとともに、町民との協働のまちづくりのもと町民にとってもわかりやすく、達成目標を明確にした計画づくりが求められています。

そのため、長期のまちづくりの方向を示す「基本理念」を実現するため、以上の背景を踏まえた今後10年間の本町のあるべき姿を本計画の将来像として以下のように設定しました。

将来像

ひと（人）とひと（人）の絆で結ぶ
津和野ブランドによる協働のまちづくり
～好きです津和野 これまでも そして、これからも～

●人と人の絆で結ぶ 津和野ブランドによる協働のまちづくり

本町独自の地域資源から、「ひと」、「もの」、「情報」、「しくみ」等多様な地域資源をも活用した、新しい「津和野ブランド」を町民、地域、行政、団体・企業等と一体となって紡ぎ、培っていきます。

また、これまで、町民と行政がそれぞれの特性を生かして、適切な役割分担のもと連携・協力する「協働」によって、地域課題の解決や魅力づくりに取り組んできました。

さらに、これまで町内外から優れた人材が様々な分野で、地域おこし協力隊や地域応援団の形で本町に関わり、町の活性化に大きな影響を与えると同時に、かれらがまた新たな情報発信源として新たな人材を呼び込むしくみが構築されつつあります。

このような一連のひとづくり、まちづくりの取り組みがさらに地域での連帯感を創出することが期待されます。

今後も、この「ひと（人）」と「ひと（人）」の絆をもとに、町民と行政の「協働」をまちづくりの考え方で、地域コミュニティの形成を進めながら、地域におけるつながりや連帯感を深めつつ、子育て支援を含めた福祉・医療や防災、防犯等の取り組みの充実を図ることで、安全で安心なまちづくりを進め、誰もが「住み続けたい」をはじめ、思いやり、やさしさ等人の「温かさ」が伝わるまちづくりを進めていきます。

津和野ブランドが、絆という温かい人間関係で築き上げられ、各々の世帯・世代、地域、団体等様々な形の協働のまちづくりを進めていきます。

●好きです津和野 これまでも そして、これからも

町民から「津和野が好き」と思われる状態は、町民が本町に住んでいてよかったと思われていることであり、町民が本町で幸せを感じていることを示しています。

そして、これまでの津和野も好きだけでも、新しく生まれ変わる本町もきっと好きになれるという思いを込めています。

この思いを通して、町民一人ひとりが、ふるさとに対する誇りを持ち、地域や人のつながりを大切に、豊かな自然を次世代に継承し、生きがいや夢を持つことで「しあわせ」を感じることが出来るまちづくりを進めます。

さらに、これには、町民だけではなく町外の人へのアピールの意味も込めています。

すなわち、「町外の人にも好かれるようなまち」「訪れたいまち」ひいては「住んでみたいまち」「住み続けたいまち」になりたいという願いを込めています。

(3) 基本目標

まちづくりの基本目標は、今後10年間の「将来像」である「人と人の絆で結ぶ 津和野ブランドによる協働のまちづくり」を実現するために達成すべきまちの姿を具体的に示したものです。

基本的には、移住・定住施策の推進、津和野ブランドづくりと宣伝活動の推進、コミュニティの再構築と協働のまちづくりによるひとづくり、連携による地域づくりといった今後のまちづくりの方向を踏まえて、以下のように設定しました。

基本目標1 ふるさとの自然を愛し住みよい環境をつくるまちづくり

津和野の町並みを見おろすようにそびえる秀峰青野山と、西日本では稀に見るブナの原生林に覆われた安蔵寺山、清流高津川など、緑豊かな自然を生かした地域づくりを、今後とも引き続き目指します。

その上で、豊かな自然に恵まれた美しいまちを保つため、自然環境の保全に努め、住環境、生産機能及び保全機能のバランスを保った土地利用を推進するとともに、「日本遺産」認定を踏まえた伝統的建造物や町並み景観を後世に伝えていくための保存、整備に取り組めます。公園・緑地等の憩いの場、安全で良質な水の安定供給、魅力ある住環境、道路等の交通環境等を通して、快適で利便性の高い生活環境の整備に努めます。

また、ごみの減量化やリサイクルにより循環型社会の形成や新エネルギー・省エネルギーによる地球温暖化対策及び環境美化対策等にも取り組み、「自然と共生する清潔なまちづくり」を目指します。

併せて、大規模災害を前提とした防災体制の確保、特に自然災害が発生した際に被害を最小限に食い止め、被害を減らすための備えを確保する「減災」への取り組みを推進するとともに、交通安全対策や防犯体制、地域医療体制等の充実を通じた「安全で安心なまち」を目指します。

基本目標2 学ぶ心を育て薫り高い文化のまちづくり

養老館に象徴される学問の普及により、森鷗外や西周等傑出した人材を輩出してきた伝統は町民の誇りであり、今なお人々の心に深く息づいています。

今後とも、全国初の産業組合病院を創立した大庭政世や、郡是や片倉など大手企業に対抗して組合製糸石西社の操業に着手した神崎直三郎等を含む郷土の発展に涙ぐましい努力を重ねられた先人の労苦を偲びながら、次代を担う人材の育成に努め、文化の薫り高いまちづくりを目指します。これからのまちづくりの要は「人」です。そして、まちづくりを担う「人」には変化する時代の流れに対応できる力が必要です。

併せて、地域教育力を結集して、教育内容の充実や人材育成を推進し、主体的に行動し、たくましく生きる力を育むとともに、生涯を通して、いつでも、どこでも、誰でも学ぶことができる生涯学習を目指します。また、スポーツや文化の振興及び様々な交流等を通して「人と人が触れ合うことができるまちづくり」を目指します。

基本目標3 働くことを喜びとし豊かな産業を育てるまちづくり

観光による産業振興については、人そのものが観光資源となるようなしくみを整え、文化の町にふさわしいものを目指します。

地域企業の振興・活性化に努めるとともに、高校卒業後の地元就職、大学卒業後の地元回帰等のための雇用の受け皿としての企業誘致活動や、創業支援の取り組みを進めます。

農業においては、多様な担い手の確保に努め、農業経営の多様化と高度化を推進するとともに、6次産業化への取り組みを強化し地産都商を進めるとともに地産地消に対する支援を進めます。林業においては、計画的に安定した木材供給体制の確立に努めます。

また、ダムのない河川として全国的に稀有な存在である高津川は、水質においても日本屈指の清流であり、そこで獲れる鮎やツガニ、スッポンなど水産資源を郷土料理として活用し収益性の高い

水産業の振興を目指します。

また、本町に存在する、ひと、もの、環境等多様な地域資源を活用することによって新たな産業の創出を図っていくことが重要です。そして、このような動きを通じて、地域の産業を創造的に再生していくことが求められます。

まちが活気づき、人が交流することを通してにぎわいが戻ることによって、新たな雇用が生まれ、安心して住むことができる環境づくりが期待されます。

そのため、行政、産業、住民等の各分野が連携し本町の多様な資源を生かして「津和野ブランド」を育てあげ、地域イメージを向上させ、多くの人や企業を呼び込む宣伝活動の展開を図ります。

基本目標4 助け合う心を大切にし明るい家庭や地域をつくるまちづくり

人口減少、少子高齢社会が進行する中で、高齢者夫婦世帯や一人暮らし世帯等の増加、核家族化等家族形態の多様化や役割等が大きく変化するとともに、価値観の多様化やライフスタイルの変化等を背景に、地域社会での人々の結びつきは弱体化しています。このような中、町民ニーズの多様化や時代の変化に対応し、町民がお互いに認め合い、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるような仕組みづくりが必要です。

そのために、まず、町民の健康寿命を延伸するための取り組みや地域医療の充実等を通じた取り組みを推進するとともに、自助、互助、共助、公助の視点による地域が主体となって支え合う地域福祉のまちづくり、高齢者や障がいのある人たちにやさしいまちづくり、各年代に応じた健康づくりや生きがいづくり等への取り組みを進めます。また、ひとり親家庭や生活困窮者が安心して暮らすことのできるよう支援を行っていきます。

特に、高齢者対策については、「介護」、「医療」、「予防」、「住まい」、「生活支援・福祉サービス」の相互連携による「地域包括ケアシステム」の充実を図ります。

また、子どもを安心して産み育てやすい環境づくりとともに、人々が世代をこえて末永く定住できるように努めます。

併せて、人権啓発を通じた「人を大切にするまちづくり」を目指します。

基本目標5 多くの人々と交流し開かれたまちづくり

交流の目的としては、文化面や経済面での貢献度があげられますが、国際交流については、ドイツ連邦共和国ベルリン市中央区との姉妹都市縁組の調印を行っており、今後とも、異文化との接触による国際感覚の会得と国際化社会に対応する人材の育成に継続的に取り組みます。

また、国内的には開かれたまちづくりを目指すための交流として、鳥取市鹿野町及び北九州市との間において友好交流都市としての縁組を行っており、人の流れや物の流れを円滑にすることにより文化的、経済的発展を目論みながら取り組みを進めます。

さらに、森鷗外を縁として交流が始まった東京都文京区をはじめ災害時の協力協定の提携などで国内の地域との結びつきを強めています。中でも文京区とは同区内に津和野町東京事務所を設置していることもあり、近年交流が活発化していることから、今後も人的、物的交流を拡大していく考えです。

また、これらの交流を埋もれがちな独自文化の再発見への貴重な機会ととらえ、誇りと希望に満ちた輝かしいまちづくりを進めます。

計画実現の方策

ひとづくり、まちづくりは、地域コミュニティの活動と深く関るものです。このためまちづくり委員会を中心として住民活動の活発化を図るとともに、男女共同参画等を通じた「人を大切にするまちづくり」を目指します。

少子化や高齢化が進展するなか、介護や子育て支援等多様化、高度化する町民ニーズには、行政だけでは対応出来ない場合があり、さまざまな主体による協働のまちづくりが必要になっています。

そのため、各地域の自治会、まちづくり委員会等を通して町民参画やコミュニティの活性化を図るとともに、パートナーシップによる町民と行政が「協働」でつくるまちをさらに進めます。

今後も地方分権や規制改革の進展等によって、それぞれの地域の特性を生かしながら地方自ら決定をし、その責任を負う主体性と自立が求められています。

そのため、行財政改革を推進し、効率的で効果的な行財政運営を図るとともに、行政活動の透明性を高めていくこと、更には情報化や行政の広域化に対応していきます。

基本目標別対象施策一覧

基本目標1 ふるさとの自然を愛し住みよい環境をつくるまちづくり

- 土地利用
- 自然環境・公園・緑地
- 町並みの整備
- 生活用水・下水道
- ごみ処理
- 環境衛生
- 消費生活
- 道路整備
- 公共交通
- 消防・防災
- 防犯
- 交通安全
- 住宅

基本目標2 学ぶ心を育て薫り高い文化のまちづくり

- 学校教育
- 社会教育
- 青少年育成
- 文化・芸術
- スポーツ

基本目標3 働くことを喜びとし豊かな産業を育てるまちづくり

- 観光
- 商工業
- 農業・林業・水産業
- 雇用対策
- 津和野ブランドの宣伝活動

基本目標4 助け合う心を大切にし明るい家庭や地域をつくるまちづくり

- 健康づくり
- 地域医療
- 地域福祉
- 高齢者福祉
- 障がい者福祉
- 児童福祉
- ひとり親対策・生活困窮者対策
- 人権・同和行政
- 社会保障

基本目標5 多くの人々と交流し開かれたまちづくり

- 交流

計画実現の方策

- 協働のまちづくり
- 男女共同参画
- 行財政運営
- 情報化
- 広域行政の推進

■総合計画の体系■

基本理念
人と自然に育まれ、温もりのある交流のまちづくり

将来像
ひと(人)とひと(人)の絆で結ぶ
津和野ブランドによる協働のまちづくり
～好きです津和野 これまでも そして、これからも～

基本目標

基本目標1
ふるさとの自然を愛し住みよい
環境をつくるまちづくり

基本目標2
学ぶ心を育て薫り高い文化のまちづくり

基本目標4
助け合う心を大切に
明るい家庭や地域をつくるまちづくり

基本目標3
働くことを喜びとし
豊かな産業を育てるまちづくり

基本目標5
多くの人々と交流し開かれたまちづくり

計画実現の方策

第2章

10年後の津和野町（まちづくりの方向）

（1）施策の大綱（基本目標別基本方針）

①ふるさとの自然を愛し住みよい環境をつくるまちづくり

●土地利用

人と自然が互いに調和し、美しいまちを保つため、住環境、生産機能及び保全機能のバランスを保った秩序ある計画的な土地利用を推進します。また、土地境界を明確化するため、地籍調査を実施します。

●自然環境・公園・緑地

良好な自然環境の保全、森林機能の保全及び農地の多面的機能の維持・保全に努め、津和野の魅力アップや自然と共生した生活が営める環境づくりを進めるとともに、公園や緑地の維持・整備については、町民の理解と協力を得ながら計画的に進めます。

●町並みの整備

美しい町並みや景観を守り、後世に伝え続けるため、地域の協力のもと町並み保存、整備に努めます。

●生活用水・下水道

安全で良質な水の安定供給を図るため、上水道の計画的な整備を進めるとともに、経営の健全化に努めます。

下水道については、公共下水道の整備促進と接続率の向上を図るとともに、合併処理浄化槽の整備促進に努めます。

●ごみ処理

ごみ減量化、再利用化、再資源化の推進を図り、循環型社会の形成に努めます。また、新エネルギー・省エネルギーの普及を図る等により地球温暖化対策について継続的に取り組みます。

●環境衛生

食の安全・安心のため、町民や食品関係事業者に対し自主衛生管理意識の向上を図るとともに、監視、検査体制の強化や資質向上に努めます。また、空き缶やたばこのポイ捨て等不法投棄によるごみの散乱を防止する環境美化に対する町民意識の向上に努めます。

●消費生活

消費生活センター等の関係機関と連携しながら、消費者に正しい知識や情報の提供等町民の相談窓口の充実や消費意識の向上を図ります。

（4）人口の見通し

平成27年度に策定した「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「まち・ひと・しごと創生津和野町人口ビジョン」策定時の国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計に準拠して、平成27年国勢調査結果の7,653人に基づき推計すると、本計画目標年度平成38年（2026年）に近い平成37年（2025年）の推計人口は6,055人となり、人口ビジョン策定時の社人研の推計値5,911人と比較して、144人の増加が予想されます。

人口ビジョン策定時、社人研の推計結果を踏まえた目標人口（注）を設定しており、平成27年国勢調査結果の7,653人を前提に推計すると、平成37年（2025年）の目標人口は6,287人と予想され、平成42年（2030年）までの5年間の減少を考慮すると、本計画目標年度平成38年（2026年）の人口の見通しは、約6,200人と予想されます。

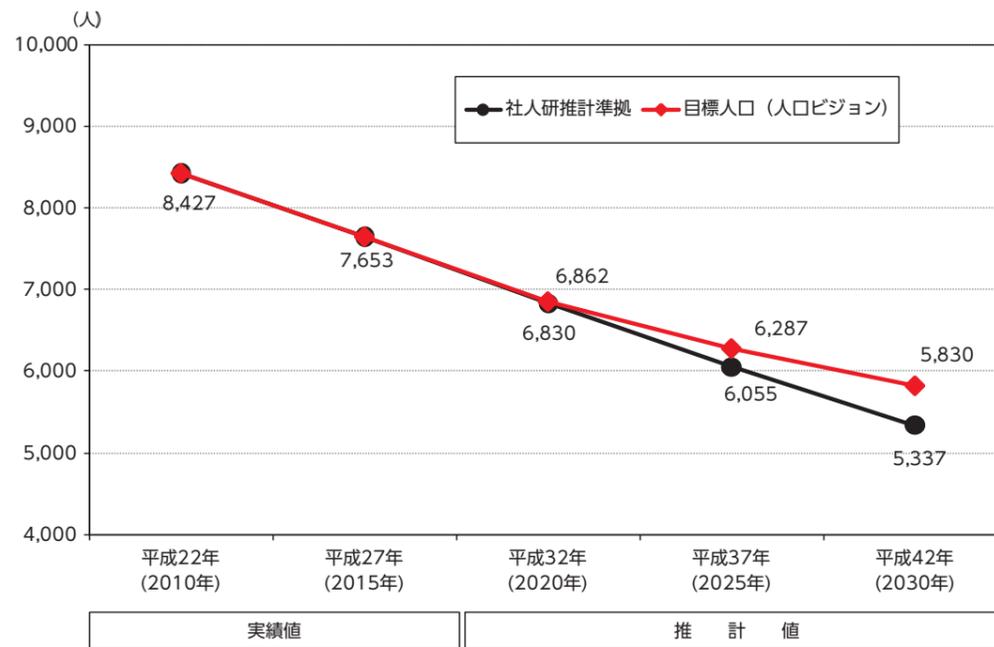
平成38年の人口の見通し	6,200人
--------------	--------

（注）人口ビジョン策定時の目標人口推計根拠

合計特殊出生率：2015年1.67 2020年1.75 2025年1.85 2030年2.00 2035年以降2.07

社会動態：2025年までに段階的に0、2025年以降は5年ごとに1.0%ずつ上昇

■平成27年国勢調査による人口ビジョンでの目標人口■



	実績値		推計値		
	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)	平成37年 (2025年)	平成42年 (2030年)
A 社人研推計準拠			6,830	6,055	5,337
B 目標人口（人口ビジョン）	8,427	7,653	6,862	6,287	5,830
B - A			32	232	493

注：実績値は年齢不詳含む。

●道路整備

地域の利便性向上や産業振興のため道路網の整備を計画的に進めます。

●公共交通

生活利便性の確保だけでなく観光振興の観点からも、JR・バス・航空機等の利便性の一層の向上の要請や、町民ニーズに合った公共交通の整備を進めます。

●消防・防災

町民の生命・財産を災害等から守るため、地域防災計画に基づく防災意識の高揚、自主防災組織の形成等を通して、減災を含む地域での防災体制の強化に努めます。

●防犯

地域住民へ安全安心に関する意識啓発を行うとともに、警察との連携等を通して地域における防犯活動等を推進します。

●交通安全

正しい交通ルールとマナーの実践による交通安全運動を展開するとともに、交通安全施設の整備・改修等を進めて、交通事故減少を図ります。

●住宅

「公営住宅等長寿命化計画」に基づき老朽化した公営住宅の建替えを推進するとともに、快適な住環境の整備に努めます。移住・定住促進のための関係機関との連携によるつわの暮らしを応援します。

②学ぶ心を育て薫り高い文化のまちづくり

●学校教育

子どもたちが豊かな心、健やかな体、確かな学力を育み、個性や能力を伸ばしていくことのできる教育環境づくりを進めます。また、ふるさとを愛し未来を担う人づくりを学校と家庭・地域が連携して推進します。

幼少期から青年期までの一貫した教育や町営英語塾HAN-KOHの運営等を通して本町の教育魅力化を図ります。

●社会教育

ふるさとを愛し、誇ることのできる「津和野人」の育成とともに、町民一人ひとりが生涯にわたって主体的に楽しく学習することができるよう、町民の学習活動を支援します。

●青少年育成

本町の次代を担う青少年が郷土を愛し、心豊かでたくましく生きる力を持った人として育つよう、家庭・学校・地域がともにその教育力を生かしながら、相互に連携して取り組んでいきます。

●文化・芸術

文化・芸術は、ゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で、きわめて重要です。このため町民が質の高い文化・芸術に触れる機会を増やす取り組みや、町民の文化活動の支援等を行います。また、「日本遺産」認定を背景とした文化財の保存・活用を図るとともに、本町の文化の伝承に努めます。

●スポーツ

誰もが気軽にスポーツを親しめる場の提供や指導者の育成に努める等、町民のスポーツ活動の環境整備を推進します。

③働くことを喜びとし豊かな産業を育てるまちづくり

●観光

関係団体や周辺地域と連携し、本町が有する個性的で多様な地域資源を生かした観光産業の振興を図ります。

●商工業

商工会が関係団体と連携し、商店街の魅力づくりや津和野ブランドの創出を推進します。企業誘致については、IT産業を中心に企業が進出しやすいような環境整備や企業の要望にそえる用地の紹介等に努め、継続して誘致活動を推進します。地場産業の振興のための支援を継続して進めます。また地域資源を活用した新商品開発や販路拡大を支援します。

●農業・林業・水産業

就農者の生活安定とUIターンを含めた新規農業者の参入を進めることによって安全で安心な農産物の生産を継続し、持続性の高い力強い農業を目指します。安定した木材生産体制の確立と森林の持つ公益的機能の強化のため、適正な森林の維持・保全を継続して実施し、林業の活性化を図ります。高津川の水産資源と観光の連携を図ります。

●雇用対策

求職者と町内企業とのマッチングの支援や、求人情報をUIターン者に効果的に伝える取り組み等により雇用の確保に努めます。

●津和野ブランドの宣伝活動

地域イメージ、歴史性・自然環境、住みよさ等地域の魅力を高める戦略を構築し、宣伝活動を進める上で必要な地域資源の活用、情報発信力を強化させて、津和野ブランド化を推進します。

④助け合う心を大切に明るい家庭や地域をつくるまちづくり

●健康づくり

「健康つわの21計画」に基づき、「健康で生きがいのある町づくり会議」を中心に町民・関係機関・

行政が連携して町民の健康づくり、生活習慣予防の推進を図ります。

●地域医療

町民が必要な医療サービスを受けることができる地域医療体制と救急需要に対応するための体制の整備を図ります。

●地域福祉

「津和野町地域福祉計画」に基づき、すべての町民がともに生き、つながり、支え合う地域づくりを目指します。

●高齢者福祉

高齢者が住み慣れた自宅や地域で、安心して生きがいをもって暮らし続けるためのまちづくりを進めます。高齢者が認知症等要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの充実を図ります。

●障がい者福祉

障がいの有無にかかわらず、町民が相互に尊重しあい、安心して働き暮らすことのできる社会の実現を目指します。

●児童福祉

「津和野町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域全体で子育て支援を推進します。また、子育てに対する負担軽減や支援を要する児童への対応等の充実により、子どもたちが安心して生活できる環境づくりを進めます。

●ひとり親対策・生活困窮者対策

ひとり親世帯については、日常生活での負担を軽減するため、相談・指導体制の充実に努めます。また、生活困窮者対策については、生活困窮状態から早期に脱却できるよう、連携体制、相談体制の強化、支援体制の充実に努めます。

●人権・同和行政

同和問題をはじめ、あらゆる人権問題の総合的な解決を目指し、全庁的な取り組みを進めるとともに関係諸団体と連携し、人権教育・啓発活動を推進します。

一人ひとりの人権が尊重され、差別のない心豊かで住みよいまちづくりを進めます。

●社会保障

国民健康保険については、収納率の向上と町民の健康づくりの推進による医療費適正化に努めます。

介護保険については、適正なサービスが受けられる介護保険制度の運営に努めます。

⑤多くの人々と交流し開かれたまちづくり

●交流

地域間、各種団体間さらには国際交流等、さまざまな交流の場づくりや環境づくりを通して、個性的で魅力ある地域づくりを推進します。自治体間の広域連携についても積極的に推進します。

⑥計画実現の方策

●協働のまちづくり

町民一人ひとりが地域の課題に関心を持ち、主体的にまちづくりに参加し、町民と行政がお互いの役割を分担しながら連携・協力して行っていく「協働のまちづくり」を推進します。

そのためには、各地域のコミュニティの形成は重要であり、各地域のまちづくり活動団体の支援を通して「協働のまちづくり」を推進します。また、住民自治によるまちづくりを推進するために、総合的な支援を行います。

●男女共同参画

家庭や職場、地域活動等において、性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、男女が互いに認め合い尊重しながら、ともに活躍できる環境づくりを充実します。また、ドメスティック・バイオレンス等、男女間のあらゆる暴力をなくすための取り組みを推進します。

●行財政運営

多様化する町民ニーズに対応するため、柔軟な行政組織の整備を通じた行政事務の効率化に努めるとともに、町職員の資質向上に努め、経費の節減や行政組織のスリム化等行財政運営の効率化を推進します。

●情報化

地域の情報化に継続して取り組むとともに、行政活動の透明性を高め、広報・広聴活動の充実を図ります。

●広域行政の推進

多様化する町民ニーズに対応するため、周辺市町との連携を強め、広域的な視点から効率的な取り組みを進めます。

(2) 計画の推進

この計画に掲げた将来像を実現するための基本となる考えは、次の通りです。

① 町民と行政の協働

町民に開かれた行政を推進するため、情報公開制度により説明責任を果たし、また、町民参画を積極的に促進させるとともに、町民の声を行政へ反映させる体制を強化します。併せて、広報誌やホームページ等による正確で迅速な情報提供を行い、情報の共有化を図るとともに、本町の魅力を地域外へ広く伝える情報発信に取り組みます。

また、町民や民間団体、事業所等の多様な主体が参画し、行政と対等な関係における適切な役割分担のもと、「新しい公共」の考え方にに基づき、協働による住民自治をさらに推進します。

まちづくりの担い手となる町民の人材育成や人材活用について、積極的に推進します。

② 効率的な行政運営

自主財源による安定的な歳入確保に努めるとともに、中長期的な視点に立った行政運営を行います。

行政改革を推進し、経費節減とサービスの向上を目指し、持続可能な財政構造の確立に努めるとともに、総合計画の進行管理や行政資源の効率的な配分等、行政経営の強化充実に努めます。

また、行政課題に柔軟に対応できるよう、研修の充実や計画的な人事異動により、町職員の能力向上や意識改革を積極的に進め、従来業務分担では対応できない課題の解決を図るため、弾力的な行政組織の運用を図ります。

情報通信については、高度情報化社会への対応を見据え、すべての町民が利便性や快適さの恩恵を実感できるように、情報通信技術の利活用による町民サービスの向上に努めます。

地方分権や、人口減少・少子高齢化等の進展、多様化・高度化する町民ニーズに対応するため、さらなるサービスの向上と、より低コストにつながる広域的な連携を推進します。

第3部

前期基本計画の概要

第 1 章

前期基本計画について

本町では、「基本構想」で示した「将来像」に沿って、「施策の大綱（政策分野）」の実現に向けさまざまな取り組みを展開していきますが、前期基本計画では、その計画期間（平成29年度（2017年度）から平成33年度（2021年度）までの5年間）の中で取り組む施策の内容を示します。

なお、本計画にあたっては、平成27年度に策定した「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略」を踏まえたものとなっています。

施策内容は、「政策分野別」に分け、成果を向上させ目標を達成するための具体的な取り組み内容を示します。

第 2 章

政策分野別のまとめ方

政策分野別では、施策ごとの「現況と課題」、「基本方針」、「施策の内容」、「主要指標」等を明確にし、取り組んだ後の結果を評価し、次期諸計画や事業の改革や改善に生かしていきます。

以下にそれぞれの項目の内容について示します。

現況と課題

基本施策について、本町の特徴や現在の状況を分析し、基本計画期間を見据え、どのような課題があるのかを示します。

基本方針

上記の現況と課題を認識し、基本計画期間内の基本的な取り組み方針を示します。

施策の内容

基本方針に基づく具体的な施策について、その取り組み内容を具体的に示します。

主要指標

具体的な施策での取り組みの達成度合いを「主要指標」として、平成33年度（2021年度）の目標値を示しています。

第4部

前期基本計画

基本目標1

ふるさとの自然を愛し
住みよい環境をつくる
まちづくり

第1章

土地利用

現況と課題

1. 土地利用の状況

- ・本町は、中国山地の北面に位置し、山地部を中心とした中で、高津川やその支流に沿って数多くの小規模な平地が形づくられ、典型的な中山間地域となっています。町域の南東側には、島根県（県境以外）で一番標高の高い安蔵寺山（1,263m）をはじめ、燕岳（1,079m）、香仙原（1,056m）といった千メートル級の山々が連なり、一部高津川等でとぎれるものの、そこから緩やかに下る形で、町域を囲んで稜線が連なっています。また、独立峰である青野山（908m）が特徴的な姿で町域の南側に位置し、ランドマークにもなっています。
- ・本町は、東西27km、南北19kmで面積は307.03km²です。地目別にみると、耕地11.6km²、宅地3km²、森林269.3km²となっており、約92%を、森林・耕地が占めています。
- ・交通条件をみると、国道9号（京都市～山口市）及び187号（津和野町～岩国市）、主要地方道津和野田万川線、主要地方道萩津和野線等が走っています。
- ・JR山口線が通り、北から東青原、青原、日原、青野山、津和野の各駅があります。さらに、南の吉賀町にある中国自動車道・六日市ICが約30km、北の益田市にある萩・石見空港が約25kmの距離にあります。

2. 地籍調査の状況

- ・地籍調査は、土地境界をめぐるトラブルの未然防止や迅速な災害復旧への対応、公共事業や土地取引の円滑化を進め土地の流動化を促し、地域の活性化に必要なものです。
- ・本町では、土地の明確化の意識が高まっており、年間の実施地区を増やし、長期計画に基づき実施を進めていますが、進捗率は22%程度であるため、継続して実施していきます。また早期完了に向けた、年間の実施体制見直しの検討も必要となっています。
- ・高齢化や木材価格の低迷により、山林の管理が放置され、今後、境界を知る者が少なくなっていくことから、地籍調査事業や山林境界保全事業により境界の確定を行っていく必要があります。
- ・山林境界保全事業の実施については、高齢化等により、土地境界の不明確化が懸念されているため、集落が中心となった地籍調査前の事前調査の実施に向け意識が高まっている状況です。

基本方針

限りある土地を有効に活用するため、各種法規制の見直し等を踏まえた土地利用を目指します。また、土地境界を明確化するため、地籍調査を実施します。

施策の内容

主要事業	取り組み内容
1 土地利用の適切な誘導	<ul style="list-style-type: none"> ●高津川流域の豊かな自然環境や歴史ある美しい町並み等、郷土の魅力をより一層高めていくため、自然環境保全を基本とした多様な方策を推進します。 ●利便性の高い住民生活や機能的な生活環境を確保するため、公共施設の配置に留意し、幹線道路や公共交通の整備による地域相互の連携が保たれた地域構造を形成します。
2 地籍調査の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●土地の明確化の意識の高まりに対して、地籍調査事業を推進します。また、早期完了に向けた、年間の実施体制の見直しを検討します。 ●山林境界保全事業の実施については、集落が中心となった地籍調査前の事前調査の実施を検討します。

主要指標

指標名	現状 (平成28年度)	目標 (平成33年度)
地籍調査の進捗率 (現地調査済面積による)	22%	32%

第2章

自然環境・公園・緑地

現況と課題

1. 自然環境の保全

・自然環境を守り、自然と共生した生活を営むことは、本町の魅力を高め重要な定住要件となるとともに後世に素晴らしい財産を残す観点からも重要であり、継続的な活動が大切です。

2. 森林機能の保全

・森林機能の保全については、本町では「山の宝でもう一杯！プロジェクト」による自伐型林業の推進等、さまざまな方法で森林整備に取り組んでいます。林業の担い手確保の観点から国の地域おこし協力隊制度による自伐型林業実践者の養成を続ける必要があります。

3. 農地の多面的機能の維持・保全

・水稻の生産調整強化や地域における高齢化・後継者不足等により耕作放棄地の増加が進み、農地の持つ多面的機能の維持が困難な状況となっており、農業・農村の果たす役割の再構築が求められています。農地の多面的機能の維持・保全に関する継続した取り組みが必要となっています。

4. 高津川流域の環境保全

・ダムのない河川として全国的に稀有な存在とされる高津川水系は、天然鮎をはじめとする水産資源の宝庫として多くの人々にやすらぎと潤いを与えていますが、近年の生活様式の多様化は、水質や生息する動植物を含めた河川環境に大きな影響を与えています。

5. 公園・緑地の維持・管理

・公園・緑地は、町民の憩いの場になる他、地域コミュニティの形成や健康増進・レクリエーションの場であり、避難場所としての防災機能も有していることから、安全で快適な公園・緑地の整備を進める必要があります。

・本町には、国の史跡である津和野城跡をはじめ、同じく国の名勝に指定されている旧堀氏庭園や日本で初めて公園の名が付いたといわれる鷲原公園、嘉楽園、青野山県立自然公園等があります。また、日原地区には、ブナの原生林で名高い安蔵寺山の西中国山地国定公園、三渡八幡宮の社叢や県の天然記念物に指定されている大元神社跡のクスノキの巨木等があるカントリーパーク、天文台やキャンプ場等を備えた枕瀬山森林公園等があります。

・公園・緑地の整備・保全については、地域住民等の協力を得ながら、公園の維持・保全に努めています。

・親水空間の整備については、高津川や津和野川沿いの遊歩道の整備・保全に努めています。

基本方針

森林や河川等の良好な自然環境の保全と農地の多面的機能の維持を図り、町民が自然景観や動植物等の自然に親しむことができる環境づくりを行います。

レクリエーションや防災等、さまざまな機能を有する公園や緑地の整備を地域住民の理解と協力を得ながら計画的に推進します。

施策の内容

主要事業	取り組み内容
1 自然環境の保全	●町民が本町の財産である自然と共生した生活を営むことができるよう、総合的に自然環境を保全し、本町の魅力を高めます。
2 森林機能の保全	●森林を活用し職場を創設することで林業従事者の増加を図ります。 ●地域おこし協力隊による林業の担い手養成を図り、自伐型林業の確立に努めます。 ●町有林や町行分収造林、公社造林の公有林において、計画的に作業道開設を行い、搬出間伐等の作業を実施することに努めます。 ●小型の木質バイオマスガス化発電所の早期の建設について検討します。
3 農地の多面的機能の維持・保全	●中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金制度に伴う活動組織の構成員の新たな人材を確保します。
4 高津川流域の環境保全	●高津川の水質と流域景観の保全を流域市町や県との連携を強化しながら引き続き推進します。
5 公園・緑地の維持・管理	●町民の憩いの場としての公園施設については、公共性が高いことから今後もその維持管理を図ります。 ●津和野町都市計画公園・緑地に指定されている城山公園・高崎亀井邸跡児童公園は、歴史文化を生かした史跡観光資源として整備・保全を図ります。 ●日原カントリーパーク、枕瀬山森林公園は、圏域住民及び観光客の憩いの場として、整備・保全を図ります。 ●西中国山地国定公園や青野山県立自然公園は国、県や他市町と連携しながら、保全を図ります。 ●貯水ダムのない一級河川高津川は、親水空間として整備・保全と有効活用に努めます。

主要指標

指標名	現状 (平成26年度)	目標 (平成33年度)
林道総延長	119,566m	120,566m
年間の作業道開設延長	8,500m	11,000m
町有林人工林の年間間伐面積	27ha	40ha
町有林以外の民有林人工林の年間間伐面積	103ha	120ha

第3章

町並みの整備

現況と課題

1. 町並み整備計画策定・整備

- ・本町は歴史的な文化遺産と豊かな自然に恵まれた城下町であり、津和野城跡や殿町通り等の歴史的遺産、鷲舞神事や流鏝馬神事等時代絵巻を彷彿とさせる伝統文化が受け継がれており、「日本遺産」のまちとして、国内外を問わず、日本の原風景としての風情を感じさせます。
- ・本町は津和野町景観計画を定め、平成21年度に津和野町景観条例を制定しました。良好な景観の形成に関する方針について、景観計画区域（全町）を対象として定め、施工時には事前に届出をしていただくこととしていますが、必ずしもまだ周知が徹底しておらず、無断で施工が行われているのも実態です。
- ・平成25年に認定を受けた歴史的風致維持向上計画に基づき、施設の整備又は管理に関する事業を実施していく必要があります。すでに事業が完了、または進捗しているものもありますが、未着手の事業については国や県とも連携を図りながら事業に着手するとともに、場合によっては他の制度を利用するか、または内容の見直しを行うことも検討すべきです。

2. 伝統的建造物群保存地区における保存の取り組み

- ・津和野大橋北の殿町通り、本町通りを中心としたエリアが平成25年に重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。平成26年度から保存修理等の事業を開始したものの、制度等に対する周知が十分ではなく、今後も、さらなる意識啓発が必要です。

3. 景観対策の現状

- ・景観計画の策定・遂行については、景観計画に基づき、適切に景観保全の取り組みを行ってききましたが、未届け案件もあることから、引き続き制度の周知徹底が必要となっています。
- ・景観重要建造物、景観重要樹木の指定が行われておらず、景観の保全に対する支援制度が不十分です。また、歴史的風致維持向上計画や伝統的建造物群保存地区保存計画等他の計画との調整を行い、諸制度を有効に活用していく必要があります。

平成28年度までに実施した家屋の修理・修景件数

事業区分	件数
歴史的風致維持向上事業	2
伝統的建造物群保存地区保存修理事業	9

資料) 歴史的風致維持向上協議会資料、津和野町伝統的建造物群保存審議会資料

基本方針

地域住民の協力を得ながら、伝統的建造物や町並み景観を後世に伝えていくための保存、整備に取り組みます。

第4章

生活用水・下水道

施策の内容

主要事業	取り組み内容
1 町並み整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ●歴史的風致維持向上計画に基づき、藩校養老館の整備や駅周辺整備事業、国道9号沿線の廃屋の撤去事業に取り組みます。 ●また、町並みを生かした空き家の活用を図るため、国土交通省をはじめとした各種制度の活用を図ります。 ●老朽化や景観を阻害しているサインについては、国の制度を活用しながら継続的に整備を進めます。その際、外国人観光客向けの英語等を併記したサイン整備を進めます。
2 伝統的建造物の保存整備	<ul style="list-style-type: none"> ●「伝統的建造物群保存事業」については、保存計画に基づき伝統的建造物群保存地区保存審議会の審議を経て事業を進めます。
3 景観対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●景観に対する町民の関心を高めるため、周知・啓発活動の充実を図ります。 ●景観計画に基づき、景観計画区域（全域）について町内各地域の特性を反映した景観の保全・継承や、身近な景観づくりを推進するとともに、看板等の構築物等の規制強化を図ります。 ●人口の減少により、今後も空き家や空き地の増加に対して、地域の活性化のために必要な施設については、国の制度を有効に活用しながら整備を進めます。 ●景観計画の周知を徹底し、景観の保全に努める取り組みを進めます。

主要指標

指標名	現状 (平成28年度)	目標 (平成33年度)
伝統的建造物群保存修理事業整備率 (整備件数/特定物件の内の家屋数)	9件/140件	24件/140件
景観条例に基づく相談件数	40件	50件

現況と課題

1. 水道施設の整備

- ・本町では、簡易水道4箇所、飲料水供給施設3箇所により給水を行っています。
- ・老朽化の激しい施設から順次計画的に整備・更新を進めていますが、近年修繕費予算が増加していく傾向にあり、計画の見直しが必要となっています。

2. 水道未普及地域の解消

- ・安心して飲める生活飲料水を確保するために必要な施設整備に要する費用に対して助成を行っていますが、未普及地域解消には至っておらず、今後の課題となっています。

3. 水道事業経営健全化計画の推進

- ・給水原価を供給単価で賄うことができずに一般会計からの繰入金に依存していることが課題となっています。

4. 水道事業の統合

- ・平成22年度に策定した簡易水道事業統合計画により、平成29年3月での経営統合、上水道への経営変更を計画していましたが、1年延期し平成30年3月での経営統合・経営変更として、計画を進めています。

5. 公共下水道の整備

- ・高津川が一級河川水質調査結果で再び水質日本一に輝くよう、高津川流域の河川をより一層きれいで親しみを持っていただける川として未来の人々に伝えていくため、流域全体で水質浄化や各家庭が下水道へ接続し、汚水が公共用水域へ排水されないよう整備を進めることが大切です。
- ・下水道整備計画に基づき、事業実施を進めていますが、下水道への加入促進については、「下水道資金利子補給制度」に対する情報不足等のため、制度の利用者が少ないという状況になっています。

6. 合併処理浄化槽の整備状況

- ・山間部や飛び地の汚水処理については、合併処理浄化槽を設置し、自然環境の保全と公衆衛生の改善を進めています。

基本方針

地域の状況を踏まえ、いつでも安全で良質な水が飲めるよう水道施設整備等を計画的に進め、水の安定供給と経営の健全化を図ります。

町民の理解と協力を得ながら、下水道・合併処理浄化槽の整備を進めていくとともに、水洗化の促進や維持管理面の充実を図ります。

第5章

ごみ処理

施策の内容

主要事業	取り組み内容
1 水道施設の整備	●老朽施設の整備・更新に努めます。
2 水道未普及地域の解消	●助成事業の内容等を周知する中で、未普及地域の解消を目指します。
3 水道事業経営健全化計画の推進	●平成28年度策定の水道事業における経営戦略により、今後10年間の経営状況を見据える中で水道料金改定の必要性を検討し、経営の健全化に努めます。
4 水道事業の統合	●平成30年3月の経営統合に向け、資産調査・施設整備等の諸準備を進めます。
5 公共下水道の整備促進	●生活環境の向上、河川等の水質保全に努めます。 ●下水道加入の促進を図るため、町民に対してPRを進めます。
6 合併処理浄化槽の整備促進	●下水道事業に適さない地域・家屋を対象に合併処理浄化槽の整備を進めます。

主要指標

指標名	現状 (平成27年度)	目標 (平成33年度)
下水道普及率 (供用開始済み人口/計画区域人口)	80.6%	82.4%
浄化槽普及率 (整備人口/浄化槽整備区域人口)	51.0%	55.0%

注) 計画区域人口：総人口から合併処理浄化槽整備区域（山間部）の人口を除いた下水道整備区域の人口

現況と課題

1. ごみ減量化、再利用化、再資源化の取り組み

- ・大量生産・大量消費により大量の廃棄物を生んでおり、リサイクル運動等環境負荷の少ない循環型社会の形成が急がれます。
- ・本町におけるごみの減量・リサイクルの状況については、集団回収（リサイクル）は年々減少傾向となっており、リサイクルの方法について、検討が必要となっています。
- ・ごみの分別収集については、手引書の作成や各種広報活動を通じて、分別の必要性について啓発活動を行い改善はされつつありますが、徹底とまでは至っておらず、継続した取り組みが必要です。
- ・ごみの収集体制については、ステーション方式の推進を継続して実施しています。高齢者対策については、自己搬入はもとより、ごみステーションBOXまでの運搬も困難な方への対応を検討しています。
- ・不適正処理に対しては年間を通して広報誌やホームページでの啓発は行っているものの、廃絶には至っていません。

2. 環境教育・学習の取り組み

- ・保育園、学校等へ出張講座等を実施し環境教育を推進しています。また、住民、事業者、行政の一体的な取り組みを進めるため、協議会の設置、ごみの出し方・分け方等の指導とともに地域の声を行政に伝える窓口として推進員制度の創設を検討しています。

3. 新エネルギービジョン・省エネルギービジョンの策定

- ・世界的に地球温暖化防止への取り組みが求められている中、本町では新エネルギービジョン・省エネルギービジョンを平成19、20年度に策定し、事業を進めていますが、太陽光については固定買取制度価格が今後下落していくことが予想され、住宅用太陽光発電システムの普及のスピードが落ちる可能性が懸念されます。

基本方針

廃棄物の排出抑制の推進、3R運動等啓発事業を促進し、循環型社会を構築します。
また、地球温暖化対策については、町民や事業者と協働しながら地域一体となった取り組みを推進するとともに、新エネルギー・省エネルギーの普及及び利活用を支援します。

第6章

環境衛生

施策の内容

主要事業	取り組み内容
1 ごみ減量化、再利用化、再資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●「津和野町環境パートナーシップ会議」を中心として、CO₂削減に向けての事業所や住宅における電気や燃料消費量の節減、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取り組み等によるごみの減量等に関する町民の輪を広げ、地球温暖化対策を推進します。 ●生ごみ堆肥化容器・処理機の購入支援を継続するとともに、生ごみを減量するため、買い物や調理方法等食事全般において生ごみを減量する方法等、住民への啓発活動を進めます。 ●リサイクルについては、引き続き地域の婦人会等の再資源化等推進団体の協力を得て古紙等リサイクルごみ（新聞・雑誌・段ボール・アルミ缶等）の集団回収を行うとともに回収拠点の増設を検討します。 ●資源ごみの分別を徹底するため、分別の仕方等の手引書の作成や各種広報活動を通じて、分別の必要性について啓発活動を行い、資源ごみの分別排出及び収集に努めます。 ●戸別収集を行っている人口集中地区（津和野地域）については、自治会未結成地区が多く協議が難しい状況ですが、集積場所の整備を徐々に進めます。 ●高齢者に対しては戸別収集を検討します。 ●年間を通して広報誌やホームページでの啓発、パンフレットの配布、不法投棄防止の看板の設置、また、不法投棄が多発する地域については県事業である不法投棄重点監視地域の指定を受けて対応します。
2 環境教育、学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●循環型社会実現に向け、引き続き地域社会への学習機会を提供して環境教育を推進します。
3 新エネルギービジョン・省エネルギービジョンの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●地球温暖化の解決に向けた取り組みを継続的に強化するため、地域協議会を中心に「温室効果ガス0」に向けた取り組みを推進します。 ●新エネルギー導入について、住民に対する普及啓発、意識の向上を図ります。 ●従来の住宅用太陽光発電システム、ペレットストーブ等の導入助成に加え、太陽熱利用設備の導入助成を行い、新エネルギーの促進等を図ります。 ●津和野町環境パートナーシップ会議や、津和野町水をきれいにする町民運動推進協議会と連携して、町民の省エネ意識向上を図ります。

主要指標

指標名	現状 (平成27年度)	目標 (平成33年度)
ごみ収集量 (可燃・資源・粗大・直接搬入ごみの総量)	2,162t	1,937t
ごみリサイクル率 (ごみ資源化量/ごみ発生量)	33.3%	34.4%
太陽光発電システム (導入したシステムの総出力)	14.95kW	24.94kW

現況と課題

1. 食品衛生対策の推進

・食品の安全については、近年の食生活の多様化、食品流通のグローバル化、健康意識の高まりを背景として関心が高まっており、食品の衛生の確保が大切です。町民が健康で豊かな生活を営むために、食品衛生に関する情報提供等を通して町民及び関係事業者の衛生意識の向上を図っています。

2. 環境美化対策の推進

・本町では、空き地等が問題になっています。人手が入っていない土地は、雑草等が茂り、防犯上及び衛生上問題となっています。

・ごみのポイ捨てについては、環境美化運動等の機会を利用して、町民意識の啓発を行うとともに、ごみ持ち帰り等の啓発を行っていますが、浸透しにくいのが現状です。

基本方針

良好な生活環境の保全に向け、衛生面や環境美化に配慮した生活基盤の整備を図ります。

施策の内容

主要事業	取り組み内容
1 食品衛生対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●食の安全、安心のため、食品衛生について町民や食品関係事業者に対し正確かつ適切な情報の提供を行うことで、自主衛生管理意識の向上を図ります。
2 環境美化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●事業用地、公共用地については計画的に除草を行うとともに、緊急性のある場所については、適正な管理に努めてもらうよう、所有者に指導していきます。 ●空き地等の所有者、管理者に対して、広報誌等を通して、適正管理についての周知・啓発を図ります。 ●空き缶やたばこのポイ捨て等によるごみの散乱を防止するため、町民参加型の環境美化運動等の開催等を通して環境美化に対する町民意識の向上を図ります。

主要指標

指標名	現状 (平成28年度)	目標 (平成33年度)
環境美化運動の町民参加人数	1,845人	2,000人

第7章

消費生活

現況と課題

- ・消費者を取り巻く環境は複雑化・多様化しており、特に高齢者を標的とした悪質商法の増加が顕著になっています。また、スマートフォン等のインターネット機器の普及に伴い、インターネット関連の消費者トラブルも年齢を問わず急増しています。
- ・このような状況に対処するため、本町では本町税務住民課と島根県消費者センター等が連携し相談体制を整備しています。

基本方針

消費者問題に対する相談窓口を強化するとともに、被害に遭わないための啓発活動を推進します。

施策の内容

主要事業	取り組み内容
1 消費生活相談の充実と消費者意識啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●町民が悪質商法等の被害者とならないよう、的確な情報を提供します。町民が安全で安心した消費生活が送れるよう、消費者の権利の尊重と自立の支援に努めます。 ●本町税務住民課と島根県消費者センター等が連携し、相談体制の充実を図ります。

主要指標

指標名	現状 (平成28年度)	目標 (平成33年度)
消費者意識啓発活動実施回数	12回	15回

第8章

道路整備

現況と課題

1. 国道、県道の整備状況

- ・町の中心部で陰陽を結ぶ国道9号と中国縦貫自動車道に接続する国道187号が分岐し、これらの幹線に接続する県道が走り近隣市町との連絡が保たれています。
- ・町内の国道、県道の効率的、計画的な整備を実施し、町民の日常生活や経済活動が円滑に行われるよう、国及び県と協力し整備を進めています。今後は整備に伴い新たな投資・成長を呼び込むストック効果に目を向けることが重要です。
- ・国道については、山陰自動車道の進捗に合わせ、アクセス道としての機能を高めるために国道9号、187号の整備を進める必要がありますが、国道9号においては地形的に改良ができない区間もあり、施策は進んでいない状況です。
- ・県道については、県道改良工事により順次歩道の整備を行っていますが、依然として未改良区間が多い状況もあり、今後も整備を進める必要があります。

2. 町道、林道、農道のネットワーク化

- ・町道・農道・林道のうち、町道については継続する改良を順次進めており、通行の安全が確保されつつありますが、未完成、未改良路線が多く、早急な完成を目指すため予算確保等に努め引き続き整備を行う必要があります。また林道については、県営により順調に整備を進めている状況です。

3. 公共施設長寿命化対策

- ・「津和野町公共施設等管理計画」に基づき、公共土木施設個別施設計画を策定し、橋梁やトンネル等定期点検を実施する中で、健全性の診断を行い計画的に修繕を進める必要があります。

4. ぐらしの道ゾーンの整備

- ・町道森野坂線や野坂線等のぐらしの道ゾーンの整備については、道路幅員が狭く、歩道も設置できていない路線もあり、今後も整備を進める必要があります。

5. 道路維持管理体制の充実

- ・道路維持管理体制の充実については、未だ津和野、日原地区での道路維持体制における対応差の事例もあり、地域の道路に対する地域住民の共有財産という意識を啓発する必要があります。

6. バリアフリーの推進等

- ・高齢者の増加、また障がい者及び子どもの安全・安心確保のため、歩道の段差の解消や点字誘導ブロック、公共施設付近を中心としたバリアフリー化等、地元要望に基づいて、整備を進めています。
- ・サインや案内板等の整備については、自然環境に調和したデザイン等を考慮し、利用者の利便性の向上を進めています。

町道整備状況

(単位：km)

	実延長	種別			改良	
		道路延長	橋梁		改良済み延長	未改良延長
			個数	延長		
平成23年度	288	283	308	5	139	149
平成24年度	288	283	308	5	139	149
平成25年度	288	283	308	5	139	149
平成26年度	289	285	308	5	141	148
平成27年度	289	285	308	5	141	148
	路面別			歩道延長	道路面積 (km ²)	路線数 (本)
	砂利道	舗装道	舗装率 (%)			
平成23年度	62	227	79	4	3,998	406
平成24年度	62	227	79	4	3,998	406
平成25年度	61	227	79	4	3,998	406
平成26年度	61	228	79	4	4,040	407
平成27年度	61	228	79	4	4,047	407

資料) 道路施設現況調査

主要指標

指標名	現状 (平成28年度)	目標 (平成33年度)
辺地対策事業町道改良率 (改良延長/計画延長)	51%	95%
一般町道改良率 (改良延長/計画延長)	49%	60%
一般町道舗装率 (舗装延長/計画延長)	79%	85%

基本方針

町民の日常生活や経済活動が円滑に行われるため、道路網の整備を進め、住民生活の利便性向上と産業の発展を図ります。

施策の内容

主要事業	取り組み内容
1 国道、県道の整備と利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ●益田－津和野間の高規格道路は、山陰自動車道を生かすものであり、その実現を要請します。 ●観光や産業の振興につながる山陰自動車道小浜ICから津和野までの県道整備を要請します。
2 町道、林道、農道のネットワークと整備	<ul style="list-style-type: none"> ●町道の改良・舗装等計画的な整備を図ります。 ●地元要望を基に林道・農道整備に係る町道の計画的な整備を進めます。 ●平成25年7月豪雨災害を受け、これまでに改良を進めてきた路線の改良を進めます。また、その他の改良を必要とする路線についても、危険箇所も多く安全確保のため順次整備を進めます。
3 暮らしの道ゾーンの整備	<ul style="list-style-type: none"> ●景観を尊重しながら人命に配慮した整備を進めます。
4 道路維持管理体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●地元の道路は地域住民で管理していただけるように、話し合いによって理解いただくとともに、道路愛護団の結成に努めます。
5 バリアフリーの推進とサイン案内板の設置	<ul style="list-style-type: none"> ●地元とも協議を行い、自然環境との調和と利便性の向上を図ったバリアフリー化やサイン案内板の設置を進めます。 ●高齢者、障がい者、妊婦・子育て中の親子に配慮したまちづくりを進め、町民だけでなく観光客にもやさしいまちづくりに努めます。

第9章

公共交通

現況と課題

1. JR山口線の活用

- ・JRの活用については、生活交通の確保だけでなく、観光による交通確保を通して、さらなる利用者の増加を図るため、列車利用者の利便性の確保を進めています。
- ・JR山口線は、私達の日常生活に欠かせない重要な交通手段であることから、山口線利用促進協議会と連携し、さらなる利便性の向上を図るため、西日本旅客鉄道株式会社への要望活動を行うとともに、利用促進に取り組む必要があります。

2. バス路線等公共交通機関の現状

- ・山間地域の生活を支える公共交通は、少子高齢化の影響を受けて、利用者が減っていますが、主要路線を確保するため、さまざまな視点から見直しを図っています。
- ・広報誌やホームページ、啓発グッズの配布等を通じて、環境にやさしい公共交通機関の利用増進、啓発を進めています。
- ・住民生活の交通手段の確保の観点から、利便性の向上に取り組んでいます。具体的には、平成27年度には利用者の少ない町営バス2路線を廃止するとともに、地域要望を踏まえ運行経路の変更等により効率的な運行を進めています。
- ・デマンド型乗合バスや乗合タクシーを導入し、公共交通の確保と運行コストの節減に取り組んでいます。

3. 萩・石見空港の東京路線の現状

- ・萩・石見空港で運行中の東京線は、平成28年3月27日から2年間の期間限定で2便化継続が実現しました。平成28年度においては、利用座席数13万3千席を目標としています。

■JR山口線各駅利用状況の推移：1日当たりの乗車人員■ (単位：人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
津和野駅	255	231	179	197	233
日原駅	71	61	43	45	52
計	326	292	222	242	285

■町営バス利用状況の推移：年間乗車人員■ (単位：人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
津和野地域	20,290	21,373	18,761	19,692	17,441
日原地域	13,505	9,703	8,868	8,799	7,412
計	33,795	31,076	27,629	28,491	24,853

基本方針

鉄道、バス、航空機等の公共交通機関の利便性向上に向けた要請や、利用者のニーズに応じた公共交通の整備を進めます。

施策の内容

主要事業	取り組み内容
1 JR山口線の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者の増加を図るため、列車利用者の利便性の確保に引き続き取り組みます。 ●沿線の観光活性化に努め、生活交通だけでなく、観光面の交通確保を図ります。
2 バス路線の維持やコミュニティバス等地域公共交通の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●さまざまな機会を通じて、公共交通機関の利用増進の啓発に取り組むとともに、利用者にとって利便性向上に資する要請等を進めます。 ●JR山口線と町営バスの接続を図り、通院や通学等に利用しやすい交通体系の形成を進めます。 ●住民のニーズを踏まえ、効率性の向上と民間事業者との連携により公共交通の確保と経費節減を図ります。 ●乗合タクシーやパーク&ライドシステム、交通空白地対策や循環バスや観光客にとって利用しやすい周遊バス等の導入に努めます。
3 萩・石見空港の東京路線の現状	<ul style="list-style-type: none"> ●萩・石見空港利用拡大促進協議会と連携し、さらなる空港の利用促進策を推進するとともに、本町独自の利用促進策として、東京線を2人以上で往復利用した町民を対象に、申請に基づき商品券を贈呈する取り組みを実施します。

主要指標

指標名	現状 (平成27年度)	目標 (平成33年度)
JR山口線町内主要駅（津和野駅、日原駅）の1日当たり乗車人員合計	285人	300人

第10章

消防・防災

現況と課題

1. 安全・安心のまちづくりと地域防災計画の見直し

- ・本町では、平成25年豪雨災害や東日本大震災などを教訓として、災害に強い安心・安全で住みよいまちづくりを進めています。
- ・風水害や地震等の自然災害は、発生そのものを止めることは不可能であり、被害を低減させる「減災」の視点が大切です。そのためには、「自助」「共助」及び「公助」の3つの要素を強化するとともに、住民と行政が連携して災害に備える防災体制の強化が重要です。
- ・災害対策基本法、島根県地域防災計画を踏まえ、国や県に準じて毎年資料編を含め、津和野町地域防災計画の見直しを行っています。

2. 防災意識の高揚と防災訓練の実施

- ・平成27年度末時点で自主防災組織の結成率は20%となっています。また、自治会活動として、非常用持出袋等防災用品の整備や防災訓練の実施等地域の防災対策に積極的に取り組まれている実態もあり、全体的に地域の防災意識は着実に向上していますが、地域によっては温度差があり、継続した防災意識の啓発活動や訓練の実施が必要となっています。

3. 防災基盤・体制及び消防力の強化

- ・益田広域消防本部と津和野町消防団との緊密な連携のもと消防・防災の徹底を図っています。
- ・消防団を中核とした地域防災力の充実強化の観点から、団員の災害出動時の技量向上を図るため新入団員及び班長を対象とした研修・訓練を実施するとともに、福利厚生面の充実を図る等体制整備を進めていますが、団員数は若干の減少傾向となっており、高齢化も顕著で、新入団員の確保が課題となっています。
- ・設備の整備については、救助資機材搭載型積載車を導入する等、多様な災害に対応できるよう整備を進めています。
- ・ハザードマップを作成して全戸配布を行っています。土砂災害特別警戒区域の追加等、防災情報を充実させる必要があります。
- ・火災や避難情報等を町民にいち早くお知らせするため防災行政無線の整備を行い、災害情報等伝達手段の充実を図るとともに、非常通信手段を確保するため衛星携帯電話を2台配置しています。また、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により地震等非常時の緊急情報を瞬時に伝達することが可能となっています。
- ・防災中枢機能を果たす施設の整備については、学校や公民館等の公共施設を基本に指定避難所や広域避難場所を定め、避難所施設機能や通信手段の充実を図っています。
- ・東京都文京区や京都府与謝野町・三重県明和町など自治体間における災害時相互協力協定をはじめ、災害応急対策や物資調達などに関する民間企業等との支援協力協定を締結し、被災者支援等の応急対策の強化を図っています。
- ・防災資機材は、一括更新に多額の経費を要するため施設ごとの整備状況に差があることから、継続して整備に取り組むとともに、避難所施設機能を強化する必要があります。

4. 国民保護計画の見直し、避難実施マニュアルの作成

- ・国民保護計画の見直しや避難実施マニュアルの作成とともに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を導入し、国や県と連携した緊急時の情報収集を行う他、定期的な情報伝達訓練を行っています。

■消防力の現状：平成28年4月1日

(単位：人、台)

	津和野分遣所	日原分遣所	津和野町消防団	合計
消防職員及び団員数	10	10	318	338
設備等合計	2	2	27	31
消防ポンプ自動車		1	3	4
小型動力ポンプ積載車			20	20
タンク車	1		1	2
指令車			1	1
救急自動車	1	1		2
その他			2	2

資料) 益田広域消防本部、本町総務財政課

■火災発生の状況

(単位：件)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
火災件数	4	9	8	8	8	7	5	8	6	1

資料) 益田広域消防本部、本町総務財政課

基本方針

安全・安心のまちづくりのため、防災基盤や消防体制等を強化するとともに、消防団員の確保と自主防災組織の組織率向上の支援や防災訓練等を実施し、防災・減災対策に取り組めます。また、国や県に準じて国民保護計画の見直しを行います。

施策の内容

主要事業	取り組み内容
1 安全・安心のまちづくりと地域防災計画の見直し	●防災体制強化のため、津和野町地域防災計画の定期的な見直しを行い、計画の充実を図ります。
2 防災意識の高揚と防災訓練の実施	●出前講座や防災訓練を通じて地域の防火・防災意識の高揚を図るとともに、防災・減災の基本である自助、共助の推進の観点から、自主防災組織の結成と育成を推進し、地域防災力の向上を図ります。
3 防災基盤・体制及び消防力の充実	●今後も団員数の減少と高齢化は続くものと思われる、引き続き団員確保対策に努めるとともに、災害時の人員確保のために、機能別団員の導入を検討します。 ●ハザードマップの更新や防災行政無線・ケーブルテレビ網を活用して防災に関する情報伝達の強化を図ります。 ●役場庁舎及び指定避難所を中心に防災資機材の備蓄を充実し、災害時における地域防災機能の強化を図ります。
4 国民保護計画の見直し、避難実施マニュアルの作成	●津和野町国民保護計画の見直しを行うとともに、定期的な訓練を行い、町民の協力を得つつ、関係機関と協力して国民保護措置を総合的に推進します。

第11章

防 犯

現況と課題

- ・近年、高齢者を狙った消費者トラブルが増えています。本町ホームページで高齢者の消費者被害を未然に防ぐためのポイントや、最新の手口をご紹介します。高齢者が詐欺に遭わないためには、高齢者本人が問題意識を高めるとともに、家族や周りの人が日頃から高齢者の様子を気にかけて、見守っていく必要があります。
- ・平成24年4月2日、津和野警察署において、「津和野町・吉賀町が行う契約等からの暴力団排除に関する津和野警察署との合意書」に津和野町長、吉賀町長、津和野警察署長が署名・捺印しました。この合意書は、本町や吉賀町が行う公共工事や物品購入を通じて、公金が暴力団に渡るのを防ぐことを目的とした「暴力団排除条例」を同4月1日に施行したことに伴い、この条例を効果的で実効性のあるものとしていくため、暴力団排除に関して両町と津和野警察署が連携・協力していく事項について定めてあります。

基本方針

津和野町犯罪のない安全で安心なまちづくり条例を基本とし、町と町民等とが協働して防犯意識の高揚を図り、だれもが安全で安心して暮らすことのできる地域社会を目指します。

施策の内容

主要事業	取り組み内容
1 防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●防犯灯設置費補助制度や防犯カメラの電気料補助制度の活用を促進し、自治会や防犯団体等の自主的な活動を支援します。 ●高齢者本人も、その家族も、高齢者の友人や近所・地域の人たちも、高齢者詐欺を未然に防ぐ主役であるということを啓発します。 ●町民が暴力団員等から危害を受ける恐れがある場合には、警察による適切な支援等を受けながら、暴力団排除に取り組みます。

主要指標

指標名	現状 (平成28年度)	目標 (平成33年度)
補助制度周知回数	0回	5回

主要指標

指標名	現状 (平成28年度)	目標 (平成33年度)
自主防災組織率	20%	50%

第12章

交通安全

現況と課題

1. 交通安全施設の設置状況

・地域の危険箇所に対する道路交通標識等交通安全施設の整備、改修については、町と警察署との役割分担のもと実施しており、今後も継続して取り組む必要があります。

2. 交通安全活動の取り組み

・鹿足郡交通安全協会及び津和野町交通指導員と連携し、交通安全県民運動に合わせて、飲酒運転の撲滅、子どもや高齢者の交通事故防止等の街頭キャンペーン活動を実施し、啓発を行うとともに、広報誌やCATVのテロップ等を利用し、広く町民への周知を進めています。

■交通事故及び死傷者数の推移 (単位：件、人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
物 損 事 故 件 数	354	322	276	276	299
人 身 事 故 件 数	14	12	14	25	13
死 者 数	1	0	1	0	1
負 傷 者 数	16	16	16	38	16

資料) 津和野警察署

基本方針

交通安全施設の整備を効果的に行うとともに、鹿足郡交通安全協会や各団体と協力して交通安全意識の高揚を図り、事故ゼロを目指します。

施策の内容

主要事業	取り組み内容
1 交通安全施設の設置	●危険箇所に対する道路交通標識等の改良を継続し、交通事故の減少を図ります。
2 交通安全活動の推進	●鹿足郡交通安全協会及び津和野町交通指導員と連携しながら、交通安全活動を充実します。

主要指標

指標名	現状 (平成28年度)	目標 (平成33年度)
広報等回数	5回	10回

第13章

住 宅

現況と課題

1. 町営住宅の維持・管理

- ・住宅政策は、定住の重要な要件となるものでもあり、所得や年齢層、立地条件等さまざまな角度から検討し、整備を進めていかなければなりません。
- ・町営住宅の整備については、平成24年度に「津和野町公営住宅等長寿命化計画」を策定し、改修・改善は年次的に実施していますが、建替え・用途廃止の対象住宅については入居者の反対意見等もあり、計画的に進んでいない状況です。今後、入居者の理解を得るため協議を継続していく必要があります。
- ・若者向け・高齢者向け住宅の整備については、平成26年度、民間事業者の協力を得て、UIターン向け住宅の建設をしていますが、民間事業者の継続した協力については厳しい状況です。
- ・安心・安全な住宅について、バリアフリー・耐震住宅に対する意識向上のためのワークショップや学習会を開催する等、引き続き関係機関との連携により、住民の意識向上に努める必要があります。

2. 住環境の整備

- ・子どもから高齢者まで、また、障がい者や子育て世帯等、あらゆる人々が安心して快適に暮らせる住環境を整備することが必要です。
- ・町内の空き家においては、平成27年に町内全域の空き家調査を行い、空き家情報バンクへの登録を推進したことで登録件数が倍増し、定住の促進にもつながっています。その一方で今後の空き家の掘り起こしが課題となります。
- ・老朽化等による危険な状態で放置されている空き家について、管理は原則、所有者にあるため、除却等を含め、適正な管理が行われるよう所有者の把握を行い、助言・指導等の対応を進めています。その対応に当たっては、町民と協同で取り組むことが必要です。
- ・自然の中で、地域でのつながりによる子育てを考える人に向けた快適な住まい環境を創出し、本町の定住人口の増加と地域の活性化を図る必要があります。

■公営住宅団地リスト

種別	団地名	小学校区	建設年度	戸数
町営住宅	中 座	津和野	S45.S49	13
	中 島	津和野	S31	11
	元藩庁跡	津和野	S30.S31.S42	14
	鉄砲丁	津和野	S32	2
	法心庵	津和野	S32	2
	畑 迫	津和野	S53	5
	畑迫第2	津和野	S51	1
	小 川	津和野	S49.S51.S52	27
	小川第2	津和野	H12.H13.H18	10
町営住宅	土井敷	日原	S45.S46.S49	21
	青 原	青原	S50.S51.S53.S57	21
	青原第2	青原	S50	1
	清 水	日原	H5.H6	28
	山 根	日原	H11.H12	20
	枕 瀬	日原	H9.H13	12
県営住宅	青 原	青原	S50	10
	桂 川	津和野	S53.S54	15
一般住宅	定住促進	津和野	S54	78

基本方針

老朽化した町営住宅の建替を進めるとともに、快適で良質な住環境の整備を推進します。

また、自然の中で地域でのつながりによる子育てを考える人に向けたつわの暮らし推進住宅の整備を推進します。

施策の内容

主要事業	取り組み内容
1 町営住宅の維持・管理	<ul style="list-style-type: none"> ●入居者の居住性の向上のため、老朽化の著しい住宅については、入居者の安全を考慮した整備を進めます。 ●若者の定住を図るため、若者向け・高齢者向け住宅の整備を進めます。 ●住民のバリアフリー・耐震住宅に対する意識向上に努めます。
2 空き家対策等住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●空き家の掘り起こし及び空き家情報バンクへの登録を推進します。 ●不特定多数の方が利用する建築物について、誰もが円滑に利用できる施設整備を進めます。
3 つわの暮らし推進住宅の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●まちづくり委員会と連携し、子育て世代を主軸とした中堅所得者向けの住宅の整備を進めます。

主要指標

指標名	現状 (平成28年度)	目標 (平成33年度)
つわの暮らし推進住宅	8戸	18戸

基本目標2

学ぶ心を育て薰り高い
文化のまちづくり

第1章

学校教育

現況と課題

1. 確かな学力を育み、個性や能力を伸ばす学校教育

- ・国においては、平成25年6月に、文部科学省がこれまでの取り組みの成果と課題を整理し、第2期教育振興基本計画を策定しました。その中では、社会情勢や教育の状況を踏まえ、4つの方向性（ビジョン）、8つの成果目標（ミッション）、30の基本施策（アクション）が示されており、その根底には、「生きる力」の育成を目指す、学習指導要領の理念が示されています。
- ・本町には、小学校4校・中学校2校があり平成28年5月1日現在の児童・生徒数は、小学校263人・中学校145人となっています。学校により、多少事情は異なるものの、児童・生徒数の大幅な減少傾向は落ち着きをみせています。
- ・本町では、基礎的・基本的な学力の向上と学び続ける力の育成については、全国及び県の学力・学習状況調査の「主として知識に関わる調査」では一定の成果が上がっていますが、「主として活用に関わる調査」では、学んだ知識・技能等を活用する力が十分ではなく、学校における授業改善及び家庭学習の充実をさらに進めていく必要があります。
- ・特別支援教育学習支援員を各小学校に配置することで、学力の向上や生活の安定を図ることができるとともに、他の児童・生徒の学習環境の向上につながっていますが、支援を必要とする児童・生徒の割合が年々増加する傾向にあり、継続した支援員の確保が課題となっています。
- ・文化・芸術に接する取り組みの継続は子どもたちの情緒の安定や感性を養うことにつながっており、今後も継続して取り組んでいくことが求められています。
- ・人的交流と国際社会に通じる教育については、ALTを各小・中学校に派遣して、外国語教育の充実と国際理解能力の向上を図っています。
- ・幼少期から青年期までの一貫した教育と、適切な年代に適切な指導と学習機会が提供できるよう、関係機関の連携した取り組みが必要です。

2. 豊かな心と健やかな体を育む教育の取り組み

- ・ふるさとの文化、自然の理解を深めるため、ふるさと教育の副読本（森鷗外、津和野町の歴史、津和野町の自然）を作成して町内の児童・生徒に配布しています。また、学びの協働推進事業で鮎掛け体験等ふるさとを体感できる授業を促しています。
- ・健康の増進とたくましい体力の養成について、各種学校行事、部活動等において、児童・生徒数の減少により参加競技数が限定され、団体競技の参加が困難になることが予想されており、子どもたちの体力向上への継続的な取り組みが課題となっています。
- ・給食献立の中に「おいしい津和野の日」を取り入れる等地場産物や郷土に伝わる料理について食文化に触れるメニューを学校給食に取り入れることで、地産地消や食育を推進しています。また、アレルギー対応の給食を提供する等、児童・生徒の状況に配慮した給食献立づくりに努め、学校・家庭・地域が連携した学校給食を実施しています。
- ・安全で美味しい学校給食の確保については、食材価格の高騰等、現状の給食費では給食献立の維持に支障がでる恐れがあり、材料の供給等運営管理面で検討していく必要があります。

3. 特別な支援を必要とする教育

- ・国においては、発達障がい等の障がいのある児童・生徒を適切に支援するため、支援を行いながら、障がいの多様化に対応するとしています。
- ・障がい者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システム（障がいの有無に関係なく誰でも地域の学校で学べるような教育システムのこと）の理念による、個別の教育的ニーズに対応する多様で柔軟なしくみの整備が求められているとともに、実現に向けては、多くの課題があります。
- ・差別やいじめを無くすための人権・同和教育の徹底については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる支援、不登校児童・生徒（不登校傾向児童・生徒）への早期発見・早期対応、人権同和教育等を実施しています。

4. 教育施設・設備

- ・町内の学校施設の耐震化は完了しています。
- ・安全で充実した教育環境の確保のため、危険箇所の確認や不審者への対応等を実施し、児童・生徒にとっての安全管理が行われていますが、今後も継続した安全管理に努めることが必要となっています。

5. 「ふるさと教育」と「キャリア教育」の推進

- ・急激な少子高齢化が進行する中で、町の将来を担う人材育成は大変重要になってきます。そのため、地域の課題や地域に人とのつながりを重視した「ふるさと教育」や地域とのつながりの中で自己肯定感や自己有用感を培い、社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる「キャリア教育」を幼児期から小学校・中学校・高等学校まで一貫して推進することが求められています。
- ・中長期的な見通しを持った「ふるさと教育」と「キャリア教育」の実施により、人と文化との接触を通して、町の魅力を再認識し、町への愛着と誇りの醸成と課題の解決に向けてアクションする力の育成を図る必要があります。

6. 町営塾の運営

- ・グローバルな視点や異文化と接する環境、学力面のサポート体制を整備し、地域の教育への関心を高め、地域の教育力の底上げを行っています。

7. 津和野高等学校の支援

- ・地域を担う人材を育成する教育機関である町内唯一の高等学校の存続のため、支援を行っています。

■児童・生徒数の現状：各年5月1日現在 (単位：人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
小学校	299	263	258	246	249	263
中学校	181	179	162	169	151	145
合計	480	442	420	415	400	408

資料) 学校基本調査

■児童・生徒数の将来推計 (単位：人)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
小学校	265	268	273	261	270
中学校	131	124	122	133	134
合計	396	392	395	394	404

基本方針

子どもたちの個性を育み、自ら課題を見つけ、考え、主体的に行動し、たくましく生きる力を身につける教育を推進し、ふるさとを愛し未来を担う人づくりを進めるため、家庭や地域と連携しながら学校教育の充実を図ります。また、健康で安全な学校生活を送ることができるよう、教育環境を整備します。

また、本町の教育魅力化により、教育や子育てに手厚いまちとして発信することで、魅力的な教育を実践する本町で子育てしたいと考える都市部の若者や子育て世代の教育移住を推進します。

施策の内容

主要事業	取り組み内容
1 確かな学力を育み、個性や能力を伸ばす学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●学力向上に向けて、研修会や学校現場の訪問を通じて、派遣指導主事の助言のもと、授業改善に努めます。 ●特別支援教育学習支援員については、今後も支援を必要とする児童・生徒が増加傾向にあるため、引き続き配置するとともに、一定の人員確保に取り組み、支援体制の充実に努めます。 ●文化・芸術においては、平成28年度より芸術士®派遣事業を始めており、町内保育施設、小学校に芸術士®を派遣することや、近県学校音楽大会を継続して実施することで、芸術による子どもたちの感性・創造力の育成、町内の児童・生徒の芸術・文化に親しむ心を養います。 ●生きた英語を学び、国際社会への理解を深めるため、英語を母国語とする国から外国語指導助手を招いて、語学教育を推進します。 ●一流の「ひと」や「もの」に触れる機会をつくり、国際社会に通じる優れた人材づくりに努めます。
2 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●ふるさとの豊かな自然、文化、温かい人情との出会い等を通じて、子どもたちが郷土に誇りと愛着を持ち、自らの夢に向かって進んでいける力を育成するため、学校で地域の「ひと、もの、こと」を生かした取り組みを行います。 ●子どもの健康を守り、体力の増進を図るため、家庭・地域の連携のもと計画的な健康づくりの促進を図ります。 ●学校行事や部活動を強化、支援していくため、参加費等の一部助成や補助金等により財政的な支援や地域の指導者を活用した外部指導者派遣事業を継続し、体力の向上と学校相互間の融合を図ります。 ●平成28年3月に策定された津和野町スポーツ推進計画を基盤とし、地域の指導者を活用した子どもの体力向上支援事業を推進します。

	●学校・家庭・地域が連携した給食事業をより一層推進していきます。そのため、地場産物、郷土料理等地元の食材を活用した献立づくりに努め、食育の充実と推進に努めます。
3 特別な支援を必要とする教育の推進	●スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用により、子どもの抱える課題の早期発見とそれに対応できる体制づくりに努めるとともに、社会教育と連携しながら、学校における人権・同和教育を推進します。
4 教育施設・設備の充実	●学校内での不審者対応、危険箇所の点検を継続して実施するとともに、通学対策においても安全の確保に努めます。
5 教育の魅力化推進	●子どもの育ちに関わる課で共通の意識を持ち、連携した取り組みを実施します。 ●幼少期から青年期までの一貫した教育と適切な年代に適切な指導と学習機会が提供できるカリキュラムを作成します。
6 町営英語塾HAN-KOHの運営	●町の次代を担う生徒の学習意欲の喚起、学力向上を支援します。 ●中学校と高等学校の連携の一翼を担い、町内に唯一ある高等学校の魅力化向上とともに、町の学習環境整備を行います。

主要指標

指標名	現状 (平成27年度)	目標 (平成33年度)
不登校児童・生徒数	小学校2人 中学校3人	小学校0人 中学校0人
町内小・中学校いじめへの対応	小・中学校 100%	小・中学校 100%
津和野高校町内生徒進学率	52.08%	55.00%

第2章

社会教育

現況と課題

1. 生涯学習の取り組み

- ・平成18年の教育基本法の改正において「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」とする生涯学習の理念がうたわれました。
- ・中央教育審議会生涯学習分科会では、平成25年1月に議論の整理を行い、「今後、社会教育行政は、社会のあらゆる場で地域住民同士が学びあい、教えあう相互学習等が活発に行われるよう環境を醸成する役割を一層果たしていくことが必要」とするとともに、「教育の特性について配慮するしくみが必要」としています。
- ・本町では、学校教育と連携した取り組みとして、ふるさとを愛し、誇ることのできる「津和野人」の育成を目指すため、「学びの協働」推進事業に取り組んでいます。「学びの協働」の実践を通じて、学校・家庭・地域の連携を強め、単に学校支援にとどまらず、「ふるさととは大きな家族」のスローガンのもと、「地域の子どもを地域で育てる」という「地域ぐるみの子育て」を推進しています。これにより、少しずつ関わる大人が育つ環境が構築されてきており、学社融合を進めていく中で、地域の教育力の向上を図っています。
- ・少子化により昔のように自宅近くで子ども同士での集団活動ができにくい環境になってきています。このことは、子どもたちが放課後、子ども社会で学んできた縦横の人間関係や、遊びの中での工夫等、キャリア教育にもつながる活動ができなくなっていることに他なりません。放課後の子どもたちが、ふるさとを肌で感じることができるよう体験活動の充実を図るとともに、安全に活動できる居場所づくりや環境づくりが必要となっています。
- ・生涯学習に関する公民館活動については、公民館同士の横のつながりを生かし、連携した事業展開や独自の公民館事業を展開していますが、町教育ビジョンに沿った「教育連携イメージ」は浸透、統一化されていない状況です。
- ・地域リーダーの養成と社会教育関係団体の育成については、全ての公民館において各種社会教育団体と連携・協力・協働しており、活動の活発化に向けてさらに努力していく必要があります。
- ・ふるさと教育の推進については、津和野町「学びの協働」推進事業にて学校、家庭、地域が連携・協働して生涯学習を推進しており、作成した副読本「津和野町の歴史」と「津和野町の自然」を学校教育や社会教育で有効に活用していく必要があります。
- ・読書活動については、読書会をはじめとして保育園、学校等での読みかたりを実施しています。また、図書館の利用については、例年横ばいの状況が続いており、図書の実質や図書館事業の展開を行い、促進を図っていく必要があります。

2. 社会教育施設の活用状況

- ・本町には、公民館が14館、図書館が2館あります。しかし、多くの施設が建設後かなりの年数が経過しており、これらの修繕・改修が今後の大きな課題となっています。
- ・各地域にある公民館へ町立図書館からの図書の貸し出しを行い、町民が身近な場所で本と触れ合うことができる環境を創出しています。(町中図書館づくり)

■図書館利用状況■

年次	登録率 (%)	貸出冊数	一人当たり貸出冊数	蔵書数
平成27年	33.4	24,321	9.3	42,872

基本方針

ふるさとを愛し、誇ることのできる「津和野人」の育成を図るとともに、町民の生涯にわたる学習活動を支援するため、社会教育関係者の連携を図りながら多様な分野の学習プログラムの構築と生涯学習施設の活用促進を進めます。

施策の内容

主要事業	取り組み内容
1 生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●教育委員会組織として公民館と一体となって生涯学習を推進します。 ●「津和野町教育ビジョン」の「学びの協働」の考え方を進めます。 ●町職員のスキルアップのため、町独自の研修や県等主催の研修会に積極的に参加します。 ●公民館において住民と行政、住民同士が連携協働し、教育活動が展開できる体制を構築します。 ●学びの場である公民館において、地域づくりを見据えたひとづくりを基本とした事業展開を推進します。 ●まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略の一つである「未来の津和野を担うひとを育てる」ことを推進します。 ●「つわの体感プログラム」の活用と人材育成を進めます。
2 生涯学習施設の活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ●教育連携による「学びの協働」推進事業に基づき、町民の教育意識の向上を図ります。 ●図書館については、日原図書館を移設する計画があり、今後、どのように運営していくか課題・問題点の把握と解決のための検討を行います。両図書館とも企画事業の充実を図り、利用者の増加を目指します。

主要指標

指標名	現状 (平成27年度)	目標 (平成33年度)
図書館延利用者数	12,222人	14,000人

第3章

青少年育成

現況と課題

1. 青少年育成活動の状況

- ・次代を担う青少年の健全な育成のためには、家庭、地域、学校がともにその教育力を生かしながら、相互に連携して社会全体で取り組みを進める必要があります。
- ・現代社会は急速にその姿を変えており、青少年はこのような社会で育ち、来るべき新しい社会を創り、担う存在であり、急激な社会状況等の変化に対応できるよう、多様な能力・資質を備えることが求められます。
- ・平成18年の教育基本法の改正においても、教育の目標として「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」と規定されています。
- ・次代を担う青少年が自立した存在として育つためには、青少年期を大人への準備期間として、人格の基礎を築き将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期とするとともに、自らの人生をどう設計していくかについて考える時期とする必要があります。そのためには、家庭、地域、学校のそれぞれが、時代の要請に対応しながら、相互に密接に連携して、いわば「社会総がかり」で青少年の健全育成に取り組むことが求められます。

2. 青少年育成協議会について

- ・現在、津和野地域に4組織あり、あいさつ運動や通学合宿等を通じて、子どもたちに対して基本的な生活習慣を身につけるべく、学校、家庭、地域が連携・協力した取り組みを行っています。今後は日原地域の組織化が課題です。

基本方針

次世代を担う青少年を自立心と責任感のある人間として育成するため、家庭・学校・地域社会・各種団体が連携して、青少年を取り巻く環境の変化に的確に対応しながら、青少年の健全育成を進めます。

施策の内容

主要事業	取り組み内容
1 青少年育成活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●津和野町青少年育成連絡協議会、自治会と連携し、地域が一体となって、青少年の非行防止や健全育成活動に取り組みます。 ●青少年育成の見地から、通学合宿等の活動の充実を図ります。
2 青少年育成体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●「早寝、早起き、朝ごはん」を中心とした基本的な生活習慣の確立を家庭教育学級活動等の中で推進します。あわせて、「学びの協働」推進事業により、町内の青少年育成団体と連携し、啓発を行います。 ●必要に応じ、町子ども会連絡協議会との情報共有を行います。

主要指標

指標名	現状 (平成28年度)	目標 (平成33年度)
津和野町青少年育成団体数	4 団体	8 団体

第4章

文化・芸術

現況と課題

1. 文化・芸術活動の取り組み

- ・文化・芸術は、人々が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものであるとともに、人々を惹き付ける魅力を持ち、創造的な経済活動の源ともなりうるものであり、全ての人の豊かな生活の基盤として位置づけることが必要です。そのうえで、芸術・文化の保護・活用を推進しています。
- ・鷲舞や流鏑馬、神楽、奴等の各民俗芸能保存会による伝統文化連絡協議会を発足し、情報交換等を行っています。
- ・本町には森鷗外記念館や安野光雅美術館、日原天文台等、多くの文化施設があります。特に安野光雅美術館は、館外展を通じ、美術館はもとより本町を紹介する絶好の機会となりました。館外展の会場で放映していたPRビデオを新しく作成し、美術館や本町の魅力を発信しています。
- ・森鷗外記念館等各文化施設では、学校の授業の一環として活用されており、今後も継続した活用を進めていきます。また、広く町民の学習の場として提供しています。
- ・長期的展望の文化・芸術振興計画の策定が必要となっています。

2. 団体等の育成

- ・文化団体の活動を支援し、関係団体の相互交流及び体系的な組織になるよう育成しています。

3. 文化財の現状

- ・文化財については、「津和野町歴史文化基本構想・保存活用計画」を基本に、保護と活用に努めています。
- ・指定文化財については、計画的な保存修理事業を推進し、その後の活用に努めています。
- ・津和野城跡は、本格的に石垣修理工事に着手しています。また、名勝旧堀氏庭園の旧畑迫病院は、名勝全体の活用方法について、活用計画策定委員会等で検討を進めてまいりましたが、地元で発足した「旧堀氏庭園を守り活かす会」の協力を得ながら、周辺環境整備を行っています。
- ・老朽化で危険な状況にある藩校養老館は、保存修理工事を実施しています。その他、指定文化財をはじめとした文化財や民俗芸能についても、これまで同様に保存・活用・継承に努める必要があります。
- ・郷土館等の文化施設では、歴史・文化資料や郷土資料の収集・整理に努めていますが、その収集・整理・公開は十分とは言い難い状況です。また、郷土館の老朽化が進み危険な状態であるため、修理等早急な対策が必要です。

4. 伝統的民俗芸能や民俗行事の現状

- ・文化・芸能の伝承については、各地域の保存会が中心となって各地域の伝統的祭り等の継続を図っています。

基本方針

町民の文化・芸術に対する関心を高め、個性豊かで多様な地域文化の振興に向けて、町民の自主的な活動を支援します。また、本町の歴史への理解を深めるため、文化財の保存・活用と文化施設の整備・充実を図り、津和野文化の伝承に努めます。

施策の内容

主要事業	取り組み内容
1 文化・芸術活動の振興	<ul style="list-style-type: none"> ●伝統文化連絡協議会を活用し、情報交換等を積極的に行い、後継者問題をはじめ諸問題の解消と支援に努めるとともに一層の自主的な文化活動を促進します。 ●長期的な視野に立ち、心豊かな文化生活を送ることのできる、また創造性溢れる人材の育成に努めます。 ●既存施設だけでなく新たに整備された施設について、学校だけでなく広く町民の学習の場として有効活用を図ります。 ●近年、新たに町有の文化施設となった今昔館、旧堀氏庭園、旧畑迫病院等の整備を進め、既存施設との相互連携と充実を図るとともに、観光施設としての利用を促進します。
2 団体等の育成	<ul style="list-style-type: none"> ●公民館等と連携し町内の文化事業の充実を図り、文化団体の活動や文化事業の開催等に関する情報を広く提供して、町民がさまざまな文化活動に参加できる機会の充実を図ります。 ●文化協会等を支援し、各文化団体の活動と自立を促進します。
3 文化財の保存・活用	<ul style="list-style-type: none"> ●貴重な文化財の適正な保存を進めます。 ●津和野城跡等は保存修理事業を継続して実施します。 ●藩校養老館等の保存修理事業を実施し、修理後の活用を進めます。 ●亀井家墓所・永明寺等の文化財の指定・登録を進め、文化財保護のために新たな保存修理・活用事業に着手します。 ●津和野に関わる文化財資料の収集や整理に努め、郷土館等の老朽化した文化施設を修理して、公開に努めます。 ●文化財に関わる町民団体との連携を深め、官民で文化財保護・活用及び後継者の育成等を進めます。 ●「津和野町歴史文化基本構想・保存活用計画」に基づいて、文化財行政を計画的に進め、さまざまな文化財の活用に努めます。
4 伝統文化の継承	<ul style="list-style-type: none"> ●文化・芸能の調査・研究を実施し、伝統文化の継承に努めます。

主要指標

指標名	現状 (平成27年度)	目標 (平成33年度)
森鷗外記念館等文化施設 合計入館者数	67,347人	74,000人

第5章

スポーツ

現況と課題

- ・スポーツは、身体を動かすという人間の本源的欲求に支えられ、「こころ」と「からだ」の健全な発達を促すとともに、明るく豊かで、活力に満ちた社会の形成に寄与する人類共通の文化です。
- ・本町には公共スポーツ施設が17施設あります。
- ・本町では、町民のスポーツへの一層の参加を促すとともに、現在スポーツ行政を進めていくための基本指針として、「津和野町スポーツ推進計画」を策定しており、計画に基づき引き続き推進する必要があります。

■本町公共スポーツ施設利用状況■

年次	延利用者数
平成27年	32,220人

基本方針

多くの町民がスポーツやレクリエーションに参加できるスポーツ環境の整備を行います。

施策の内容

主要事業	取り組み内容
1 スポーツ・レクリエーション活動の充実	●スポーツ推進委員をはじめとする各種団体の協力を得ながらスポーツ・レクリエーションの推進体制の整備と活動の充実を図ります。

主要指標

指標名	現状 (平成27年度)	目標 (平成33年度)
本町公共スポーツ施設 延利用者数	32,220人	39,000人

基本目標3

働くことを喜びとし
豊かな産業を育てる
まちづくり

第1章

観光

現況と課題

1. 観光の現状

- ・明日の日本を支える観光ビジョン構想会議により「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日）が策定されたことを踏まえ、国は「観光ビジョン実現プログラム2016」を策定して、観光に対する多様なニーズにきめ細かく対応するため、新規性のある施策やこれまでの施策を改善・強化していくこととしています。
- ・本町の平成28年の年間観光客入込数は約1,180千人となり、平成27年の年間観光客入込数である約1,201千人に比して微減となっていますが、豪雨災害前の平成24年の状況まで回復してきました。年間宿泊者数は約39千人となっており、微減となったものの災害復旧工事関係者等の宿泊数が減ったことを考慮すると観光による宿泊は確実に増えてきているものと思われます。特に外国人宿泊者が好調で前年比6%の増となり外国人にも次第に津和野が浸透してきたものと思われます。平成27年度はフランスからの観光客が多かったものの、平成28年度はヨーロッパ全域に広がっている傾向にあります。こうした状況は、団体客数が減少する中、個人客が増えたことによりゆっくりと過ごす観光客が増えたこと、主要都市に行っていた外国人が地方に流れてきたこと、昨年の萩の世界遺産の認定等が要因になっていると思われます。

2. 新しい魅力づくり

- ・津和野ならではの観光商品づくりがあまり進んでおらず、商業関係者との連携も図りながら具体的な取り組みが必要となっています。また、外国人観光客も増えており、今後は宿泊施設の充実やサインの整備、パンフレット等の多言語化も課題となっています。
- ・平成27年4月に、文化庁より日本遺産の認定を受けたところですが、今後はこの認定を生かしながら、構成文化財の保存・活用を進める必要があります。

3. 滞在時間延長対策（宿泊客誘致）

- ・観光協会が中心となり、朝霧見学や夜神楽見学等夜間のイベントを企画したものの、あまり定着せず経済的な効果までにはつながっていないため、地域資源を生かしたより具体的なプランを作成します。

4. 景観を生かした観光の魅力化づくり

- ・景観計画や伝統的建造物群保存地区保存計画、歴史的風致維持向上計画等に基づき景観保全の取り組みと大規模な樹木等伐採や景観阻害の要因となる建造物、工作物等の設置等に対する規制を行い、景観を生かした観光まちづくりを進めます。

5. 観光PRの展開

- ・既存の広域観光連携によるテレビ、雑誌、PRキャンペーン等により町の魅力を発信してきました。これからも単独での広域展開が困難なことから、継続的に連携を図るとともに国の制度を利用して効率的に情報発信に努めていく必要があります。

6. 広域観光の推進

平成28年度に広域観光周遊ルート「縁の道～山陰～」が国から認定を受け、萩津和野イメージアップ協議会もその構成団体となったことから、山陰方面へのPRについても積極的に推進してまいります。また、平成29年度（2017年度）にはJRによる山口デスティネーションキャンペーンが、平成30年度（2018年度）には同じく山陰デスティネーションキャンペーンが行われることから、JRをはじめ既存の石見観光振興協議会、ピュアライン岩国益田観光連絡協議会、長門路観光連絡協議会、SL運行対策推進協議会等島根、山口との広域観光の推進を図ってまいります。

7. 観光基本計画の策定

本町は、平成24年3月に5ヵ年計画である「津和野町観光計画」を策定して観光振興の施策を推進することとしていましたが、平成25年の水害等により当初の計画が十分に実行できていません。平成29年度（2017年度）からの新たな計画「津和野町観光振興計画」において本町の魅力ある資源を生かすためのより具体的な実行ある取り組みプランを関係機関と連携して作成してまいります。

■年間観光入込客数の推移■ (単位：人)

区分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	
総数	1,229,086	1,214,123	1,111,133	1,146,395	1,201,189	
宿泊者数	総数	35,876	35,443	34,724	37,296	40,497
	うち外国人	426	575	634	652	1,017

資料) 島根県観光動態調査

2 滞在時間延長対策(宿泊客誘致)	<ul style="list-style-type: none"> ●夜間の照明の充実を図り、散策ルートを設定するとともに、周辺の視点場を整備し、景観を生かしたまちの魅力を創出します。 ●町家を活用した夕方からのイベントを定着化させることで宿泊者数の増加につなげます。 ●泊まってみたくなる施設の整備への支援策を検討します。
3 景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●景観計画や歴史的風致維持向上計画、伝統的建造物群保存地区保存計画等に基づき、歴史的な景観を守る取り組みを推進します。さらに高津川の自然環境や人々の生活の営みについては文化的景観としての選定を目指します。
4 観光PRの展開	<ul style="list-style-type: none"> ●今後とも周辺の観光地域との連携事業を推進することで、テレビやラジオ、雑誌等を通じて観光客の集客を図ります。 ●日本遺産魅力発信事業を推進するとともに、その後のPRを継続的に実施します。
5 広域観光の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●ストーリーに基づいた周辺の観光地域との連携事業を推進することで、観光客の集客を図ります。
6 観光基本計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ●平成29年度～33年度（5ヵ年）の観光振興計画を関連業者等の意見を踏まえて策定し、関係団体との連携のもと計画的に事業を展開します。

主要指標

指標名	現状(平成28年度)	目標(平成33年度)
観光入込客数	1,180千人	1,250千人
外国人宿泊者数	1,100人	1,500人

基本方針

交流人口を増大させるため、本町が有する個性的で多様な地域資源を発掘するとともに、それに磨きをかけてより魅力ある観光地づくりを目指します。さらに、日本遺産を例としたストーリーに基づいた広域的な取り組みを津和野から発信してまいります。

施策の内容

主要事業	取り組み内容
1 新しい魅力づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●観光素材の調査結果に基づき、「見る」、「食べる」、「体験する」を具体化したまち歩きコースの設定やガイドの充実を図ります。 ●「日本遺産」制度の認定を受けた「津和野今昔～百景図を歩く」のストーリーを観光施策の核に据えて、本町の本質的な魅力を理解いただくまち歩きプランの充実と、地域の特色ある文化や歴史、食に着目しグレードアップさせることによる津和野ならではの観光開発を津和野町観光協会等と連携して進めます。 ●ガイドの人材育成を図る他、宿泊施設の充実、外国人にも安心して旅をしていただけるよう「おもてなし力」の向上を図ります。 ●農商連携による地域食材の活用や新たなメニューの開発、充実した観光土産品の開発を支援します。

第2章

商工業

現況と課題

1. 商業の振興

- ・地域の商店街は、経済のグローバル化や近隣の大型ショッピングセンター進出等を背景に、集客力の低下が進んでいます。また、インターネット、生協等地域以外での購買比率が上昇しており、地域の商工業においては深刻な問題です。本町の商業の推移をみても、創業支援等の取り組みは行っているものの、全体的に店舗数は高齢化による廃業等により減少傾向にあります。
- ・こうした中で、平成28年度において町では第三者による事業承継、親族による事業承継を支援する条例を周辺地域に先駆けて制定し、商工業の振興に努めています。
- ・商店街の魅力づくりについては、えびす講祭りへの助成、日原地区での賑わい創出事業等一定の取り組みは行っていますが、依然として商店街は厳しい経済状況にあることから、継続した支援が必要です。
- ・津和野ブランドの創出については、新たに栗、里芋等の展開が期待されています。栗については、平成27年度に町や商工会、観光協会、生産者等からなる協議会を組織して取り組んでおり、農商工連携による支援を継続して、まずは生産量の増加に取り組む必要があります。
- ・これまで、島根県の産業6次化補助金等を活用して事業を実施しているところですが、現在は1次部門の生産基盤の確立等を中心に取り組んでおり、第2次及び第3次部門の取り組みが弱いことが課題であり、本町の観光・商業への波及が十分に機能していない状況と言えます。こうしたことから、今後は第2次部門の加工、第3次部門の販売の強化に向けて、町が導入したCAS設備等を活用しながら、これまで積み重ねてきた実証実験結果等を反映し、専門家の導入による新たな商品開発、販売促進部門へと発展させるよう努めます。
- ・商業ビジョンの策定支援については、未だ実現されていませんが、平成28年12月に制定した中小企業・小規模企業振興条例において、中小企業・小規模企業の総合的な振興を図る基本計画を策定することが規定されていることから、今後は計画を策定してその振興を図ります。
- ・商工業の振興については、行政の支援とともに商工業事業者の自主的な取り組みが欠かせないものであることから、関係機関と連携しつつ、既存の制度等を活用してその支援に努めます。

2. 企業誘致・企業立地

- ・企業誘致の結果として、地域雇用の創出の他、新たな税収の確保、地域の産業構造の多様化、地場企業の取引拡大等に寄与することが期待されます。
- ・生活する上で欠かせない「しごと」づくりにおいて企業誘致の果たす役割は大きいと認識しており、島根県全体でも平成18年からITを中心とした企業の誘致に取り組んでおり、平成27年までに県内で600名の新規雇用を生み出しています。
- ・本町でも平成27年に誘致した2社が事業をスタートさせ、両者合計でこれまで15名の雇用を創出しています。また、これまで町内に無い業種であるため地場企業との競合も発生していません。
- ・本町では、今後も島根県と協力しながらIT系企業を中心に誘致活動に取り組んでいきます。しかし、町の受け入れ態勢として、ソフト・ハード面の両面でさまざまな課題があります。具体的には誘致企業で働く人材確保と育成、町内企業との協業・連携へ向けた関係構築、新たな誘致へ向け継続した企業訪問となります。

3. 地場企業育成

- ・国は平成25年に「小規模企業活性化法」を、平成26年には「小規模企業振興基本法」を制定し、小規模事業者の振興に取り組んでいます。さらに、中小企業・小規模事業者の成長を実現していくため「ちいさな企業」成長本部において、4つの行動計画（①眠っている地域資源の有効活用、②中小企業の新陳代謝の活発化、③成長分野への積極的参入、④海外への事業拡大）を策定し、その実行に向けて施策を展開していくこととしています。
- ・本町では、地場産業の育成については、津和野町個別商業包括的支援事業等をはじめとした商工振興施策において事業所の支援に取り組んでいますが、今後も継続的な取り組みを行う必要があります。
- ・事業者の高齢化による廃業の抑制を図るため、平成28年度に新設した事業承継施策等をはじめ、町内事業者の円滑な事業承継を支援します。
- ・新規産業の創出、育成については、津和野町創業支援事業計画に基づき行政・商工会等にワンストップ創業窓口を設ける他、関係機関とのネットワークの構築や支援施策により創業支援を推進しております。
- ・栗やわさび、里芋等をはじめとした豊富な地域資源を誇る本町において、その地域特性を生かした新たなブランド化を推進するために、農商工が連携して6次産業化を推し進め、新商品開発や販路開拓を実施する必要があります。

商業の推移

(単位：店、人、万円)

区分		平成14年	平成16年	平成19年	平成26年
総数	事業所数	229	206	182	116
	従業者数	949	762	669	510
	年間販売額	1,022,695	772,205	674,133	487,936
卸売業	事業所数	16	17	11	4
	従業者数	65	59	40	14
	年間販売額	70,540	74,153	79,459	データなし
小売業	事業所数	213	189	171	112
	従業者数	884	703	629	496
	年間販売額	952,155	698,052	594,674	データなし

資料) 商業統計調査

工業の推移

(単位：事業所、人、万円)

区分		平成20年	平成22年	平成25年
事業所数 (対20年比)	島根全県	1,547(100.0%)	1,359(87.8%)	1,264(81.7%)
	津和野町	25(100.0%)	20(80.0%)	17(68.0%)
従業者数 (対20年比)	島根全県	44,190(100.0%)	42,771(96.8%)	39,194(88.7%)
	津和野町	343(100.0%)	269(78.4%)	222(64.7%)
製造品出荷額等 (対20年比)	島根全県	107,705,123(100.0%)	98,400,244(91.4%)	100,430,641(93.2%)
	津和野町	600,823(100.0%)	507,096(84.4%)	166,651(27.7%)

資料) 工業統計調査

誘致企業一覧

企業名	業種	雇用予定者数
バルトソフトウェア株式会社	ソフトウェア業	7人
株式会社Nex-E (ネクシィ)	コールセンター業	48人

基本方針

商工会や関係団体等と連携を図り、商店街の魅力づくり、津和野ブランドの創出等に関する既存事業者や新規創業者への支援を進めます。また、事業所等の自主的、自発的な取り組みが行われるよう、関係機関とともに支援します。

津和野町総合戦略における基本的視点「若い女性が住みたいまちづくり」に基づき、IT系企業を中心とした事業所の誘致を推進し、若い女性が働きやすい職場の創出を目指します。

地場企業の振興・発展に向けた施策を展開していくとともに、地域資源を活用した新たな地場産業の創出を図ります。

施策の内容

主要事業	取り組み内容
1 商店街の魅力づくり	●今後はこれまでの支援に加えて、拠点整備による活性化の方針等を検討します。
2 津和野ブランドの創出	●ふるさと名物応援宣言、津和野栗再生プロジェクト推進協議会等を活用しながら、国、県の補助金等を利用して津和野ブランドの創出を支援します。 ●東京事務所の活用により販路拡大等の支援を行います。
3 商工業ビジョンの策定支援	●津和野町中小企業・小規模企業振興基本条例の策定を受けて町内商工業支援の基本計画を策定します。
4 事業所等の自主的取り組みの支援	●町内の事業所等の自主的、自発的な取り組みが行われるよう、関係機関と連携してその取り組みを支援します。
5 農商連携による6次産業化の推進	●国、県等の支援を受けながら、農商連携による6次産業化の推進を図ります。 ●農商連携による6次産業化を推進する組織の設立等について検討します。
6 町外企業への継続的な企業訪問	●継続した企業訪問により本町への事業所進出を促します。

7 企業進出のための環境整備	●企業が進出をしやすいようにハード整備や人材確保、人材育成等の環境整備を進めます。
8 進出企業のフォローアップ	●進出企業の事業活動を支援するため継続的なフォローアップを行います。
9 ICTへの理解向上	●地域内のICTに対する理解と学習を深め、ICTの利活用を推進します。
10 地場企業の育成	●津和野町個別商業包括的支援事業、事業承継施策等により継続的な取り組みを行います。 ●新規創業については、津和野町創業支援ネットワークにおいて、行政・商工会・金融機関等の関係機関が連携し、商工業の発展のため継続した取り組みを行います。 ●商工会等と連携して、本町の地域資源を活用した新商品開発や、販路拡大を支援します。

主要指標

指標名	現状 (平成28年度)	目標 (平成33年度)
創業支援者数	8件	12件
6次産業化の推進による 新商品開発	1件	8件
新規事業所の誘致数	2社	5社
新規雇用者数	14人	50人
創業支援相談件数	15件	20件

第3章

農業・林業・水産業

現況と課題

1. 農業生産基盤の整備

- ・優良農地の確保・保全については、農業振興計画に基づき進めている他、環境保全や農村景観との調和等にも配慮した農業生産基盤の整備を推進しています。
- ・津和野町水田フル活用ビジョンを作成し、地域の振興作物（わさび、山菜、里芋、栗等）の作付拡大、栽培技術の向上、市場の開拓を継続して実施し、複合的農業基盤の確立を図る必要があります。

2. 担い手の育成

- ・水田農業経営を支援するため、国の経営所得安定対策等を積極的に活用するとともに、認定農業者等の規模拡大、集落営農の法人化を推進しています。
- ・農業の担い手については、高齢化が進む中、国の青年就農給付金制度及び津和野町新規就農促進事業等を活用し、新規就農者の育成と認定農業者の支援を進めています。
- ・高齢化が進む中で、地域農業の重要な役割を果たしている高齢者や女性農業者については、町・県の事業等を活用しながら支援を進めています。
- ・高齢化に伴う農業担い手の減少が進んでいますが、平成26、27年度には毎年10名のUターンでの農業研修生を確保しており、既存の担い手対策と就農初期段階の支援体制の充実が今後の課題となっています。

3. 農地の多面的機能の保全

- ・農地の多面的機能の保全については、継続した取り組みを進めています。
- ・中山間地域等直接支払交付金は平成27年度より第4期対策が始まり、全49組織が活動していますが、5年前と比べ1組織減となっています。また、多面的機能支払交付金については、5年前と比べると平成27年度より新たに3組織が活動を開始し、全38組織が活動しています。

4. 地産地消、食育活動の推進

- ・地産地消、食育活動については、「津和野町食と農のまちづくり条例」に基づく推進計画を策定していますが、現行推進計画はボリュームがあるため計画があまり実現しておらず、次期計画は内容を簡潔にして効果の見えるものにする必要があります。
- ・学校給食については、児童・生徒への給食物資に米・野菜を中心に地場で採れた物を中心に利用拡大に努めています。前述の推進計画に則り、関係者間の連携を深めながら地場産品の利用率向上を推進します。

5. 農村の環境整備及び農業による定住施策

- ・集落営農組織の活動の維持・経営の安定のためには、さらなる支援が必要となってきています。また組織内の高齢化が進んでいます。
- ・農村の環境整備については、西いわみヘルシー元氣米の堆肥助成を行うことで支援を進めていますが、農家の高齢化により作付が減少していることが課題となっています。
- ・農業による定住施策については、大学や研究機関とは距離的な問題もあり連携ができていないことが課題となっています。

6. 観光と農業のタイアップ

- ・農業体験はUターン研修生確保のため、積極的に実施しています。グリーンツーリズムについては具体的な動きがなく、今後の展開について検討が必要です。
- ・平成27年度に発足した津和野栗再生プロジェクト推進協議会では、県の6次産業化の補助金等を活用しながら農商連携による取り組みを行っていることから、本町の農産物等が観光事業と連携できるよう継続的な取り組みを実施します。

7. 販売を前提にした施業体系の確立（民国連携森林整備推進協定の実施）

- ・林業・素材生産業は恵まれた環境が整ってきていますが、林道や森林作業道等の路網整備が遅れていることから、安定した木材生産供給体制が整っていないという課題があり、路網整備と適切な森林整備を同時に推進することにより、森林資源を有効活用する施業体系の確立を目指す必要があります。

8. 町行分収造林契約の延長

- ・島根県林業公社の分収造林契約の延長と同様に、今後も町行分収造林契約の延長の取り組みを進める必要があります。

9. 森林と共生するための必要施業の奨励と自伐型林業による定住施策

- ・平成28年6月に「津和野町美しい森林づくり条例」を制定したことにより、さまざまな場面において森林が持つ公益的機能を十分に発揮できるような取り組みを推進する必要があります。現在、14団体が里山整備としてスギ・ヒノキの人工林の間伐、森林作業道の開設や広葉樹林の整備、竹林伐採等の幅広い活動を展開しており、周辺環境や景観づくりだけでなく、鳥獣被害の防止対策も実施しながら、今後も自然との共生を図る必要があります。
- ・森林組合や林業事業体だけでなく、自伐型林業の取り組みを進めており、国の地域おこし協力隊制度により、毎年、都市部から若者がUターンで移住しています。林業技術だけでなく田舎暮らしの術を習得して、定住できるしくみづくりを重点的に進める必要があります。
- ・森林率が9割以上と高く、森林資源を再生可能エネルギーとして木質バイオマスガス化発電や薪ボイラー、ペレット・薪ストーブなどにより、地域循環のしくみを構築し有効活用することが地域振興につながることから、この取り組みを進める必要があります。

10. 特用林産物の生産振興

- ・わさび、榊の生産に対する支援等を継続して実施する必要があります。

11. 清流「高津川」を次代に引き継ぐ活動の支援

- ・高津川は本町及び益田圏域に共通する財産であり、下水道の整備等も含めて水質の浄化に取り組んでいます。今後も水質の維持・向上に努める必要があり、そのために益田圏域で策定された「高津川流域保全基本構想」に基づき、流域自治体との連携を図りながら引き続き実施計画を策定し、実行する必要があります。

12. 水産業と観光の連携

- ・水産業は、1級河川高津川における鮎の漁獲高が中心ですが、この他にも春はヤマメ、ゴギ、夏はウナギ、スッポン、秋はツガニ（モクズガニ）などの水産資源が漁獲されます。
- ・高津川の水生物のうち、鮎以外についてはブランド力が不足しており、観光協会等と連携して取り組む必要があります。

■ 農業の状況：各年2月1日 ■

年	専業及び兼業農家（戸数）				耕地面積（ha）			
	総農家数	内 訳			総耕地面積	内 訳		
		専業	第1種兼業	第2種兼業		田	畑	樹園地
平成2年	1,333	197	136	1,000	929.86	710.03	85.33	134.50
平成7年	1,215	210	128	877	874.27	694.27	70.26	109.74
平成12年	750	129	54	567	676.41	556.28	47.52	72.61
平成17年	673	154	58	461	598.75	493.37	44.59	60.79
平成22年	561	176	47	338	531.96	441.64	41.17	49.15
平成27年	399	118	50	231	407.05	340.09	35.51	31.45

注) 平成12年度以降は販売農家のみ
資料) 農林業センサス

■ 中山間地域等直接支払制度集落協定の状況 ■ (単位：戸、人、ha、千円)

地区名	平成22年度				平成27年度			
	協定数	農家人数	協定面積	交付金額	協定数	農家人数	協定面積	交付金額
津和野	30	424	316	33,715	28	374	307	33,867
日原	20	299	136	20,530	20	324	130	19,695
計	50	723	452	54,245	48	698	437	53,562

資料) 本町農林課

■ 多面的機能支払交付金制度協定状況 ■ (単位：戸、ha、千円)

地区名	平成22年度			平成27年度		
	協定数	対象面積	交付金額	協定数	対象面積	交付金額
津和野地区	31	352	15,175	30	389	26,004
日原地区	16	191	7,919	8	101	7,194
合計	47	543	23,094	38	490	33,198

資料) 本町農林課

■ 経営形態別森林面積 ■ (単位：ha)

年度	総数	国有林	民有林	
			町有林	私有林
平成23年度	24,336	3,408	1,189	19,739
平成24年度	24,338	3,408	1,189	19,741
平成25年度	24,340	3,407	1,189	19,744
平成26年度	24,340	3,407	1,189	19,744
平成27年度	24,339	3,407	1,189	19,743

資料) 島根県森林整備課

基本方針

Uターンでの地域農業の担い手を確保しつつ農業経営の多角化と高度化を推進するとともに、消費者ニーズに対応した高収益化、地産地消等に取り組み、持続性の高い力強い農業を目指します。

Uターンや地元住民による担い手を確保しながら、自伐型林業の確立を目指すとともに、林道等の整備や森林組合等への支援、森林整備事業の推進等により、林業の活性化を図ります。

「高津川」を次代に引き継ぐ活動の支援や水産業と観光の連携を図ります。

施策の内容

主要事業	取り組み内容
1 農業生産基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●優良農地の確保・保全、生産基盤整備に継続して取り組みます。 ●米に代わる本町の特性を生かした高収益作物の推進と、それに係わる栽培技術の向上を図るとともに、さらなる販路開拓を進めます。
2 多様な担い手の育成・活用	<ul style="list-style-type: none"> ●安定的な水田農業経営を確立するため、規模拡大・法人化等を推進します。 ●国の青年就農給付金制度及び津和野町新規就農促進事業等を活用して、町内外からの新たな農業従事者の育成を進めます。 ●地域農業の重要な担い手である高齢者や女性農業者の支援を進めます。 ●Uターンでの担い手や農業研修生を確保していくとともに、新規就農者の経営安定を支援します。
3 農地の多面的機能の保全	<ul style="list-style-type: none"> ●中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金制度に伴う活動組織の構成員の新たな人材を確保します。 ●平成26年度より農地中間管理事業制度が新たに開始され、農地の貸借、売買等に対して交付金が交付されるようになったため、今後の農地の流動化に活用します。
4 地産地消、食育活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●地産地消、食の安全、農業への関心・理解を促進します。 ●学校給食は、献立を工夫し地場野菜中心の地産地消に努めます。
5 農村の環境整備及び農業による定住施策	<ul style="list-style-type: none"> ●集落営農組織の活動の維持・経営の安定とともに、後継者の確保・養成を支援します。 ●熊やイノシシ、猿等の有害鳥獣被害防止対策を支援します。 ●西いわみヘルシー元氣米等の新たな生産者の確保を支援します。
6 観光と農業のタイアップ	<ul style="list-style-type: none"> ●スーパーや道の駅、マルシェ等に出荷される農産物の生産量を増やし、地産地消の推進を図ります。 ●本町オリジナルの新品を開発し、東京事務所と連携しながら地産都商にも着手し、農産物の6次産業化を推進します。 ●有機農業を実践している農家に対して研修会を開催し、農業技術のレベルアップを図ります。 ●津和野栗再生プロジェクト推進協議会を中心として、観光と農業の連携を推進します。 ●津和野町東京事務所を活用して、販路開拓の拡大に取り組みます。

7 販売を前提にした施業体系の確立（民国連携森林整備推進協定の実施）	<ul style="list-style-type: none"> ●計画的に安定した木材生産供給体制の確立に努めます。 ●地籍調査、森林所有者の境界確定、森林資源量の現況把握、林道や森林作業道等の路網整備のため、航空レーザー測量等の最先端技術を導入して調査することにより林地台帳整備を進めます。 ●これまでの民国連携森林整備推進協定については、新たな協定書締結について検討します。
8 町行分収造林契約の延長	<ul style="list-style-type: none"> ●森林資源を有効に活用して、美しい景観を醸し出し、町土を保全して災害に強い森林づくりを推進するため、町行分収造林の契約の延長について理解していただき、長伐期変更契約の締結を進めていきます。
9 森林と共生するための必要施業の奨励と自伐型林業による定住施策	<ul style="list-style-type: none"> ●里山の森林整備を住民自らが任意団体を組織して実践していく取り組みは、町面積の9割が森林である本町においては、重要な取り組みの一つであり、森林が有している公益的機能を高めることに継続して取り組みます。 ●小型の林業機械を使用して地域の森林環境に配慮した自伐型林業を推進し、地域おこし協力隊制度により転入した若者の定住に取り組みます。 ●森林資源を再生可能エネルギーとして有効活用するために木質バイオマスガス化発電や薪ボイラー、ペレット・薪ストーブの導入設置の取り組みを進めていきます。
10 特用林産物の生産振興	<ul style="list-style-type: none"> ●わさびについては今後もリースハウス等の利用を推進します。 ●榊については、生産振興助成金で支援します。
11 清流「高津川」を次代に引き継ぐ活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ●「高津川流域保全基本構想」に基づき、流域自治体との連携を図りながら引き続き実施計画を策定して実行します。
12 水産業と観光の連携	<ul style="list-style-type: none"> ●鮎をはじめとする水産資源について、津和野の特産品としてのブランド力を付けるための施策展開を行い、観光と結びつけることに取り組みます。

第4章

雇用対策

現況と課題

- ・近隣の雇用情勢としては、平成27年11月から平成28年10月までの1年の期間において本町を含む益田管内の有効求人倍率（正社員・パート含、職種限定なし）は1.72となっており、働きたい人と働き手を募集する企業との間に雇用におけるミスマッチが発生していると考えられます。
- ・このような状況の中、非正規雇用（パート、アルバイト、契約社員、派遣社員等で、主に正規雇用と区別するために使われる言葉）比率の高い第3次産業の拡大や、個々の企業における非正規雇用の活用拡大が進む等、従業員の雇用形態も大きく変化しています。
- ・国では、「国民が安心して働き、希望通り結婚し子育てができ、将来に夢や希望を持つことができるような、魅力あふれる地方を創生し、地方への人の流れをつくる。」ことを基本目標として、まち・ひと・しごと創生本部を設置し、地方創生を積極的に支援しています。この支援の中の大きな視点のひとつは「安心して働ける場の確保」であり、地域に根ざした創意工夫が求められています。
- ・雇用の創出については、企業誘致と、既存企業の拡大又は起業による手法が考えられることから、この両方を推進していくことが必要であり、企業が求める人材を供給するしくみづくりが必要です。
- ・本町では、就業の場の確保について、平成28年7月までの約半年の期間において本町を含む益田管内の有効求人倍率は1を超えていますが、Uターンを希望する方にこうした情報が伝わっていないこと、仕事を探す人と求人をする企業との間に労働条件におけるミスマッチがあることが課題となっています。
- ・すでに募集のある求人については、町へ移住を検討される方への即効性かつ具体的な現金収入が見込める情報となり、移住相談等の際に求人情報を積極的に提供していくことが必要となります。
- ・高齢化率が高い本町は、高齢者の社会進出を通じて、生きがいづくりを進めることが求められています。
- ・本町においては、新規学卒者の多くが町外、県外に進学及び就職のために転出し、その後のUターンもごく少数に限られている状況が長く続いています。そのため、新規学卒者の町内、管内就職等を促す活動をより積極的に展開する必要があります。

基本方針

求職者と町内企業への情報発信を行い、雇用のマッチングを支援します。
新規学卒者の町内、管内就労への支援を実施し、若い労働力の町内、管内維持に努めます。

主要指標

指標名	現状 (平成26年度)	目標 (平成33年度)
農業生産組織数	13組織	15組織
集落営農組織の法人数	12法人	14法人
認定農業者総数	31人	32人
新規就農者数 (平成23年度以降の新たな就農者)	13人	18人
農地流動化面積 (認定農業者による利用権設定 での農地利用集積面積)	533,620㎡	550,000㎡
(再掲)林道総延長	119,566m	120,566m
(再掲)年間の作業道開設延長	8,500m	11,000m
(再掲)町有林人工林の年間間伐面積	27ha	40ha
(再掲)町有林以外の 民有林人工林の年間間伐面積	103ha	120ha
新規林業就業者の定住人数(累計)	0人	10人

第5章

津和野ブランドの宣伝活動

施策の内容

主要事業	取り組み内容
1 就業の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●企業が求める条件に合う人材の育成、スキルアップを支援します。 ●企業が求める人材の採用が可能になるよう企業へ支援します。 ●津和野町無料職業紹介所を通して、求人情報が求職者に確実に伝わるようにハローワークや島根県（ふるさと島根定住財団等）と協力し、情報をUIターン者に伝える取り組みを進めます。
2 高齢社会の活用	<ul style="list-style-type: none"> ●シルバー人材センター等と連携し、高齢者の技能や経験等を生かした就労による生きがいづくりへの取り組みを検討します。
3 新規学卒者の支援	<ul style="list-style-type: none"> ●管内の企業、行政等で構成する益田鹿足雇用推進協議会と連携して、新規学卒者、保護者への管内企業情報を提供するとともに、情報発信に努めます。

主要指標

指標名	現状 (平成28年度)	目標 (平成33年度)
津和野町無料職業紹介所 求人情報の年度内登録数	42件	55件

現況と課題

1. ブランドの考え方

- ・ブランドとは、他と区別できる特徴を持ち価値の高い「ひと」、「もの」、「情報」、「しくみ」等を指すと理解できます。
- ・津和野には「栗」、「里芋」、「鮎」、「わさび」、「山菜」等市場では高い評価を得ている農産物等がありますが、その価値を完全に生かしているとは言えない状況です。そのため、これらの商品価値を高めるとともに、それぞれのブランド化に向けた要素を確定させ、ブランド化を進めます。
- ・「津和野ブランド」は、「ひと」、「もの」、「情報」、「しくみ」等さまざまな特有の地域資源が活用され、本町の知名度だけでなく「訪れてみたい」、「食べてみたい」等の愛着につながる大切が必要です。
- ・具体的には、「もの」の視点からは、本町の基幹産業である農業における6次産業化や他の産業との連携等を通して新しい農産物や新商品を通じた地域の特産となるブランド化等を積極的に推進する必要があります。
- ・「ひと」、「しくみ」については、「自治会」を中心としたコミュニティの再構築を通じた「ひと」づくりの「しくみ」を、本町固有のものとして醸成することも、ひとつのブランド化のあり方と考えます。

2. 本町におけるブランド化への取り組み

- ・本町の農業における特産品に対する取り組みとしては、生産者、生産団体、直販所等一体となって各種イベント等へ参加し、津和野の特産品のPR販売を実施しています。「道の駅津和野温泉なごみの里」は、津和野ブランドの拠点として位置づけ、あわせて地域活性化の取り組みを強化する必要があります。

3. 宣伝活動の必要性

- ・地域の特徴と魅力を生かし、まちづくりの担い手である町民との協働のもと、地域のイメージを向上させ独自の付加価値をつくり、多くの人や企業を呼び込む取り組みが必要です。
- ・近年、魅力ある地域づくりや都市生活の質の向上を図るため、有効な宣伝活動を展開している自治体がみられるようになりました。

基本方針

本町の持つ「ひと」、「もの」、「情報」、「しくみ」の中から「津和野ブランド」を育てあげ、全国に「津和野」の知名度が高まり、さまざまな情報が伝わる津和野ブランドの宣伝活動を展開していきます。

施策の内容

主要事業	取り組み内容
1 津和野ブランドの推進体制	●「ひと」、「もの」、「情報」、「しくみ」の中から「津和野」にふさわしい「ブランド」を立ち上げるための官民協働による推進体制の構築を図ります。
2 津和野ブランド化商品の研究開発と流通拡大	●豊富な地域資源を活用した新商品開発や研究の支援を進めます。 ●現存の商品にも宣伝活動を支援し、品質等に磨きをかけ、津和野ブランド化を目指します。 ●津和野の商品等における地域団体商標、GI*等の登録に向けて関係機関と連携して支援を行います。 *GI：地理的表示保護制度
3 宣伝活動の展開	●全国に通じる津和野ブランドの実現に向けて、島根県ブランド推進課とも協力し、東京事務所を活用しつつ宣伝活動戦略を推進します。

主要指標

指標名	現状 (平成28年度)	目標 (平成33年度)
地域資源登録件数	28件	35件
商標等出願件数	0件	3件

基本目標4

助け合う心を大切にし
 明るい家庭や地域をつくる
 まちづくり

第1章

健康づくり

現況と課題

1. 健康づくり事業の取り組み

- ・子どもから高齢者までともに元気で安心・安全に暮らしていただくため、「健康つわの21計画（平成25年度～34年度）」により、町民が健康で幸せな生活をおくることを目指し、町民参画による健康づくりに取り組んでいます。
- ・健康目標達成に向けた取り組みを評価し、計画の推進を図る必要があります。

2. 生活習慣病予防の取り組み

- ・広報誌に健康、疾病予防の情報を掲載し、健康に関する相談窓口の周知を行い、相談を実施しています。
- ・集団及び個別医療機関における各種がん検診の実施、未受診者への受診勧奨、要精密者への再検査の受診徹底等疾病の早期発見、早期治療を推進しています。
- ・生活習慣病予防対策については、「健康つわの21計画（平成25年度～34年度）」により、行動目標等を設定し取り組んでおり、引き続き保育園・学校等と連携して生活習慣病予防の推進を図る必要があります。

3. 医療体制の整備充実

- ・津和野共存病院においては地域包括ケア病床を導入し、従来の在宅復帰支援をさらに広角的にとらえ、多職種協働でサービスを提供しています。

4. 通院交通手段の確保

- ・町営バスの運行等の支援により、通院交通手段の確保に努めています。

5. 介護予防・生活支援の推進

- ・在宅医療や訪問看護の充実等で医療と介護の連携強化を図るとともに、介護予防の取り組みを行い、健康寿命の延伸、見守りや配食サービス、買い物支援等高齢者のニーズに合わせた生活支援サービスの推進を図る必要があります。

健康増進事業の実施状況

(単位：人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
胃がん検診	515	387	357	337	309
結核・肺がん検診	1,143	1,422	1,293	1,508	1,353
乳がん検診	323	572	371	387	403
子宮頸がん検診	295	364	428	394	330
大腸がん検診	994	812	1,151	1,075	1,082
前立腺がん検診	238	199	240	273	259

母子保健事業の実施状況 (単位：人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
母子手帳交付	40	39	44	38	43
母親学級	16	9	7	10	12
子育て相談	177	177	220	171	224
託児家庭訪問(件)	48	40	43	88	102
離乳食教室	—	32	15	13	21
乳児健康診査	47	46	50	77	60
1歳6ヶ月児健康診査	57	33	36	38	40
2歳児健康診査	27	50	30	37	39
3歳児健康診査	42	24	50	32	46

基本方針

町民の健康づくりは、生涯を通じて取り組む必要があり、医療機関と連携しながら、生活習慣病や心の病気を予防するため、正しい知識の普及と健康診断の受診の促進、病気の早期発見等、健康づくりの推進と保健サービスを充実し、健康の保持と増進を図ります。

施策の内容

主要事業	取り組み内容
1 健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●「健康つわの21計画(平成25年度～34年度)」を推進するために、引き続き「健康で生きがいのある町づくり会議」を中心に町民・関係機関・行政がそれぞれの役割を明確にして健康づくりに取り組みます。 ●特定健康診査及び後期高齢者健康診査については、受診期間を延長する等の受診率の向上を図るとともに、未受診者への受診勧奨に取り組み、町民の健康管理の充実を図ります。 ●がん対策については、胃がん、肺がんをはじめとする各種がん検診を実施します。大腸がん検診は、無料化及び「郵送法」での実施により、多くの方に受診をしていただき早期発見・治療に努めます。 ●歯科保健事業については、妊婦歯科検診や40、50、60、70歳の男女を対象とした「歯周疾患検診」の自己負担金を無料化することにより、歯周病予防対策を推進します。 ●母子保健対策については、妊婦通院助成、一般不妊治療費等助成及び風しん予防接種費の助成を実施し、子育て世代等の経済的な負担の軽減を図ります。 ●地域ぐるみの健康づくりについては、「津和野町健康で生きがいのある町づくり会議」を中心に、平成27年度に町内全地区に設置が完了した健康を守る会等の地区組織と連携を図り、地域住民の参画を得ながら活動を展開・支援し、さらなる健康づくりの充実を図ります。

2 生活習慣病予防の推進(定期健診・健康相談等)	<ul style="list-style-type: none"> ●生活習慣病やロコモティブシンドローム*に対する運動の効果、正しい運動方法を伝えながら、継続的な健康づくりにつながるような取り組みを行います。 *ロコモティブシンドローム(運動器症候群)：運動器の障害のために移動機能の低下をきたした状態であり、運動器とは、筋肉、骨、関節、軟骨、椎間板等のこと。 ●受診しやすい環境づくりに努め、受診率のさらなる向上を図ることにより疾病の早期発見、早期治療を目指します。 ●食生活は、生活習慣病やその他の病気に大きく関連し、食生活の乱れは健康に大きく影響するため、「健康で生きがいのある町づくり会議」等を中心に引き続き保育園や学校等と連携を図りながら生活習慣病予防を推進します。
3 医療体制の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> ●地域医療の維持・継続のために引き続き医師確保にあらゆる手段を講じて最大限の努力をします。 ●医療のみを単独で提供しても総合的なクオリティライフの改善にならないことから、保健・福祉との連携を組織的に構築し町民の安全と安心を総合的に向上させることを基本とし、在宅医療の強化を図ります。
4 通院交通手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●交通体系の見直し等により、通院手段の確保や利便性の向上に努めます。 ●タクシー利用券の交付による交通手段の確保により、妊産婦が安心して通院できる環境の整備に努めます。
5 介護予防・生活支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいに関するサービスを包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を目指します。

主要指標

指標名	現状(平成27年度)	目標(平成33年度)
国保特定健診受診率(受診者数/40歳～74歳の国保被保険者)	36.9%	40.0%

第2章

地域医療

現況と課題

1. 地域医療体制の充実と連携

- ・地域医療については、指定管理者である医療法人橘井堂が津和野共存病院、日原診療所、介護老人保健施設「せせらぎ」、訪問看護ステーション「せきせい」の運営に当たっています。医師・看護師・介護職不足等による厳しい環境の中、医療・介護スタッフは本町の医療を守るため平素より献身的な取り組みをしています。
- ・益田圏域においては、急性期・回復期・慢性期とそれぞれが機能分担して連携することで医療の質と量の確保を目指しています。津和野共存病院においては地域包括ケア病床を導入し、従来の在宅復帰支援をさらに広角的にとらえ、多職種協働でサービスを提供しています。
- ・地域医療を担う医師の確保については、地域医療の現場において、医療スタッフの不足による診療科の閉鎖等が進んでおり、高齢化の進展により在宅医療スタッフの需要はさらに増えるものと考えられており、今後の課題となっています。
- ・感染の恐れのある疾病の発生及びまん延を予防することを目的として、予防接種を実施しています。
- ・各種感染症の発生及びまん延を予防するため、広報誌等の媒体を利用した啓発を実施しています。
- ・医療機関、医師会その他関係機関と連携し、うつ病対策、自殺予防対策に取り組んでいます。

2. 救急体制の充実

- ・救急需要に対応するため、益田広域消防本部において7台の高規格救急自動車とその運用に必要な救急救命士の養成を計画的に図っており、津和野分遣所と日原分遣所には高規格救急自動車が1台ずつ配備されています。また、ドクターヘリとの連携により迅速な救急搬送体制の整備を進めています。

基本方針

全ての町民が心身ともに健康で安心して生活できるよう、必要な医療サービスを受けることができる地域医療体制及び救急体制の整備を図ります。

施策の内容

主要事業	取り組み内容
1 地域医療体制の充実と連携	<ul style="list-style-type: none"> ●限られた医療資源の効果的な活用を図るため、町民が平素からかかりつけ医を持ち、急病の際の救急措置や日常の健康管理についての知識の習得と意識の向上ができるよう支援します。 ●公的医療機関と地域開業医とが互いに連携するシステムを構築することにより、医師をはじめとする医療スタッフの確保や地域に存在する医療資源の効果的な活用を図ります。
2 救急体制強化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●益田広域消防本部を通し、救急体制の整備について協議していきます。 ●感染症の発生及びまん延を予防するため、予防接種法に定める予防接種を実施する他、任意の予防接種に対する町独自の助成についてもその効果を検討し、実施を図ります。 ●各種感染症について、さまざまな媒体を通じた情報提供を適宜行うことにより、その発生及びまん延を予防していきます。

主要指標

指標名	現状 (平成28年度)	目標 (平成33年度)
在宅当番医（休日急患診療） 実施日数	70日	70日

第3章

地域福祉

現況と課題

1. 地域福祉活動の促進

- ・近年、町民や地域が抱える生活課題は、一層多様化し、高齢者、障がい者、子育て等の個々の福祉分野では、十分に対応できない状況が生じています。このため、行政だけでなく、地域のつながりを広げ、相互に支援していく関係が求められています。
- ・地域福祉は、公的サービスだけでは対応できないニーズに対し、地域としての全体的なつながりを深め、相互に支え合うしくみを作り上げることを大きな目的としています。
- ・国においては、このような地域福祉の必要性を踏まえ、社会福祉法に基づく「地域福祉計画」を各市町村が策定し計画的に地域福祉の向上に努めるように求めています。
- ・本町では、「津和野町地域福祉計画（平成25年度～29年度）」により、3つの基本目標「地域で助け合い、支え合う」、「暮らしを支える福祉サービスを充実する」、「地域で活躍する人と町をつくる」を基に事業に取り組んでいます。

2. ボランティア活動の推進

- ・ボランティア清掃、環境美化活動等の実施や子ども安全パトロール見守り隊の結成による通学路での児童・生徒の見守りを行っています。また、社会福祉協議会とともに各種ボランティア活動の推進に取り組んでいます。

3. NPO法人への協力

- ・行政だけでは解決できない地域課題に取り組むNPO法人もあり、住民協働の観点からも官・民・NPO法人で協力していく場面が今後増えていくものと予想されます。
- ・NPO法人に対しては運営における手続きの支援、これからNPO法人を設立しようとする動きに対しては相談等支援を行い、地域全体の福祉の向上に取り組んでいく必要があります。

基本方針

町民だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉の充実を図るとともに、地域による協力体制の構築を目指します。

施策の内容

主要事業	取り組み内容
1 地域福祉活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉を充実していくためには行政のみでは限界があり、今後は行政と住民の連携と協働、各種機関が連携して課題の解決に当たる自助、互助、共助、公助をミックスした新しいスタイルによる福祉の実現に努めます。
2 ボランティア活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●今後もボランティア活動を通じて住民が共生するための学習や実践活動を積極的に支援します。 ●社会福祉協議会と協力してボランティア活動に取り組むとともに、町内で育成した精神保健福祉ボランティアのスキル向上や活用を図ります。

3 NPO法人への協力	<ul style="list-style-type: none"> ●行政だけでは解決できない地域課題に取り組むNPO法人を含めて、住民協働の観点からも官・民で協力していく体制の構築に努めます。 ●現在あるNPO法人に対しては運営における手続きの支援、これからNPO法人を設立しようとする動きに対しては相談等支援を行い、地域全体の福祉の向上に取り組めます。
-------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

主要指標

指標名	現状 (平成27年度)	目標 (平成33年度)
行政と住民が協力し合い、ともに福祉課題に取り組むべきと考える人の割合*	58.1%	70.0%
ボランティア活動に参加している人の割合*	14.5%	20.0%
NPO法人に関する相談件数	4件（平成28年度）	10件

*津和野町の福祉に関するアンケート調査による

第4章

高齢者福祉

現況と課題

1. 高齢者福祉の現状

- ・わが国の平均寿命は、世界でも最高水準にあり、団塊の世代が、平成37年（2025年）には後期高齢者となる等高齢化は急速に進行するとともに、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加が予想されています。
- ・第6期を迎えた介護保険制度が定着する一方、地域社会や町民意識の変化により、孤立死や虐待、災害時の対応等の問題が顕著になる等高齢者のニーズは多様化しており、それらへの対応が求められています。
- ・本町における高齢者の現状については、平成28年3月末現在の高齢化率は45.6%となっており、前年同期に比べて1.0ポイント上昇しています。また、一人暮らし高齢者世帯も増加しており、高齢者支援は本町の福祉施策の中でも最も重要な課題の一つです。
- ・本町では、平成25年度に策定した津和野町地域福祉計画、平成27年度からの第6期老人保健福祉介護事業計画に基づき各種施策を進めています。

2. 高齢者生きがいづくりの状況

- ・「老人クラブ」や「シルバー人材センター」を中心に、積極的な活動を推進しています。また、高齢者が要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、身近な生活圏ごとに地域密着型サービス事業所の整備を図っており、さまざまなニーズに対応するため、サービスの利用状況や入所申込者の状況等を十分に把握する必要があります。

3. 高齢者福祉サービスの状況

- ・要介護・要支援になる恐れのある高齢者を把握し、適切な介護予防事業につなげ、生活機能の改善維持を推進しています。
- ・在宅福祉については、町内医療機関、訪問看護事業所、他介護保険サービス事業所等関係機関が連携を図り、在宅医療・介護サービスが一体的に提供されるよう体制づくりを図っています。
- ・福祉については、緊急通報装置設置事業や高齢者等配食サービス事業を実施しています。また、民生委員・児童委員の支援や育成を図るとともに、地域住民のボランティア養成と多様な自主活動等、地域での共助のしくみ等の特色を生かし、高齢者が地域で安心して生活を営むことができるよう取り組んでいます。
- ・老人向け町営住宅については、需要と供給のバランスを踏まえ、既存住宅の改修等を含めバリアフリー化等を図り、引き続き安心安全快適に生活できる環境づくりに努める必要があります。
- ・デイサービスセンターの機能強化については、利用者のニーズや利用者数の増加等を勘案して、必要なサービス量の確保に努める必要があります。

4. 気軽に集まれる場づくり

- ・自主活動の場として町内各地で活動を展開しており、各地区とも工夫をこらしながら活動していますが、交通手段がないという理由から参加者が減少している地区もあり、参加者の拡大に向けた取り組みが必要となっています。

5. 地域ケア体制の整備

- ・認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、町民に対して「認知症サポーター養成講座」を開催し、認知症に対する正しい理解と本人やその家族に対する見守り、支援の環境づくりを進めています。
- ・一人暮らし高齢者等の見守りと異変時の保護のため、安否確認を行うとともに地域との絆づくり、地域の集いの場への参加等の働きかけも視野に入れた見守り活動を民生委員・児童委員の協力を得て実施しています。

■地区別の高齢者数及び世帯数：平成28年3月31日現在 (単位：人、世帯、%)

地区名	人口①	65歳以上の高齢者数②	比率②/①	世帯数③	③の内65歳以上で構成される世帯数④	比率④/③	④の内一人世帯数⑤	比率⑤/④
津和野	2,336	1,093	46.8	1,198	612	51.1	391	32.6
小川	752	321	42.7	326	119	36.5	68	20.9
木部	595	319	53.6	272	150	55.1	75	27.6
畑迫	650	333	51.2	289	130	45.0	68	23.5
左澄	300	124	41.3	124	50	40.3	29	23.4
日原	731	338	46.2	352	171	48.6	122	34.7
須川	193	100	51.8	83	41	49.4	19	22.9
滝元	264	109	41.3	103	38	36.9	14	13.6
枕瀬	530	217	40.9	252	90	35.7	44	17.5
池河	627	254	40.5	235	92	39.1	37	15.7
商人・溪村	132	71	53.8	55	26	47.3	15	27.3
青原	724	292	40.3	303	113	37.3	61	20.1
合計	7,834	3,571	45.6	3,592	1,632	45.4	943	26.3

基本方針

高齢者が住み慣れた地域で安心して生きがいを持って生活できるよう、サービスを必要とする高齢者に、充実した在宅サービスや施設サービスを提供します。また、要介護者とその家族にとって、安心できるようなサービスを充実させます。

施策の内容

主要事業	取り組み内容
1 高齢者の生きがいづくり	<ul style="list-style-type: none"> ●老人クラブ等の助成、支援の充実を通して生きがいづくりや介護予防対策の充実を図ります。 ●シルバー人材センターを活性化・充実化します。 ●これまで培った経験や能力を生かし、社会貢献の受け皿として、ボランティアセンターと連携して生きがいづくりに努めます。 ●高齢者に対する福祉の充実や社会生活の向上を図るため、各種団体の支援や育成を図ります。 ●高齢者が自分らしく住み慣れた町で暮らすため、自助、互助、共助、公助の相互連携を図る体制を整備します。
2 高齢者福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●医療機関と訪問看護の24時間体制の連携を図ることで、利用者の急変時等の早急な対応ができるよう、また在宅医療・介護の連携を深めていけるよう体制整備を計画的に行っていきます。 ●在宅サービスについて、今後の適正なサービス量を見込み、事業者に情報を提供することにより、必要なサービス量が確保されるよう努めます。また、介護サービスを提供するために用いる福祉車両購入の一部を助成し、介護サービスの維持を図っていきます。 ●施設サービスについては、これまでの利用実績や入所待機者の状況、介護保険料への影響等を考慮し、現状維持をしていきます。 ●地域密着型サービスについては、今後の利用動向を踏まえながら、日常生活圏域において可能な限り均一にサービスが提供できるよう努めます。 ●テレビの電源入切の情報から生活リズムを検知し、遠隔地に暮らす親族及び地域住民でゆるやかな見守りサービスを進めます。 ●テレビを通じてコールセンターに接続し、オペレーターと会話をしながら買物ができる買物支援宅配サービスを推進します。
3 気軽に集まれる場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●元気な高齢者が気軽に自分たちの足で通えるサロン・ふれあいの場づくりを進めます。 ●健康づくりをはじめ、介護予防のため、「気軽に集まれる場づくり」にボランティア関係者等と協力して取り組みます。
4 地域包括ケアシステムの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉協議会や関係団体と連携し、自助、互助、共助、公助を組み合わせながら、高齢者等を包括的に支えていく地域づくりに取り組みます。 ●地域ケア会議から地域の課題を把握し、地域づくりを行います。 ●在宅医療と介護を一体的に提供するための事業に取り組みます。 ●認知症サポーターの養成等地域住民への啓発に努め、認知症等要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるような地域の環境づくりに努めます。

主要指標

指標名	現状 (平成28年度)	目標 (平成33年度)
認知症サポーター養成者数 (累計)	1,818人	2,560人
地域ケア会議開催数	5回	5回

第5章

障がい者福祉

現況と課題

1. 障がい者を取り巻く環境の変化

- ・平成23年の改正障害者基本法では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことを基本理念に掲げ、障がいのある人を“保護の必要な弱者（=客体）”から“支援を受けつつ社会の一員として自主的に参加する者（=主体）”へと社会全体の意識を大きく転換させるものとなっています。
- ・平成28年度より障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行されることに伴い、国・地方公共団体等・民間業者は差別的取扱いの禁止が法的義務となります。
- ・障がい者を取り巻く状況は年々変わりつつあり、障がいの種類においても多様化の傾向がみられます。さらには、人間関係の希薄化や核家族化をはじめとする家族形態の変化により、介護、支援機能が低下する等行政の一層の支援が求められています。
- ・本町では、平成27年度に町内に2箇所目の相談支援事業所を開所し、町内の障がい者の利便性が向上しました。
- ・平成28年12月に津和野町障害者福祉センター「はなみずき」が完成し、竣工後には新しく設立した社会福祉法人つわの清流会を指定管理者として選定しました。平成29年度（2017年度）から障害者福祉サービス事業を実施しています。

2. 自立と社会活動参加の促進

- ・障がい者に対する正しい理解を深めるため、手話奉仕員や要約筆記奉仕員の養成を行い、障がい者の自立と社会参加を促進しています。

3. 福祉サービスの充実

- ・障害者手帳を交付の際に津和野町障がい者福祉ガイドブックを配布し、福祉サービスの周知を行っています。

4. ボランティア活動の推進

- ・精神保健福祉ボランティアの養成を行いボランティア活動を推進しており、今後も継続して実施していく必要があります。

5. 相談体制の整備

- ・町内に2箇所の相談支援事業所の開設と手話奉仕員の養成を行い、障がい者が地域での生活を送りやすくなるよう努めています。今後は、手話奉仕員のスキルアップのための支援を行っていく必要があります。

6. 障がい児教育等の状況

- ・幼少期での早期発見、家族や支援者の対応等への助言を行っており、今後は、進学とともに、教育機関と連携し、切れ目のない支援体制を構築していく必要があります。

■身体障がい者（児）の状況：平成28年3月31日現在

（単位：人）

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
身体障がい者合計	646	666	647	660	655	645
視覚	59	58	54	52	50	50
聴覚・平衡	67	73	71	74	71	70
音声・言語	11	11	10	11	8	7
肢体不自由	350	364	363	373	372	363
内部障害	159	160	149	150	154	155

資料）本町健康福祉課

基本方針

障がいのある人が地域で自立して暮らしていけるよう、町民の理解と協力を得ながら、障がいのある人が地域社会の中で生きがいを持ち、安心して生活ができるよう支援するとともに、さまざまなサービスを充実し、ともに支え合う地域社会の構築を目指します。

施策の内容

主要事業	取り組み内容
1 障がい者の自立と社会参加の支援	<ul style="list-style-type: none"> ●一般企業に対し情報提供を行い、障がい者雇用に対する理解を深め、就労支援を進めます。 ●公共施設のバリアフリー化促進等のハード面や障がい者に関する正しい情報提供による偏見の解消等のソフト面など環境整備を図ります。 ●障がいのある人が在宅でも生活できるよう、相談支援の強化や日中の居場所を提供できるよう支援します。
2 障がい者への福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●身近な地域での障がい者支援を充実させるため、保健、医療、福祉、教育、それぞれの分野のさらなる連携を強化し、一貫した支援体制を構築していきます。 ●放課後等デイサービス、児童発達支援の事業所を町内へ開設します。
3 ボランティア活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●町民が障がい者のためのボランティア活動に積極的に参加できる体制づくりを進めます。
4 相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●相談支援事業所の手話奉仕員のスキルアップや町に登録のない要約筆記奉仕員の養成等に努めます。
5 障がい児教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい児については、教育・保育等に携わるものの専門性の向上、専門家の協力で、子どもが将来的に自立し社会参加するための力を培うため、各施策を連携し総合的に推進します。また、保護者への情報提供を行い、事業利用の円滑化を図ります。 ●自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障害への理解促進を図り、さまざまなサービス等を組み合わせた総合的な生活支援等を実施します。
6 障害者差別解消法への対応	<ul style="list-style-type: none"> ●対応要領等を作成し、町職員に対する研修、事業者における研修、地域住民に対する啓発活動を実施します。

主要指標

指標名	現状 (平成28年度)	目標 (平成33年度)
障がい者就労支援による就業者数	1人	2人

第6章

児童福祉

現況と課題

1. 子どもを取り巻く環境の変化

- ・国内では、急速な少子化の進展や都市部及びその周辺地域での待機児童の増加、親の働く状況の違いによる幼児期の教育・保育の提供体制の違い、家庭や地域における子育て環境の変化等、子育て環境をめぐる課題が指摘されています。
- ・このような子どもと子育てをめぐる社会的背景のもと、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立しました。
- ・本町においても全ての家庭において、子どもが健全に育てられるとともに、安心して子どもを産み育てることができる社会環境を整えることが必要となっています。また、児童虐待や養育がうまくできない等の家庭の相談も増えており、子育て家庭を社会全体で支えるため、関係機関との連携強化と地域で子育てを行うための支援が必要となっています。
- ・国による子ども・子育て支援新制度施行に合わせて、平成27年3月に策定した「津和野町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、多様な子育て支援ニーズへの対応、保育サービス等の子育て支援施策の拡充を進めています。

2. 保育所の整備とニーズに合った保育内容の取り組み

- ・保育所については、保育士の不足等への対応が求められるとともに、保育士の資質向上のための各種研修会等への積極的な参加等が求められています。
- ・保育所の適正配置については、「津和野町立保育所・児童館整備ガイドライン」、「津和野町保育園・児童館統合計画」等に基づき、津和野地域の統廃合について実施に向けて検討を行いましたが、地元の強い要望等もあり、統廃合はせず平成28年度より社会福祉法人の運営で園を継続することとなりました。

3. 家庭や地域における子育て支援の状況

- ・子育て世帯を取り巻く環境は、核家族化、少子化等により大きく変動しており、共働き世帯の増加や就労形態の多様化が進む中、保育サービスをはじめとした地域における子育て支援の充実が望まれています。
- ・学童保育は、保育士不足や安全面を考慮して平成27年度末で廃止し、平成28年度より全ての小学校区に1つ以上の放課後児童クラブを設置しました。
- ・保育サービスについては、多様な子育て支援ニーズへの対応、保育サービス等の子育て支援施策を今後も継続して進めていく必要があります。
- ・子育てに伴う経済的支援について、チャイルドシート等の貸与や保育料の軽減等を実施しています。
- ・地域で子どもを育てる体制づくりについては、保育所等の地域交流や放課後子ども教室等での地域との交流等、継続的に子どもたちと地域の交流や体験活動が実施されています。
- ・母子保健医療については、母子保健では病気の予防だけでなく体力・社会適応力・生活能力・健全な心を育む等、総合的な健康づくりが必要となっており、妊婦教室、育児・栄養相談、集団親子教室、各種健康診査等を実施し母子保健医療体制の充実に努めています。

4. 支援を要する児童への対応

- ・支援を要する子どもや子育て家庭への対応としては、大きく「児童虐待防止対策」、「ひとり親家庭への支援」、「障がい児への支援」の3つの視点があげられています。
- ・児童虐待防止対策については、現在、児童相談所や教育委員会等関係機関との連携により相談・支援に取り組んでいますが、ケースの多様化、複雑化が進んでいます。
- ・「ひとり親家庭等への支援」については、自立に向けた各種支援等に取り組む必要があります。また、「障がい児への支援」については、各種サービスの充実を図るとともに、関係機関と連携して、発育・発達の確認や健康の障がいとなる要因の早期発見を継続して実施していく必要があります。
- ・児童相談体制については、養育支援の必要な家庭については相談支援の充実に努めており、今後も継続して実施していきます。
- ・津和野町要保護児童対策地域協議会代表者会議・実務者会議・庁内会議等により、町及び関係機関が情報共有・情報交換を密にし、未然防止及び事案の対応を行っています。

■保育所の状況：各年4月1日現在 (単位：人)

平成26年				平成27年				平成28年			
入所児数				入所児数				入所児数			
3歳未満	3歳	4歳以上	計	3歳未満	3歳	4歳以上	計	3歳未満	3歳	4歳以上	計
54	42	81	177	64	36	86	186	71	42	84	197

基本方針

子どもを安心して産み、育てることができるよう、地域全体で子育て支援を推進します。また、子育てに対する負担を軽減するため、子育て支援策を充実するとともに、子どもたちが安心して生活することができる環境づくりを進めます。

施策の内容

主要事業	取り組み内容
1 家庭・地域における子育ての支援	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援センターでの親子のコミュニケーションの充実を図るとともに、各種相談体制や子育て支援情報の充実、地域、ボランティア、行政が一体となった子育て支援ネットワークの推進を図ります。 ●今後もより一層の地域との交流を促進します。 ●少子化や公立施設の老朽化等を考慮し、今後も適正な保育所配置と計画的な施設整備を進めます。 ●「津和野町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育サービス・子育て支援施策の充実に取り組めます。特に本町で未設置の病児・病後児保育事業等の整備を進めます。 ●チャイルドシートの貸与や保育料の軽減等の経済的負担軽減に取り組めます。 ●放課後児童クラブについては、学童保育を平成27年度末で廃止したことから、全ての小学校区に設置します。

2 妊産婦や子どもの健康の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●母子健康手帳の交付、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問等の継続的な取り組みをはじめ、不妊治療への支援、各種子育て相談等を通して、妊娠・出産・育児に対する不安の解消を図ります。 ●乳幼児健康診査、予防接種等の充実を通して、子どもの健康増進を推進します。 ●保健・医療・福祉・教育等が連携を密にして総合的な子育て支援体制の充実を図ります。
3 子どもが健やかに成長する教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●生徒の個性や能力を伸ばす教育内容の充実に努めるとともに、豊かな心を育む教育や地域に開かれた学校づくり、さらには、いじめ防止や不登校児童・生徒への対応等に努め、信頼される学校づくりを推進します。 ●子ども会活動、地域への愛着を高める活動等を通して子どもの生きる力の育成とともに、思春期保健対策の充実を図ります。
4 安全で安心な子育てのまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ●安全な通学路や道路環境の整備を通して、子どもの交通安全を確保するための活動を推進します。
5 援助を必要とする子どもや家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●要支援・要保護家庭等について、関係機関と連携して児童虐待の未然防止対策の充実を図ります。 ●児童扶養手当、日常生活支援、就労支援、医療費助成等を通してひとり親家庭の自立支援の推進を図ります。

主要指標

指標名	現状 (平成27年度)	目標 (平成33年度)
子育て支援センター利用者数	3,633人	3,800人

第7章

ひとり親対策・生活困窮者対策

現況と課題

1. 生活相談、生活指導の状況

- ・相談員の資質向上のための研修等に参加し、相談機能の充実を図るとともに、福祉資金貸付については、ひとり親家庭への経済的支援の充実を進めています。
- ・日常生活自立支援事業等の支援を行っています。

2. 経済的自立に向けた就労指導の状況

- ・平成27年度より始まった生活困窮者自立支援事業については、町社会福祉協議会への事業委託により相談窓口を開設し、生活困窮者に対する経済的・社会的な支援を行っている他、福祉事務所内に就労支援員を配置し、支援を行っています。

3. 生活保護行政の状況

- ・本町における生活保護受給状況については、平成28年1月末現在で生活保護世帯数42世帯、保護受給者数53人、保護率6.71パーミル*となっています。保護申請は継続して発生しているものの、高齢者の死亡や施設入所等に伴う保護廃止により、世帯数・受給者ともに減少傾向にあります。
*パーミル：1,000分の1を1とする単位。記号は‰
- ・被保護世帯への体制充実を図るため、民生委員・児童委員や関係機関と連携を強化し、被保護者への指導及び助言を行うとともに、研修等への参加を通じて、担当する地区担当員（ケースワーカー）の資質向上に努めています。
- ・生活保護相談については、地区担当ケースワーカーがきめ細かな指導援助を行っています。

■本町の生活保護者数の推移：3月末日■ (単位：世帯、人)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
世帯	59	54	52	49	46
人数	77	69	66	63	60

基本方針

生活の安定に向けて各種相談や生活指導の充実に努め、それぞれの実情に応じた母子・父子福祉、生活困窮者支援、生活保護行政を推進します。

施策の内容

主要事業	取り組み内容
1 生活相談、生活指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●相談員のスキルアップのため、各研修に参加し、相談機能の充実を図ります。 ●母子父子寡婦福祉資金貸付制度、日常生活支援事業、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等の適切な運用を進めます。 ●地区担当員（ケースワーカー）のスキルアップのため、社会福祉主事の資格認定通信課程の受講や、各種研修会等に参加し、社会福祉全般に関する専門的知識を習得することにより、資質の向上に努めます。 ●民生委員・児童委員と研修会等を通じて意見交換の場を設けるとともに、被保護者に対する目的達成のための必要な指導や、要保護者からの自立助長を求める相談に応じて必要な助言を行います。 ●地区担当員（ケースワーカー）が処遇困難なケース等に対して指導援助体制及び生活保護相談の充実を図ります。
2 経済的自立に向けた就労の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉協議会及び就労支援員と連携を密にしながら生活保護に至る可能性のある生活困窮者に対し、生活保護に至る前に生活の安定と自立につながるよう就労も含めた積極的な支援に取り組むとともに、生活保護と生活困窮者自立支援の相互で切れ目のない生活支援ができる体制を整えます。 ●生活困窮状態から早期に脱却できるよう、庁内連携体制の強化、伴走型の相談体制と家計相談等の生活困窮者自立支援事業の充実を図ります。 ●ハローワークと連携して、被保護者に多方面からの就労指導を行います。
3 生活保護行政の確立と推進	<ul style="list-style-type: none"> ●被保護世帯の状況に応じた的確な実態把握に努め、必要に応じて調査を実施し、関係機関との連携・協議のもと個々の状況に基づく助言・指導を行います。 ●必要なケースワーカー数を確保し、関連機関との情報の共有化や研修等において連携を図り、保護の適正な運営に努めます。

主要指標

指標名	現状 (平成28年度)	目標 (平成33年度)
生活困窮者に対する自立相談支援事業による就労達成割合	100%	100%
ひとり親就労支援による児童扶養手当全部支給割合	36.2%	27.0%

第8章

人権・同和行政

現況と課題

1. 人権・同和対策の取り組み

- ・21世紀が「人権の世紀」と言われながら、今なお多くの課題が残されています。人権・同和問題の解決は行政の責務であり、「部落差別の解消の推進に関する法律」や「津和野町人権・同和行政基本指針」に基づき、あらゆる差別の解消に向け積極的な啓発活動や施策を行い、差別のない明るいまちづくりを推進する必要があります。
- ・同和問題をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等さまざまな人権問題はそれぞれの対象ごとに特有の問題を有しています。また、インターネットの普及により、匿名性を悪用した悪質な差別表現の流布、プライバシーの侵害や誹謗中傷等による人権侵害が発生するなど、新たな課題が発生しています。
- ・津和野町人権・同和対策推進協議会、行政、学校、家庭が連携した啓発活動の充実を図る必要があります。

2. 啓発活動や相談機能の状況

- ・本町では、町民一人ひとりがあらゆる人権問題に対する理解と認識を深めるとともに、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題を自らの課題として捉えることができるよう、また差別の現実を知ってもらえるよう、多くの町民に対する啓発を行っています。
- ・町職員に対しては関係機関が実施する人権・同和問題に関する研修会へ、主に若年齢層職員の受講を促進してきました。今後は研修会の開催にあたって、研修テーマの決定や講師依頼等について関係各課が連携し、より円滑に充実した研修の実施を図る必要があります。
- ・人権・同和教育の推進と啓発活動の充実のため、「津和野町人権・同和行政基本指針」において、「社会人権・同和教育及び学校人権・同和教育の連携」及び「指導者の育成」を目標として掲げており、地域ぐるみでの啓発に向け、情報共有を進めています。

基本方針

同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の根絶を目指し、それぞれの人格や個性の違いを尊重し合い、真に一人ひとりの人権が尊重される差別のない、心豊かで住みよいまちづくりを進めます。

施策の内容

主要事業	取り組み内容
1 人権・同和対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●「部落差別の解消の推進に関する法律」や「津和野町人権・同和行政基本指針」に基づき、総合的に施策を進めます。 ●町民一人ひとりの参加を促進するため、今後もあらゆる場における人権・同和教育・啓発の充実を図ります。 ●関係機関との連携を図り、町民一人ひとりが同和問題やその他の人権課題について正しく理解し、自らの課題として差別意識の解消に取り組むことができるように効果的な研修を検討するとともに、「津和野町人権・同和行政基本指針」の目的の達成に努めます。

2 啓発活動や相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●学校、地域、職場等関係機関との連携を深め、人権感覚を高めるための啓発活動を中心に、総合的、継続的に取り組みます。 ●啓発は継続することで効果を発揮するものであり、定期的な講演会、学習会の開催等を推進します。あわせて、内容の工夫等を通して、多くの町民の参加と新規参加者の参加促進を図ります。 ●自治会等地域におけるリーダーの育成を進めます。 ●法務局、人権擁護委員等関係機関との連携を継続して行うとともに、相談事業についての町民への周知を図ります。 ●町職員が人権・同和問題に関する正しい知識を習得するため、今後も継続的に人権・同和問題の研修会への参加を促進するとともに、町職員の人権意識の向上を図るため独自の研修会を実施します。 ●人権・同和教育については、“学”と“社”が連携して人権・同和教育を進めます。 ●「学びの協働」推進事業の考え方を基本として、地域及び学校エリア毎のエリア協議の中で話し合うシステムの構築を図ります。
----------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

主要指標

指標名	現状 (平成28年度)	目標 (平成33年度)
人権・同和問題講演会の回数	4回	5回
小規模単位（公民館等）での研修会の回数	6回	11回
町職員の町外での研修会への参加回数	3回	5回
町職員への町独自研修会の回数	1回	6回

第9章

社会保障

現況と課題

1. 国民健康保険制度の状況

- ・国民健康保険は、加入者の年齢層が高く、所得水準が低い傾向があること、医療機関の受診が増加し、高度医療化していること等の現状を踏まえ、国民健康保険に対する理解と啓発を進めていく必要があります。

2. 介護保険制度の状況

- ・第6期介護保険事業計画に基づき、制度の適正な運営を進めていますが、要支援者の地域支援事業への移行等制度の改正に伴う介護給付費等への影響については、注意深くその経緯を見守る必要があります。

基本方針

徴収率の向上、町民の健康づくりの推進による医療費の適正化に努めるとともに、適正なサービスが受けられる介護保険制度の運営を目指します。

施策の内容

主要事業	取り組み内容
1 健全な国民健康保険の運営	<ul style="list-style-type: none"> ●広報活動、医療費通知等により相互扶助の国民健康保険制度の周知と被保険者の健康管理意識の高揚を図ります。 ●疾病の早期発見、早期治療のための健康診査等の保健事業の充実による健康づくりを推進します。 ●医療給付適正化の推進とともに、財源確保のための適正な税率の見直しや保険税の収納率向上を図ります。
2 介護保険制度の適正な運営	<ul style="list-style-type: none"> ●介護給付の適正化を図ります。

主要指標

指標名	現状 (平成27年度)	目標 (平成33年度)
(再掲) 国保特定健診受診率 (受診者数/40歳~74歳の 国保被保険者)	36.9%	40.0%

基本目標5

多くの人々と交流し
開かれたまちづくり

第1章

交 流

現況と課題

1. 広域連携の取り組み

- ・国内の多くの地方自治体では人口減少が続いており、今後財政基盤の弱体化が懸念される一方、地方分権への対応を求められることから、自治体単独で全ての行政サービスをまかなうことが難しくなっています。
- ・広域連携の取り組みとして高津川流域環境保全の観点から高津川一斉清掃活動、地域資源を活用した観光振興として地域限定特例通訳案内士育成事業等を展開しており、今後も広域的な事業を進める必要があります。
- ・高津川の水質浄化及び水産資源の増殖において、NPO法人等との連携により調査・成果の検証等を実施しており、その他の事業についても、NPO等と連携・協働して事業を進める必要があります。

2. 地域間交流の取り組み

- ・学校間の交流、祭りの交流等、地域の特性をお互いに理解しながら、地域間交流を進めています。

3. 国際交流の取り組み

- ・平成28年6月に設立した津和野町国際交流協会と連携し、ベルリン市中央区との行政・民間交流促進、県立津和野高等学校の国際化支援、インバウンド対策等を主軸とした活動を行っており、町としても本協会の事務局として協会と連携しながら地域の国際化と国際交流の促進に努めます。
- ・平成21年の学生交流中止以降、ベルリン市中央区との行政同士の交流自体が休止状態であることが課題となっており、改めて交流の活性化について行政と協会で要望していく必要があります。

4. 文化交流の推進

- ・森鷗外に関する講演会や安野光雅美術館でのトークショーの開催、また最近では日本遺産等の講座の開催により、文化意識の向上と人的交流が進められています。

基本方針

広域連携による町域を越えた町民ニーズへの対応を図るとともに、地域間交流や文化交流を進め、個性的で魅力ある地域づくりを推進します。また、国際交流を通じて、外国の風土や文化等に接して国際感覚を身につけた人材を育成するとともに、外国人にとっても親しみやすい環境整備を進めます。

施策の内容

主要事業	取り組み内容
1 広域連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●圏域の総合的かつ一体的な整備を図る協力関係のさらなる強化を進めます。 ●広域行政事務事業については、継続して実施します。あわせて、これまでの事業においてNPO等と協働し効果的に事業を進めることができたため、今後も協働により広域行政を推進します。
2 地域間交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の特性をお互いに理解しながら、お互いの地域の発展に向けて交流を進めます。
3 国際交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●津和野町国際交流協会と連携し、ベルリン市中央区との行政・民間交流促進や諸外国から訪れる外国人観光客の受入体制向上、津和野高校の国際化支援を主軸とした活動を推進します。 ●地域の国際化及びインバウンド対策等に取り組むため、国際交流員の設置を検討します。
4 文化交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●近県学校音楽大会の参加者には第一線で活動する音楽家もいます。今後もこの大会の充実を図り、町民の文化意識の高揚に努めます。 ●さまざまな講演会や講座の開催に取り組み文化意識の向上に努めるとともに、スポーツに関する講座等を開催し、文化・スポーツの人的交流の推進とネットワークの構築を図ります。

主要指標

指標名	現状 (平成28年度)	目標 (平成33年度)
津和野町国際交流協会の会員数	63人	100人

計画実現の方策

第1章

協働のまちづくり

現況と課題

1. 住民と行政の協働のまちづくり

- ・本町では「津和野町住民と行政の協働指針」を策定し、平成24年に12の公民館等エリアにそれぞれまちづくり委員会が設置され、住民と行政による協働のまちづくりを進めてきました。今後は、それぞれの地域の特性を生かしたまちづくりと、核となる小さな拠点づくりを進め、それぞれのまちづくり委員会や公民館及び関係機関等と連携しながら、住み慣れた地域での生活サービス機能等を維持し、安心して住み続けられるまちづくりを推進します。

2. まちづくり活動団体の取り組み

- ・人口の減少と高齢化が進行する中で、本町にこれからも安心して豊かな気持ちで住み続けられるよう、人口減少に対応したまちづくりが求められています。
- ・本町では自治会、町内会、商店会をはじめとするまちづくり活動を推進する団体によって地域おこしのための各種活動も行われており、これらのまちづくり活動の支援を進めています。

3. まちづくり委員会の活動の実態

- ・本町では、地域の身近な課題解決に向けて地域が一体となって取り組む「まちづくり委員会」を公民館区域で組織し、住みよいまちづくりを推進しています。
- ・まちづくり委員会の活動は、地域全体で意見を出し合い、連携・協力して活動することによって、より地域住民の要望に的確に応えることができます。
- ・住民と行政による「協働」によって、地域住民の意見をまとめながら、地域課題を効果的に解決することを進めていきます。

基本方針

一人ひとりが町に愛着を感じ、まちづくりに参加する機運を高め、それぞれの責任と役割を持って主体的にさまざまな地域の課題に取り組む「協働のまちづくり」を推進します。

「協働のまちづくり」を推進するため、各地域のまちづくり活動団体の支援、人材育成の支援に取り組めます。また、住民自治によるまちづくりを推進するため、総合的な人的支援・物的支援・財政的支援をします。

第2章

男女共同参画

施策の内容

主要事業	取り組み内容
1 小さな拠点づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●それぞれの地域の特性を生かし、核となる小さな拠点づくりを推進します。 ●生活サービス機能等を維持し、安心して住み続けられるまちづくりのためのまちづくり計画作成を推進します。 ●それぞれのまちづくり委員会に対して、財政支援として運営費や課題解決のための助成金を交付し、人的支援として地域担当職員及び集落支援員を配置します。 ●意見交換会の実施により、情報を共有しながら住民と行政の協働により、安心して住み続けられるまちづくりを推進します。 ●鹿足郡事務組合と連携しケーブルテレビ網を活用した迅速かつ充実した情報発信を行います。
2 小さな拠点づくりの連携	<ul style="list-style-type: none"> ●まちづくり委員会の連携や、拠点の連携を図る取り組みを推進します。
3 まちづくり活動団体の育成	<ul style="list-style-type: none"> ●地域おこしと絆づくりに取り組む団体が、積極的に各種活動に参画できるよう、活動支援等を行います。 ●多様化している町民や団体のニーズに対応した事業を支援します。

主要指標

指標名	現状 (平成28年度)	目標 (平成33年度)
まちづくり委員会ごとのまちづくり計画作成	0	12

現況と課題

1. 男女共同参画社会への意識づくり

- ・国においては、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定されましたが、依然として性差による差別、固定化された性別役割分担意識により、生き方の自由な選択に影響を及ぼす慣行・慣習が残っています。このような中、平成27年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは新たな段階に入ったと言えます。
- ・人口減少や高齢化の進展、社会のグローバル化、経済状況の大きな変化等、多様化・複雑化する社会環境への対応が求められる中、男女が互いに尊重し合い、等しく家庭、地域、職場、学校等において社会の責任を担い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の推進は重要な課題となっています。
- ・本町においては、男女共同参画社会の実現を目指し、町民及び事業者と連携・協力してその取り組みを推進するため、平成22年に津和野町男女共同参画推進条例を制定しました。

2. 家庭・地域・学校・職場等による男女共同参画の推進

- ・性別による固定的役割分担意識による男女間格差や政策・方針決定の場への女性の参画の取り組み等さまざまな課題があります。
- ・本町においては、島根県男女共同参画サポーターと連携し、地域における男女共同参画社会の啓発を推進しています。
- ・男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策や重要事項などについては、津和野町男女共同参画推進委員会において、調査審議を行っています。
- ・女性の人材育成を推進する取り組みを行う必要があります。
- ・男性も女性もともに、家庭（子育て・介護等）と仕事・地域活動を両立することができる環境づくりを進めています。

■女性議員・委員比率：平成28年4月1日現在■

区分	議員・委員数（人）			女性比率（％）	
	男	女	合計	津和野町	県内全市町村
議会議員	10	2	12	16.6%	7.5%
地方自治法180条の5に基づく委員会	29	5	34	14.7%	13.4%
教育委員会	2	2	4		
選挙管理委員会	3	1	4		
監査委員会	2	0	2		
農業委員会	19	2	21		
固定資産評価審査委員会	3	0	3		
合計	45	11	56	19.6%	—

資料) 島根県男女共同参画室「しまねの男女共同参画年次報告」

■女性審議会委員比率：平成28年4月1日現在■

区分	審議会数	委員数(人)			女性比率(%)	
		男	女	合計	津和野町	県内全市町村平均
地方自治法202条の3に基づく法律・条例等による審議会	25	236	73	309	23.6%	27.1%

資料) 島根県男女共同参画室「しまねの男女共同参画年次報告」

基本方針

町民、事業者と連携しながら、男性と女性が対等なパートナーとして共同参画できる社会、誰もが住みよい町づくりを目指します。

施策の内容

主要事業	取り組み内容
1 男女共同参画社会づくりに向けた社会制度・慣行の見直しと意識の改革	●固定的な性別役割分担にとらわれることなく、多様な生き方を選択することができるように、人権を尊重する意識の高揚を図るとともに、固定的性別役割分担意識の解消をはじめ、島根県男女共同参画サポーターとともに男女共同参画についての正しい理解を促進するための広報・啓発、学習、教育に取り組みます。
2 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	●男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野において方針の立案及び決定に共同して参画できる機会の確保に向けて、町審議会等委員への女性の参画推進や女性の人材育成に取り組みます。
3 家庭、職場、地域における男女共同参画の推進	●男女がともに仕事と家庭を両立し、地域の一員として地域活動にも携わることができる環境づくりのため、家庭、地域における男女共同参画の推進や、職場における妊娠出産に関することへの配慮、子育て支援の充実に取り組みます。
4 個人の尊厳の確立	●男女の個人としての尊厳を尊重する社会づくりに向けて、女性に対するあらゆる暴力の根絶、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重等の意識啓発に取り組みます。
5 国際的協調	●政治、経済、文化等あらゆる分野で国際化が進む中、国際的基準等の広報・啓発や国際的視野に立った女性の人材育成に取り組みます。

主要指標

指標名	現状 (平成28年度)	目標 (平成33年度)
島根県男女共同参画サポーターの町内男性の人数	0人	1人
男女共同参画講座を開催した公民館の割合	0%	100%

第3章

行財政運営

現況と課題

1. 行財政運営の取り組み

- ・新たな行政課題に的確に対応するため、必要に応じて組織機構を見直し、効率的な行政運営を進めています。今後も、計画的な町職員採用等による定員管理及び人員配置の適正化を進めることによって、一層の効率化を図る必要があります。
- ・効率的・安定的な行財政の確立については、財政の健全化に関する法律に基づき算定した「健全化判断比率」がいずれの数値も健全化数値となっていますが、全国平均と比較すると高い状況で、経常収支比率も増加の傾向となっています。
- ・改革意識の共有については、行財政改革の推進に当たって、「津和野町行財政改革大綱実施計画」を策定し、改革意識の共有、効率的・安定的な行財政の確立、住民参画を行財政改革の基本方針として、これまでの行財政改革の経緯と実情を踏まえ、事務事業の見直しや住民参加型のまちづくり等8項目を重点課題に、全庁をあげて取り組みを進めています。実施計画の進捗状況等を庁内で総括した結果は広報誌等で住民への周知に努めています。

2. 町職員の資質向上

- ・島根県自治研修所を中心に町職員研修を実施しています。

3. 電子自治体の取り組み

- ・電算システム導入により業務の効率化及び町民サービスの向上に努めるとともに、セキュリティ対策の強化を進めています。

4. 財政の安定的確保

- ・事務改善等検討委員会を開催し、組織機構や事務事業の改善を進めるとともに、行政改革推進本部の答申を受けて、政策との調整を図りながら、必要度や効果を重視した補助金制度の見直しを進めており、今後とも財源の安定確保のための取り組みを進める必要があります。

5. 事務事業評価システムの検討

- ・事務事業の成果を客観的に評価するシステム導入については、費用面等を含めた課題の整理等が必要で

■主要項目別歳入・歳出額（決算統計：普通会計）■

(単位：千円)

主要項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
歳入	町税	741,717	747,831	743,343	724,239	716,261
	地方交付税	4,637,779	4,496,407	4,710,978	4,567,001	4,547,102
	使用料及び手数料	295,060	299,009	276,846	263,589	267,704
	国庫支出金	664,044	610,985	948,925	1,899,032	1,472,578
	県支出金	430,051	323,277	350,693	488,802	469,177
	その他の歳入	1,444,761	1,844,859	1,948,968	2,260,905	2,585,083
計	8,213,412	8,322,368	8,979,753	10,203,568	10,057,905	
歳出	人件費	1,146,119	1,197,229	1,178,782	1,223,096	1,219,683
	物件費	1,274,531	1,302,299	1,283,182	1,315,823	1,340,739

歳出	扶助費	446,541	461,295	485,672	498,419	595,020
	公債費	2,027,648	1,571,351	1,316,310	1,327,405	1,455,737
	投資的経費	941,447	1,000,974	1,924,097	2,977,177	2,717,720
	その他の歳出	2,305,677	2,668,129	2,644,047	2,712,383	2,467,546
	計	8,141,963	8,201,277	8,832,090	10,054,303	9,796,445

注) 普通会計：一般会計、電気通信事業特別会計、奨学基金特別会計及び診療所特別会計の合計

基本方針

高度化、多様化する町民ニーズに的確に対応しながら、最小の費用をもって最大の効果を上げることができるよう、地域の個性や実情に応じた柔軟で効果的な行政運営体制を確立するとともに、事務事業の見直しや経費の節減等行財政運営の効率化を進めます。

施策の内容

主要事業	取り組み内容
1 適切な行政経営	<ul style="list-style-type: none"> ●平成28年度からは普通交付税の合併特例加算分の段階的な減少が始まることから、引き続き全ての事務事業についてゼロベースからの見直しを実施します。 ●第3次津和野町行財政改革大綱実施計画に基づき、住民参加型のまちづくり等8項目の重点課題それぞれに、具体的な取り組み項目を42項目設定し、平成32年度（2020年度）までの5年間を推進期間として行財政改革の推進に取り組むこととしています。進捗状況等については、毎年度総括し、結果については広報誌等で住民に周知を図ります。
2 町職員の資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ●町職員研修については、島根県自治研修所での研修を中心とした各種研修への参加を促進するとともに、他の自治体や組織・機関との人事交流等を活用して人材育成に取り組んでいきます。 ●能力及び業績による公正な人事評価を実施し、各個人の能力開発や適性を総合的に評価することにより、職員一人ひとりが自己成長を実感し、目標達成によるやる気と気づきを提供し、人材育成を図っていきます。 ●町職員からの提案については、制度化のため関係課と協議、検討していきます。
3 電子自治体の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●今後も町職員の情報処理能力の向上に努め、町民サービスの向上を図ります。 ●e-TAXを利用した電子申告等が増えるよう周知を図ります。
4 財政の安定的運営 (民間委託等含む)	<ul style="list-style-type: none"> ●健全財政を維持するため、自主財源の確保と依存財源の効率的運用を図ります。 ●町税の滞納整理については、公正・公平な税務行政を図るため、法的な措置も含めて真摯な姿勢で取り組み、貴重な財源である町税の収納率の向上を図ります。 ●公共施設の有効活用を図るとともに、活用状況等を踏まえた上で、施設の統廃合を進めます。また、公共施設等総合管理計画を策定し長期的な視点からマネジメントを行います。

	<ul style="list-style-type: none"> ●今後も、必要度や効果を重視した補助金制度の見直しを図ります。 ●企業、町民活動団体等の民間活力の活用を検討します。 ●各施設の指定管理者の導入検討及び更新を行い、効率的な運営を図ります。 ●ふるさと納税の推進により税収の確保に努めます。
5 行政評価システムの導入検討	<ul style="list-style-type: none"> ●効率的な業務運用を図った上で、システム導入については、関係課と協議しながら検討していきます。

主要指標

指標名	現状 (平成27年度)	目標 (平成33年度)
町税徴収率の向上	92.9%	93.0%

第4章

情報化

現況と課題

1. 地域情報化の取り組み

- ・ケーブルテレビ事業については、鹿足郡事務組合に引き継がれ、その後、無償貸与している町所有のケーブルテレビ設備等を無償譲渡しています。今後も連携を密にとりケーブルテレビ網を活用した地域情報の発信や防災行政無線とも連携した災害等緊急時の情報提供、情報通信網の充実に努める必要があります。

2. 学校における情報処理学習の取り組み

- ・小中学校では、情報機器、視聴覚機器等の整備を進めています。

3. 情報公開と個人情報保護対策の取り組み

- ・個人情報保護運営審議会を開催し、条例の適正な運用を推進しています。
- ・セキュリティ研修の受講や最新セキュリティプログラムを常に更新する等、セキュリティ対策を進めています。

4. 広報制度

- ・町広報誌「広報つわの」、町ホームページを適時更新するとともに、防災行政無線を通して行政情報をわかりやすく伝えるよう進めています。

5. 広聴制度

- ・広聴活動の充実と周知を進めています。

基本方針

地域の情報化を推進し、行政サービスに対する町民の声を聴く機会を広く設けるとともに、行政活動の透明性を高めることで、地域住民の声を行政の施策に反映させ、町民が暮らしやすいまちづくりを推進します。

施策の内容

主要事業	取り組み内容
1 地域情報化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●ケーブルテレビ事業については、地域情報や防災行政無線と連携した災害等緊急時の情報発信の充実に努めるとともに、超高速通信網を活用した各種インターネットサービスの提供や放送環境の整備を進めます。 ●携帯電話の不感地域の解消については、国の携帯電話等エリア整備事業を活用し、基地局の整備を進めます。
2 学校における情報処理学習の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●ITを活用した情報教育の充実を図ります。
3 情報公開の充実と個人情報保護対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●町民に対する情報公開制度の周知を図るとともに、情報公開制度を適正に運営するため、文書管理を徹底します。 ●個人情報保護運営審議会を定期的に開催します。 ●個人情報保護制度、情報公開制度に関する全職員を対象とした研修会等を開催します。

	●情報の管理を徹底し、内部からも外部からも情報もれ等が起きないようセキュリティ対策を進めます。
4 広報制度の充実	●行政情報をわかりやすく総合的に伝えるため、町民の立場に立って、ホームページ、広報誌、行政防災無線等を活用した親しみやすい情報提供を図ります。
5 広聴制度の充実導入	●町民が参加しやすい広聴活動の充実を図ります。

主要指標

指標名	現状 (平成28年度)	目標 (平成33年度)
町内における超高速通信網の整備率	5%未満	100%

第5章

広域行政の推進

現況と課題

- ・国内の多くの地方自治体では人口減少が続いており、今後財政基盤の弱体化が懸念される一方、地方分権への対応を求められることから、自治体単独で全ての行政サービスをまかなうことが難しくなっています。
- ・本町では、行政区域を越えて広域的に対応する広域行政を推進しており、広域的な視点から、地域の発展に取り組んでいます。そのため、益田圏域の共通課題を処理するための益田地区広域市町村圏事務組合と、鹿足郡内では鹿足郡事務組合、鹿足郡不燃物処理組合、鹿足郡養護老人ホーム組合が組織されています。
- ・益田圏域内においては、いずれの自治体も人口減少問題が喫緊の課題となっており、ますます多様化する住民ニーズに的確に対応する必要があります。

基本方針

広域連携による多様な住民ニーズへの広域的視点からの対応を図ります。

施策の内容

主要事業	取り組み内容
1 広域連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●国政の動きとマッチした広域行政の推進体制の整備を進めます。 ●周辺市町との連携を一層強め、地域医療体制の整備・充実や幹線道路の整備促進、総合特区、環境問題、地方創生、消防等さまざまな行政課題に対して、広域的な視点から効率的な取り組みを進めます。 ●人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点の形成を目的とした、山口県央連携都市圏域形成の取り組みを推進します。

主要指標

指標名	現状 (平成28年度)	目標 (平成33年度)
益田圏域定住自立圏共生 ビジョン策定	1	1
山口県央連携都市圏域 ビジョン策定	1	1

第2次津和野町総合振興計画

 島根県 津和野町

〒699-5292

島根県鹿足郡津和野町日原54番地25

<http://www.tsuwano.net>